

「火薬類取締法」 申請等手続マニュアル

令和7年4月

石川県危機管理部

「火薬類取締法」申請等手続マニュアル

[目 次]

I	総論	1
1	はじめに	1
2	申請等についての一般的注意事項	1
3	申請者	2
4	許可等に要する日数	2
5	許可申請等に必要な手数料及び納入方法	5
II	各論	6
	第1章 製造	6
1	火薬類の製造営業の許可について	6
2	製造営業の承継について	6
3	火薬類製造施設等の変更について	6
4	法第10条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事について	7
5	危害予防規程(変更)の認可について	7
6	保安教育計画(変更)の認可について	7
7	火薬庫を所有又は占有できない旨の許可について	8
8	完成検査について	8
9	保安検査について	8
10	火薬類製造営業許可申請書等の記載事項の変更について	8
11	定期自主検査の計画(変更)について	9
12	定期自主検査の報告について	9
13	火薬類製造年報について	9
14	製造施設の休止について	9
15	火薬類の製造営業の廃止について	10
	第2章 販売	14
1	火薬類の販売営業の許可について	14
2	販売営業の承継について	14
3	保安教育計画(変更)の認可について	14
4	火薬庫を所有又は占有できない旨の許可について	14
5	火薬類販売営業許可申請書等の記載事項の変更について	15
6	火薬類販売年報について	15
7	火薬類販売営業の廃止について	15
	第3章 貯蔵	15
1	火薬庫設置(変更)の許可について	15
2	完成検査について	17
3	保安検査について	17
4	火薬庫出納年報について	17

5	定期自主検査の計画（変更）について	17
6	定期自主検査結果の報告について	18
7	火薬庫設置等許可申請書又は火薬庫工事設計明細書の記載事項変更の届出について	18
8	火薬庫設置等許可申請書又は火薬庫工事設計明細書の記載事項変更の報告について	18
9	法第12条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事について	18
10	火薬庫の承継について	19
11	火薬庫の休止について	19
12	火薬庫の廃止について	19
13	火薬庫外貯蔵場所の指示申請について	47
第4章 譲受と消費		50
1	一般火薬類（爆薬、電気雷管等）に係る火薬類譲受・消費について	50
2	コンクリート破砕器の譲受・消費について	55
3	建設用びょう打ち銃用空包の譲受、消費について	56
4	火薬類譲受・消費許可証の返納について	57
5	火薬類の無許可譲受について	57
6	火薬類の無許可消費について	58
7	火薬類消費許可申請書等の記載事項変更の届出について	59
8	火薬類消費年報について	59
9	煙火に係る火薬類消費の許可について	81
第5章 譲渡と廃棄		91
1	火薬類譲渡の許可について	91
2	火薬類廃棄の許可について	91
第6章 火薬類の輸入		94
1	火薬類の輸入の許可について	94
2	火薬類輸入許可申請書の記載事項変更について	94
3	火薬類の輸入の届出について	94
4	火薬類輸入許可証の返納について	94
第7章 火薬類安定度試験		98
(様式集)		
1	省令様式	99
2	細則様式	116
3	手引様式	141
(参考) 石川県火薬類取締法施行細則全文		165

I 総論

1 はじめに

この手引きは、火薬類取締法令に基づく知事の権限に属する事務のうち、火薬類の製造、販売、貯蔵、譲受、譲渡、消費及び廃棄等に係る許可、認可、届出及び報告等に関する必要な書類、様式を示すとともに、許可等に伴う義務や遵守事項等について解説したものである。

なお、このマニュアルにおいて使用する用語は、次に掲げる法規をいう。

「法」 火薬類取締法（昭和 25 年 5 月 4 日 法律第 149 号）

「政令」 火薬類取締法施行令（昭和 25 年 10 月 31 日 政令第 323 号）

「省令」 火薬類取締法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日 省令第 88 号）

「細則」 火薬類取締法施行細則（平成 15 年 4 月 22 日 石川県規則第 29 号）

2 申請等についての一般的注意事項

(1) 書類の提出（送信）方法

ア 申請書類は、事前に協議を行ったうえで提出（送信）すること。

イ 届出書類は、内容確認を要するものや保安手帳に記入を要するものは原則として持参すること。

ウ 報告書類は、持参することを求められた場合は、内容について説明できる者が持参すること。

エ その他、法令で定められた届出、報告事項等を遵守すること。（P3 表 1 参照）

(2) 書類の提出（送信）先

ア 製造、販売、火薬庫設置等に関する申請、届出、報告については、消防保安課へ提出（送信）する。

イ 譲受、譲渡、消費、廃棄及び庫外貯蔵場所等に関する申請、届出、報告については、消防保安課又は消費地等を管轄する県総合事務所に提出（送信）する。管轄区域別の書類提出先は下記のとおりである。

書類の提出（送信）先	所在地	電話番号 FAX 番号	管轄区域
県庁 消防保安課	〒920-8580 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 Email:syobohoan@pref.ishikawa.lg.jp	076-225-1481 076-225-1486	下記以外の地域
県総合事務所 中能登総合事務所	〒926-0852 七尾市小島町二部 33 Email:nakanoto@pref.ishikawa.lg.jp	0767-52-6113 0767-53-4244	七尾市、羽咋市 志賀町、宝達志水町 中能登町
県総合事務所 奥能登総合事務所	〒929-2392 輪島市三井町洲衛 10 部 11 番 1 Email:okunoto@pref.ishikawa.lg.jp	0768-26-2303 0768-26-2305	輪島市、珠洲市 穴水町、能登町

ウ 消費許可のうち煙火の消費に関する申請、届出、報告等については、消費地を管轄する消防（局）本部へ提出する。（P4 表 2 参照）

(3) 許可証等の取扱い

交付を受けた許可証、指示証は、厳正な保管管理に留意すること。火薬類譲受・譲渡許可証は政

令第2条に基づき、また火薬類輸入許可証及び火薬類消費許可証は細則第5条に基づき返納すること。

また、万一許可証等を紛失（盗難）した場合は、速やかに交付者（場合に応じて警察）まで連絡し、その指示を受けること。

3 申請者

- (1) 各種許可等を受けようとする申請者は、個人である場合にはその者、法人である場合には代表権を有する者であること。
- (2) 申請等の行為者が法人の場合で、支店長等の現場の代表者に申請等の行為を委任する場合は、その者に対する法人の代表者の委任状を申請書等に添付すること。
なお、火薬類譲受・消費許可後に行う火薬類譲渡許可申請等に添付する委任状は写しでもよい。
- (3) 事業主体が共同企業体である場合、共同企業体の個々の法人が各々申請するか、又は企業体の代表法人が申請すること。

4 許可等に要する日数

行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため施行された行政手続法に基づき、石川県では火薬類取締法令における各種申請等に係る審査基準及び標準処理期間を制定しております。（標準処理期間とは、申請が受理された日から処分等がなされるまでの標準的な日数をいう。）

このうち、「申請に対する処分の標準処理期間」（抜粋）は、次のとおりですので各種申請の際の参考として下さい。

申請区分	標準処理期間	申請区分	標準処理期間
火薬類製造の許可	14日	火薬類の譲受許可	5日
火薬類販売の許可	10日	火薬類の消費許可	5日
火薬庫設置等の許可	15日	火薬類の廃棄許可	10日
火薬類の譲渡許可	5日	火薬類取扱等保安責任者免状の交付	7日

表 1 火薬類諸手続及び様式一覧

手 続 区 分		様式番号及び様式掲載頁		
		根拠法令	様式番号	掲載頁
製 造	製造営業の許可申請	省令	第 1 号	100
	火薬庫を所有又は占有できない旨の許可申請	細則	第 1 号	117
	完成検査の申請	省令	第 14 号	109
	製造施設の変更許可申請	省令	第 4 号	102
	軽微な変更の届出	省令	第 5 号	103
	申請書等記載事項の変更報告	細則	第 12 号	127
	危害予防規程（変更）の認可申請	省令	第 2 号	101
	保安教育計画（変更）の認可申請	細則	第 4 号	120
	保安責任者等の選解任届出	細則	第 5 号	121
	保安検査の申請	省令	第 18 号	110
	定期自主検査計画（変更）の届出	細則	第 6 号	122
	定期自主検査の終了報告	細則	第 7 号	123
	製造に関する年報の報告	細則	第 11 号	126
	製造施設の休止届出	細則	第 9 号	125
	営業の廃止届出	細則	第 2 号	118
販 売	販売営業の許可申請	省令	第 6 号	104
	申請書等記載事項変更の報告	細則	第 12 号	127
	火薬庫を所有又は占有できない旨の許可申請	細則	第 1 号	117
	保安教育計画（変更）の認可申請	細則	第 4 号	120
	販売に関する年報の報告	細則 手引	第 13 号 第 16 号	128 162
	営業の廃止届出	細則	第 2 号	118
貯 蔵	火薬庫設置（変更）の許可申請	省令	第 7 号	105
	軽微な変更の届出	省令	第 5 号	103
	申請書等記載事項変更の届出	細則	第 14 号	129
	申請書等記載事項変更の報告	細則	第 16 号	131
	完成検査の申請	省令	第 14 号	109
	保安責任者等の選解任届出	細則	第 5 号	121
	保安検査の申請	省令	第 18 号	110
	定期自主検査計画（変更）の届出	細則	第 6 号	122
	定期自主検査の終了報告	細則	第 7 号	123
	承継の届出	省令	第 8 号	106
	出納に関する年報の報告	細則 手引	第 15 号 第 17 号	130 163
	火薬庫の休止届出	細則	第 9 号	125
	用途の廃止届出	細則	第 3 号	119
火薬庫外貯蔵場所の指示申請	細則	第 22 号	137	
譲 受	譲受の許可申請	省令	第 10 号 第 50 号	108 115
	消費の許可申請	省令	第 29 号 第 50 号	113 115
消 費	申請書等記載事項変更の届出	細則	第 18 号	133
	保安責任者等の選解任届出	細則	第 5 号	121
	消費に関する年報の報告	細則 手引	第 19 号 第 18 号	134 164
	譲渡の許可申請	省令	第 9 号	107
廃 棄	廃棄の許可申請	省令	第 30 号	114
	申請書記載事項変更の届出	細則	第 20 号	135
輸 入	輸入の許可申請	省令	第 27 号	111
	申請書記載事項変更の届出	細則	第 17 号	132
	輸入の届出	省令	第 28 号	112
安定度試験	安定度試験の結果報告	細則	第 8 号	124

表2 消防(局)本部一覧

消 防 本 部 名	所 在 地	連 絡 先	管 轄 地 域
奥能登広域圏事務組合消防本部	〒928-0011 輪島市杉平町大百苅 2 番地	0768-23-0119	輪島市、珠洲市 穴水町、能登町
七尾鹿島消防本部	〒926-0851 七尾市つつじが浜 3 番地 83	0767-53-0119	七尾市 中能登町
羽咋郡市広域圏事務組合消防本部	〒925-8511 羽咋市中央町ア 185 番地	0767-22-0089	羽咋市、志賀町 宝達志水町
かほく市消防本部	〒929-1126 かほく市内日角 3 丁目 1 番地	076-283-3585	かほく市
津幡町消防本部	〒929-0325 河北郡津幡町字加賀爪ハ 109 番地 1	076-288-3000	津幡町
内灘町消防本部	〒920-0269 河北郡内灘町白帆台 1 丁目 1 番地 1	076-286-0119	内灘町
金沢市消防局	〒921-8042 金沢市泉本町 7 丁目 9 番地 2 号	076-280-0119	金沢市
白山野々市広域消防本部	〒924-0815 白山市三浦町 255 番地 1	076-276-1119	白山市、野々市市 川北町
能美市消防本部	〒923-1121 能美市寺井町ク 9 番地 1	0761-58-6320	能美市
小松市消防本部	〒923-0801 小松市園町ホ 110 番地 1	0761-20-1119	小松市
加賀市消防本部	〒922-0422 加賀市弓波町 257 番地	0761-72-0119	加賀市

5 許可申請等に必要な手数料及び納入方法

火薬類の許可申請等に必要な手数料は表3のとおりである。

表3 火薬類許可申請等手数料一覧表

(平成21年4月一部改定)

申請等の区分		手数料金額	
製造営業許可申請		220,000円	
火薬類販売営業許可申請	競技用紙雷管	25,000円	
	上記以外	110,000円	
火薬庫設置等許可申請	設置又は移転	73,000円	
	構造又は設備の変更	8,300円	
完成検査申請	製造施設	41,000円	
	火薬庫	設置又は移転	41,000円
		構造又は設備の変更	23,000円
保安検査申請	製造施設	41,000円	
	火薬庫	41,000円	
火薬類譲渡許可申請		1,200円	
火薬類譲受許可申請	火工品のみ		2,400円
	上記以外	火薬類(火工品を除く)の 数量が25kg以下	3,500円
		上記以外	6,900円
火薬類輸入許可申請	火薬及び爆薬の数量25kg以下	12,000円	
	上記以外	25,000円	
火薬類取扱等保安責任者免状交付又は再交付申請		2,400円	
火薬類取扱等保安責任者試験受験		※ 18,000円	

※ 試験事務は(公社)全国火薬類保安協会に委任されているため、その石川県支部となる石川県火薬類保安協会への現金振込となる。

石川県火薬類保安協会 〒920-8580
 金沢市鞍月1丁目1番地 消防保安課内
 TEL 076-267-1750
 FAX 076-225-1486

II 各論

第1章 製造

1 火薬類の製造営業の許可について

(1) 火薬類の製造営業（火薬又は爆薬を原料として信号焰管、信号火せん、煙火又は発煙筒のみ）を行うときは、火薬類製造営業許可申請書（様式P100）を提出し、許可を受けなければならない。

(2) 申請書には次の書類を添付すること。

ア 事業計画書

事業計画書には、製造の目的、製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置（製造所以外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係位置を含む。）、設備、製造方法、従業者の員数、所要火薬類又はその原料の調達方法、製品の貯蔵方法並びに製造所附近の見取図を記載すること。

イ 危害予防計画書

危害予防計画書には、規則第6条第1項に規定する災害発生の防止に関する必要事項の概要を記載すること。

ウ 定款の写し（法人の場合）

エ 登記事項証明書（法人の場合）、住民票（個人の場合）

オ 火薬類製造（取扱）保安責任者選任（解任）届（様式P121）（火薬類保安手帳提出）

(3) 書類の提出先及び提出部数

消防保安課 1部

2 製造営業の承継について

(1) 相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者で引き続きその営業を行う場合は、相続等の後、遅滞なく火薬類製造営業許可申請書（様式P100）を提出し、許可を受けなければならない。

(2) 申請書には次の書類を添付すること。

相続等を証する書類、定款の写し（法人の場合）

(3) 書類の提出先又は提出部数

消防保安課 1部

3 火薬類製造施設等の変更について

(1) 製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事（法第10条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事を除く。）をし、又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法の変更を行うときは、火薬類製造施設等変更許可申請書（様式P102）を提出し、許可を受けなければならない。

(2) 申請書には次の書類を添付すること。

当該変更の概要を記載した書面

(3) 書類の提出先及び提出部数

4 法第10条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事について

- (1) 法第10条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事とは
 - ア 工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場内の暖房装置、照明設備、静電気除去設備、窓又は出口を構成する扉及び錠その他の部材、排気装置の取替えの工事
 - イ 土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事
 - ウ アの工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置又は手押し車の変更の工事
 - エ 製造施設又は設備の撤去の工事
- (2) (1)に掲げる工事を行った場合は、火薬類製造施設軽微変更届（様式P103）を提出しなければならない。
- (3) 届出書には次の書類を添付すること。
当該変更の概要を記載した書面
- (4) 書類の提出先及び提出部数
消防保安課 1部

5 危害予防規程（変更）の認可について

- (1) 火薬類製造業者は危害予防規程（変更）認可申請書（様式P101）を提出し、知事の認可を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- (2) 危害予防規程に定める事項
省令第6条第1項及び第2項
- (3) 申請書には次の書類を添付すること。
 - ア 危害予防規程（新規の場合）
 - イ 当該変更の概要を記載した書面（変更の場合）
- (4) 書類の提出先及び提出部数
消防保安課 1部

6 保安教育計画（変更）の認可について

- (1) 火薬類製造業者は保安教育計画（変更）認可申請書（様式P120）を提出し、知事の認可を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- (2) 保安教育計画（変更）認可申請書には次の書類を添付しなければならない。
保安教育計画
- (3) 上記保安教育計画には、保安教育の内容（省令第67条の4の事項）、方法及び時期について定めるものとする。
- (4) 書類の提出先及び提出部数

7 火薬庫を所有又は占有できない旨の許可について

- (1) 法第13条により、製造業者はもっぱら自己の用に供する火薬庫を所有又は占有しなければならないが、同条ただし書（土地の事情等のやむを得ない理由）により、火薬庫を所有又は占有できない場合は、火薬庫を所有又は占有できない旨の許可申請書（様式P117）を提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 書類の提出先又は提出部数
消防保安課 1部

8 完成検査について

- (1) 火薬類製造施設を設置又は変更（法第10条第1項ただし書の軽微な変更の工事を除く。）したときは、完成検査申請書（様式P109）を提出し、完成検査を受けなければならない。
本検査を受け、法第7条第1号又は法第12条第3項の技術上の基準に適合していると認められ、完成検査証の交付を受けた後でなければ、当該施設を使用してはならない。
- (2) 書類の提出先及び提出部数
消防保安課 1部

9 保安検査について

- (1) 製造業者は、火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設（危険工室、火薬類一時置場、日乾場、移動式製造設備用工室、移動式製造設備）について、法第35条に基づく保安検査を1年に1回受けなければならない。
本検査を受けるものは、完成検査証又は前回の保安検査証の交付を受けた日から11カ月を超えない日（使用を休止した製造施設の場合は、再び使用しようとする日の30日前）までに保安検査申請書（様式P110）を提出しなければならない。
- (2) 書類の提出先又は提出部数
消防保安課 1部

10 火薬類製造営業許可申請書等の記載事項の変更について

- (1) 火薬類製造営業許可申請書及び事業計画書の記載事項（製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置（製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との関係位置を含む。）及び設備並びに製造方法を除く。）又は定款に変更があったときは、火薬類製造（販売）営業許可申請書等記載事項変更報告書（様式P127）を提出しなければならない。
- (2) 報告書には次の書類を添付すること。
当該変更の概要を記載した書面
- (3) 書類の提出先及び提出部数

11 定期自主検査の計画（変更）について

- (1) 製造業者は所有する製造施設の定期自主検査の計画（年間計画）を定め、製造施設（火薬庫）定期自主検査計画（変更）届（様式P122）を毎年度4月30日までに提出しなければならない。
- (2) 定期自主検査は、次のとおり実施すること。
 - ア 毎年2回以上定期に行うこと。ただし、常時監視又はこれに類する方法により、製造施設若しくは火薬庫が次号の技術上の基準に適合し、又は避雷装置、警鳴装置若しくは消火設備等が円滑に作動することを常に確認している場合、その確認に係る装置等については、年1回以上とする。
 - イ 製造施設又は火薬庫の構造、位置及び設備が法第7条第1号又は第12条第3項の技術上の基準に適合しているか否かについて検査すること。
 - ウ 避雷装置、警鳴装置、消火設備等が円滑に作動するか否かについて検査すること。
- (3) 書類の提出先及び提出部数
消防保安課 1部

12 定期自主検査の報告について

- (1) 上記11に掲げる定期自主検査を実施した場合は、定期自主検査終了報告書（様式P123）を検査終了後10日以内に提出しなければならない。
- (2) 書類の提出先及び提出部数
消防保安課 1部

13 火薬類製造年報について

- (1) 火薬類製造業者は、製造した火薬類の製品の種類及び数量の集計を、火薬類の製造に関する報告書（様式P126）により年度終了後30日以内に提出しなければならない。
- (2) 書類の提出先及び提出部数
消防保安課 1部

14 製造施設の休止について

- (1) 休止した製造施設であって、前回の保安検査又は完成検査を受けた日から当該施設を再び使用する日までの期間が1年以上ある場合は、製造施設の休止（様式P125）を届け出ることができる。
届け出た場合には、再び製造施設を使用するまで、法第35条に基づく保安検査を受けなくてよい。
- (2) 書類の提出先又は提出部数
消防保安課 1部

15 火薬類の製造営業の廃止について

- (1) 火薬類製造営業の一部又は全部を廃止したときは、火薬類製造営業の全部（一部）廃止届（様式P118）を提出しなければならない。
- (2) 書類の提出先及び提出部数
消防保安課 1部

様式第14号

煙火製造施設定期自主検査結果表（記載例）

検査項目	省令	内 容	結 果
標識・掲示板	4条1項 1号	製造所である旨の標識を掲げ、爆発又は発火に関する必要事項を掲示すること。	⊙・否
危険区域	同上	危険区域を境界柵等で明瞭に定め、警戒札を掲示すること。	⊙・否
区域内の施設	同2号	危険区域内には製造所その他の作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。	⊙・否
防火空地	同3号	危険区域内の境界が森林内の場合は延焼防止措置として幅2m以上の空地を設けること。	⊙・否
保安距離	同4号	危険工室等は、第4号の表に定める保安距離を確保すること。	⊙・否
保安間隔	同4号 の2	危険工室等は、製造所内の他の施設に対し適正な保安距離を確保すること（S49告示58号）。	⊙・否
区域内の施設	同5号	危険区域内にはボイラー室及び煙突は設けないこと。（固体燃料を使用しないものは除く。）	⊙・否
	同5号 の2	煙火の製造所にあつては、粉塵爆発の危険性が高いものとして定める金属粉（H16告示118号）を貯蔵する原料薬品貯蔵所を設けないこと。	⊙・否
爆発危険工室	同6号	爆発の危険のある工室（不発弾等解散工室に該当するものは除く。）は別棟とし、火炎に対して抵抗性を有する構造、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。（放爆・準放爆式構造は除く。）	⊙・否
土堤・防爆壁 簡易土堤	同7号	煙火等の製造所以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には土堤を設けること。（一部基準に適合する場合は省略できる。）	⊙・否
	同7号 の2	煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、土堤、簡易土堤、防爆壁を設ける。ただし、次の場合は省略できる。 ・がん具煙火貯蔵庫と同等以上のがん具煙火一時置場 ・放爆式・準放爆式構造の工室の放爆面以外の方向 ・保安距離若しくは保安間隔が4倍以上確保できる方向 ・保安距離若しくは保安間隔が2倍以上4倍未満の場合は防火壁等に代えることができる。	⊙・否
避雷装置	同7号 の3	危険工室及び火薬及び爆薬の停滞量が100kgを超える火薬類一時置場には避雷針を設けること。（煙火等の製造所でがん具煙火貯蔵庫・導火線貯蔵庫と同等以上の一時置場は除く。）	⊙・否
発火危険工室	同8号	発火の危険のある工室は別棟とし耐火性構造とすること。	⊙・否
防火壁	同9号	発火の危険のある工室と規則に記載する他の施設との間に防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。	⊙・否
消火設備等	同9号 の2	危険工室の発火の危険のある設備には、必要に応じて自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。	⊙・否
	同9号 の3	無煙火薬を存置する火薬類一時置場には、次の措置を講ずること。 ・床面から1.5mの高さに温湿度記録計を設置すること。 ・温度を40度以下に保ち、かつ、相対湿度を75%以下に保つこと。温湿度調整装置を設置するときは一時置場の構造及び無煙火薬の種類に応じた防爆性能を有するものであること。 ・窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光設備を設けること。 ・基準に適合するスプリンクラー設備を設けること。	⊙・否
貯水池等	同10号	危険工室の付近には、貯水池、貯水槽、消火栓等の消火の設備を設けること。	⊙・否
窓・扉	同11号	危険工室の窓及び扉は、次によること。 ・窓及び出口の扉は、できるだけ多く設置し、外開きとすること。 ・窓及び扉に用いる金具は、直接鉄と摩擦する部分の材質は銅又は真鍮とすること。 ・窓には、直射日光を受ける部分に不透明のものを使用する又は日射調整フィルムを貼ること。	⊙・否
内 面	同12号	危険工室の内面は、次によること。 ・内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置を講ずること。 ・内面は隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかであること。 ・床材は、鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料であること。（電気雷管製造所又は信号炎管、信号かせん若しくは煙火製造所にあつては木材も使用可能。） ・鉄類を表さないこと。	適・⊙
原動機、温湿度 調整装置	同14号	危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。	⊙・否

検査項目	省令	内 容	結 果
暖房装置	同16号	危険工室に暖房設備を設ける場合は、次のいずれかによるものとし、燃焼しやすいものと隔離すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気による放熱体を危険工室内に設置する場合は、取り外しが可能で掃除ができる構造の覆いを取り付けること。 ・危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱風を危険工室内に送り込場合は、吹き出し口の温度は摂氏50度以下とし、必要により吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。 ・火薬類が飛散するおそれがなくエアコンディショナを設置する場合は、吹き出し口の温度は摂氏40度以下とし、室内機の電気配線は工室内に表さないこと。 	適・否
パラフィン槽	同17号	危険工室内におけるパラフィン槽は、次のいずれかによること。 <ul style="list-style-type: none"> ・パラフィン槽内のいずれの部分も摂氏120度を超えないように、温度測定装置を備えた安全装置を設置すること。 ・パラフィンを外層の熱水により溶融させる方式の場合、自動給水器及び水が無くなったときの加熱遮断装置を設置すること。 	適・否
機械設備の接地	同19号	危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部は、接地しておくこと。	適・否
掲 示 板	同20号	危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。	適・否
木造建築物	同21号	危険工室に面して設置された普通木造建築物は、次のいずれかによること。 <ul style="list-style-type: none"> ・木板が露出している箇所に防火塗料を塗布すること。 ・木板が露出している箇所を金属板等の不燃性物質で覆うこと。 ・危険工室との間に防火壁を設置すること。 	適・否
粉塵飛散防止	同22号	火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備には、飛散を防ぐための措置を講ずること。	適・否
温度測定設備	同22号の2	硝化設備、乾燥設備その他特に温度変化の起こる設備には、温度測定装置を設置し、一定の範囲を超えて温度変化したときに熱源へのエネルギー供給を遮断、原料の供給を停止等の温度変化を抑えるための措置を講ずること。	適・否
加 圧 設 備	同22号の3	火薬類又はその原料を加圧する設備は、次のいずれかによること。 <ul style="list-style-type: none"> ・規定以上の圧力になれば自動的に減圧する安全装置を設けること。 ・規定以上の圧力にならない機構をもつ設備であること。 	適・否
静電気防止	同22号の4	危険工室の静電気を防止する措置は、次によること。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体に帯電した静電気を除去するための設備を工室の入口に設けること。 ・設備、装置、器具等は必要に応じて導電性のものを使用し、接地すること。 ・床及び作業台には、金属板、導電性マット（シート）等を敷設するか、導電性塗料を塗布する等の措置を講じ、接地すること。 ・雷薬又は淹剤の配合又は填薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マット（シート）を敷設し、接地すること。 	適・否
排 気 装 置	同23号	工室には、可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置を設けること。	適・否
乾 燥 工 室	同23号の2	火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、乾燥する工室を設けること。（導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場。）	適・否
加 温 装 置	同24号	火薬類を乾燥する工室の加温装置は、次のいずれかによること。 <ul style="list-style-type: none"> ・加温装置を乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。 ・温水装置を用いて、設定温度が乾燥温度とほぼ同一となるようにすること。 	適・否
乾 燥 台	同24号の2	日乾場の乾燥台の高さは60cm程度とすること。	適・否
防 爆 壁 等	同24号の3	日乾場は、他の施設に対する距離が20m以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては、簡易土堤（高さ2.5m以上）又は防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。	適・否
放 冷 設 備	同24号の4	日乾場は、必要に応じ火薬類を放冷するための設備を設けること。	適・否
日 射 対 策	同24号の5	星打ち場又は星掛け場には、日光の直射を防ぐための措置を講ずること。	適・否
爆発試験場等	同25号	爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場は、次によること。 <ul style="list-style-type: none"> ・危険区域内に設けること。 ・土堤若しくは防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。 ・周囲の樹木、雑草等を伐採又は散水しておくこと。 	適・否

検査項目	省令	内 容	結果
運 搬 容 器	同26号	火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ緻密軟質で火薬類又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、確実に蓋のできる構造とすること。	Ⓒ・否
	同26号 の2	火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器は、収納することができる無煙火薬の質量が80kg以下のものであり、材質はアルミニウム及び木材以外のものとする。	Ⓒ・否
運 搬 車	同27号	<p>危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、次のいずれかによること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手押し車は、摩擦及び衝動を与えない構造のもの。 ・畜電池車は、次によるもの。 <ul style="list-style-type: none"> イ 荷台又は荷台と車軸との間には適当な緩衝装置を備えること。 ロ 蓄電池は、使用電圧が80V以下に保たれていること。 ハ 電気設備は、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。 ニ 電気配線は、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれ定着されていること。 ホ 電気系統の短絡等による火花や火炎の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。 ヘ 消火器が備えられていること。 ・ディーゼル車又はガソリン車は、次によるもの。 <ul style="list-style-type: none"> イ 電気設備は、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。 ロ 電気配線は、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれ定着されていること。 ハ 排気管及び消音器は、継ぎ目その他から排気の漏れがなく、運搬する火薬類その他周囲の火薬類からの距離が20cm未満の部分には適当な防熱措置が講じられていること。 ニ 排気管は運搬する火薬類その他周囲の火薬類に影響を与えない位置において開口していること。 ホ 燃料やオイル漏れ、電気系統の短絡等による火花や火炎の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。 ヘ 消火器が備えられていること。 	Ⓒ・否
運 搬 通 路	同28号	火薬類の運搬通路の路面は平坦で、勾配は50分の1以下とすること。	Ⓒ・否
改 善 又 は 補 修 す べ き 事 項		<p>① 危険工室（〇〇〇〇工室）の床面の塗装が剥げてきており、火薬類が浸透する危険性があるため改善が必要である。</p> <p>② 廃棄焼却場周辺の草が繁茂しているため、草の除去が必要。</p>	
上記改善等の必要事項 に対して取った措置	(対応年月日)		
	<p>① 〇〇年〇月〇〇日</p> <p>② 〇〇年〇月〇〇日</p>		
(対応内容)			
<p>① 危険工室（〇〇〇〇工室）の床面全面の塗装を一旦剥がし、前回と同様の塗料（塗料の材質：〇〇〇〇、〇〇〇〇）により、塗装を施した。 （※ 別添の塗装前及び塗装後の写真参照）</p> <p>② 上記期日に繁茂している草を刈った。 （※ 別添の写真参照）</p>			

第2章 販売

1 火薬類の販売営業の許可について

(1) 火薬類の販売営業を行うときは、火薬類販売営業許可申請書（様式P104）を提出し、許可を受けなければならない。

(2) 申請書には次の書類を添付すること。

ア 事業計画書

事業計画書には、火薬庫の位置、種類、棟数、付近状況図、保安距離、構造設備の概要並びに貯蔵すべき火薬類の種類及び最大数量を記載すること。

イ 定款の写し（法人の場合）

ウ 登記事項証明書（法人の場合）、住民票（個人の場合）

(3) 書類の提出先及び提出部数

消防保安課 1部

(注1) スポーツ用品店で競技用紙雷管を販売する場合でも許可は必要。

(注2) 営業所を移転した場合は、旧営業所を廃止し、新たに許可申請が必要。

2 販売営業の承継について

(1) 相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を継承した者で引き続きその営業を行う場合は、相続等の後、遅滞なく火薬類販売営業許可申請書（様式P104）を提出し、許可を受けなければならない。

(2) 申請書には次の書類を添付すること。

相続等を証する書類、定款の写し（法人の場合）

(3) 書類の提出先又は提出部数

消防保安課 1部

3 保安教育計画（変更）の認可について

(1) 火薬類販売業者は、保安教育計画（変更）認可申請書（様式P120）を提出し、知事の認可を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(2) 保安教育計画（変更）認可申請書には次の書類を添付すること。

保安教育計画

(3) 上記保安教育計画には、保安教育の内容（省令第67条の5）、方法及び時期について定めるものとする。

(4) 書類の提出先及び提出部数

消防保安課 1部

4 火薬庫を所有又は占有できない旨の許可について

(1) 法第13条により、販売業者はもっぱら自己の用に供する火薬庫を所有又は占有しなければならないが、同条ただし書（土地の事情等のやむを得ない理由）により、火薬庫を所有又は占有でき

ない場合は、火薬庫を所有又は占有できない旨の許可申請書（様式P117）を提出し、許可を受けなければならない。

(2) 書類の提出先又は提出部数

消防保安課 1部

5 火薬類販売営業許可申請書等の記載事項の変更について

(1) 火薬類販売営業許可申請書の記載事項（販売する火薬類の種類を除く。）、事業計画書の記載事項又は定款に変更があったときは、火薬類販売営業許可申請書等記載事項変更報告書（様式P127）を提出しなければならない。

(2) 報告書には次の書類を添付すること。

当該変更の概要を記載した書面

(3) 書類の提出先及び提出部数

消防保安課 1部

6 火薬類販売年報について

(1) 火薬類販売業者は、販売した火薬類の種類及び数量の集計を、火薬類の販売に関する報告書（様式P128）及び火薬類販売明細簿（様式P162）により、年度終了後30日以内に提出しなければならない。

(2) 書類の提出先及び提出部数

消防保安課 1部

7 火薬類販売営業の廃止について

(1) 火薬類販売営業の一部又は全部を廃止したときは、火薬類販売営業の全部（一部）廃止届（様式P118）を提出しなければならない。

(2) 書類の提出先及び提出部数

消防保安課 1部

(注) 販売の許可は販売所ごとに受けるのであるから、一販売所を廃止した場合でも必要となる。

第3章 貯蔵

法第11条第1項の規定に基づき、火薬類の貯蔵は火薬庫においてしなければならないが、同条第1項ただし書の規定により、少量の火薬類の貯蔵は火薬庫以外の場所（火薬庫外貯蔵場所）においてすることが認められている。

1 火薬庫設置（変更）の許可について

火薬庫を設置、移転又はその構造若しくは設備を変更する場合（法第12条第1項ただし書による軽微な変更の工事を除く。）は、火薬庫設置等許可申請書（様式P105）を提出し、許可を受けな

ればならない。

(1) 火薬庫設置等許可申請書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 申請者とは、個人又は法人であって、火薬庫を所有又は占有しようとする者をいう。

また、申請代理人が申請する場合は、申請者の委任状（様式P142）を添付し、申請者名と申請代理人名を併記すること。

イ 火薬庫の種類及び棟数は、「地上式〇級火薬庫 〇棟」のように記載すること。

ウ 二級火薬庫にあつては、その使用期間は 2 年を限度とし、備考欄にその使用期間を記載すること。事情により期間を更新する場合は、火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書（様式P131）を提出すること。

(2) 申請書には、次の書類を添付すること。

ア 火薬庫工事設計明細書（様式P143～145）

明細書には、火薬庫の位置、附近の状況、保安物件との距離（水平距離とする）並びに火薬庫の構造及び設備を記載すること。

イ 火薬庫位置図

(ア) 25,000 分の 1 程度の地図に火薬庫の位置を朱書すること。

(イ) 火薬庫の位置は、将来性を考慮した十分な保安距離を保有し、かつ車両が境界柵の出入口まで進入できる道路を設けた管理しやすい場所とすること。

ウ 火薬庫附近の見取図

火薬庫から概ね 500m 以内の地形とその中の状況を詳細に記載すること。特に保安物件については、その種類ごとに漏れなく記載し、火薬庫との距離を明記すること。

エ 火薬庫仕様書

オ 火薬庫の構造図

火薬庫の平面図、立面図及び断面図等で記載すること。併せて外扉の構造図も添付すること。

カ 火薬類の積載図

キ 警鳴装置の設置位置及び配線図等

火薬庫警鳴部及び事務所等の警報部の位置を明示するとともに、その間の配線図及び火薬庫内の警戒細線図も記載すること。また、警鳴装置の仕様書又はカタログを添付すること。

ク 火薬庫設置承諾書（様式P146）

設置場所が他人の所有地である場合。

ケ 火薬類製造（取扱）保安責任者選任（解任）届（様式P121）（火薬類保安手帳提出）

コ その他特に必要と認める書類

(注) 火薬庫の構造又は設備を変更する場合にあつては、工事設計明細書とイからコのうちの関係する書類のみ提出すればよい。その際、変更前及び変更後を明示すること。

(3) 書類の提出先及び提出部数

消防保安課 1 部

2 完成検査について

- (1) 火薬庫の設置、移転、構造又は設備の変更の工事（法第 12 条第 1 項ただし書による軽微な変更の工事を除く。）を行ったときは、完成検査申請書（様式 P 109）を提出し、完成検査を受けなければならない。

本検査を受け、法第 12 条第 3 項の技術上の基準に適合していると認められ、完成検査証の交付を受けた後でなければ、火薬庫を使用してはならない。

- (2) 書類の提出先及び提出部数

消防保安課 1 部

3 保安検査について

- (1) 火薬庫所有者又は占有者は、法第 35 条に基づく保安検査を 1 年に 1 回受けなければならない。

本検査を受ける者は、完成検査証又は前回の保安検査証の交付を受けた日から 11 カ月を超えない日（使用を休止した火薬庫の場合は、再び使用しようとする日の 30 日前）までに保安検査申請書（様式 P 110）を提出しなければならない。

- (2) 書類の提出先又は提出部数

消防保安課又は県総合事務所 1 部

4 火薬庫出納年報について

- (1) 火薬庫所有者又は占有者は、火薬庫ごとに出納した火薬類の種類及び数量の集計を、火薬類の出納に関する報告書（様式 P 130）及び火薬類出納明細簿（様式 P 163）により、年度終了後 30 日以内に報告しなければならない。

- (2) 書類の提出先及び提出部数

消防保安課又は県総合事務所 1 部

5 定期自主検査の計画（変更）について

- (1) 火薬庫所有者又は占有者は定期自主検査の計画（年間計画）を定め、製造施設（火薬庫）定期自主検査計画（変更）届（様式 P 122）を毎年度 4 月 30 日までに提出しなければならない。

- (2) 定期自主検査は、次のとおり実施すること。

ア 毎年 2 回以上定期に行うこと。ただし、常時監視又はこれに類する方法により、火薬庫が次号の技術上の基準に適合し、又は避雷装置、警鳴装置若しくは消火設備等が円滑に作動することを常に確認している場合、その確認に係る装置等については、年 1 回以上とする。

イ 火薬庫の位置、構造及び設備等が法第 12 条第 3 項の技術上の基準に適合しているか否かについて検査すること。

ウ 避雷装置、警鳴装置、消火設備等が円滑に作動するか否かについて検査すること。

- (3) 書類の提出先及び提出部数

消防保安課又は県総合事務所 1 部

6 定期自主検査結果の報告について

- (1) 定期自主検査を実施したときは、定期自主検査終了報告書（様式P123）を検査終了後10日以内に提出しなければならない。
- (2) 書類の提出先又は提出部数
消防保安課又は県総合事務所 1部

7 火薬庫設置等許可申請書又は火薬庫工事設計明細書の記載事項変更の届出について

- (1) 火薬庫設置等許可申請書の記載事項（火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数を除く。）に変更があったとき又は火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況若しくは保安物件との距離について変更があったときは、火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更届（様式P129）を提出しなければならない。
- (2) 届出書には次の書類を添付すること。
当該変更の概要を記載した書面
- (3) 書類の提出先又は提出部数
消防保安課 1部

8 火薬庫設置等許可申請書又は火薬庫工事設計明細書の記載事項変更の報告について

- (1) 火薬庫設置等許可申請書の記載事項（貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量を除く。）又は火薬庫工事設計明細書の記載事項（火薬庫の位置、構造及び設備を除く。）について変更があったときは、火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書（様式P131）を提出しなければならない。
- (2) 報告書には次の書類を添付すること。
当該変更の概要を記載した書面
- (3) 書類の提出先又は提出部数
消防保安課 1部

9 法第12条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事について

- (1) 法第12条第1項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更の工事とは
 - ア 火薬庫内の暖房設備、照明設備又は内面の建築材料の取替えの工事。
 - イ 火薬庫内の照明設備又は警鳴装置の変更の工事
 - ウ 火薬庫の屋根の外面、通気孔又は換気孔の金網及び鉄棒、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事。
 - エ 火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置の変更の工事
- (2) (1)に掲げる工事を行った場合は、火薬庫軽微変更届（様式P103）を提出しなければならない。
- (3) 届出書には次の書類を添付すること。
当該変更の概要を記載した書面

- (4) 書類の提出先又は提出部数
消防保安課 1部

10 火薬庫の承継について

- (1) 火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継した者は、火薬庫承継届（様式P106）を提出しなければならない。
- (2) 書類の提出先又は提出部数
消防保安課 1部

11 火薬庫の休止について

- (1) 休止した火薬庫であって、前回の保安検査又は完成検査を受けた日から当該火薬庫を再び使用する日までの期間が1年以上ある場合は、火薬庫の休止（様式P125）を届け出ることができる。
届け出た場合には、再び火薬庫を使用するまで、法第35条に基づく保安検査を受けなくてよい。
- (2) 書類の提出先又は提出部数
消防保安課 1部

12 火薬庫の廃止について

- (1) 火薬庫の用途を廃止したときは、遅滞なく火薬庫用途廃止届（様式P119）を提出しなければならない。
- (2) 書類の提出先又は提出部数
消防保安課 1部

(参考)

1 保安物件

区 分	物 件 名	
第 1 種保安物件	国宝建造物	
	市街地の家屋	社会通念上市街地というにふさわしい程度に相当数（普通規模の家屋概ね100軒以上）が軒を連ねている家屋の集団をいう。
	学校	学校教育法第1条の学校、第83条の各種学校をいう。これに該当しない学校等は含まない。
	保育所	児童福祉法による施設。学校教育法による学校ではない。
	病院	医療法第1条の5第1項の病院をいう。同条第2項の診療所は含まない。
	劇場	常設の劇場をいい、仮設のものは含まない。
	競技場	相当数の観客を収容する施設のある競技場をいう。
	社寺及び教会	相当数の参拝がある神社、寺院及び教会をいう。山神、祠等は含まない。
第 2 種保安物件	村落の家屋	社会通念上、村落というにふさわしい程度に相当数（普通規模の家屋概ね10軒以上100軒未満）が群をなしている家屋をいう。行政区画、住民の業態とは関係がない。
	公園	常時相当数の人が出入りする人工の公園をいう。自然公園は含まないが、国立公園や国定公園の特別地域は保安物件の対象とする。
第 3 種保安物件	家屋	第1種及び第2種保安物件の家屋以外の家屋。 人が1日の相当部分にわたって居住、勤務又は出入りする住家、事務所、店舗、図書館その他これに類する建築物をいう。倉庫、物置、厩舎等は含まない。
	鉄道	鉄道事業法第2条の鉄道又は軌道法第1条の軌道であって旅客運送用のものをいう。即ち、鉄道事業法の鉄道と軌道法の軌道のうち、貨物のみを運送することを目的とするものは除外される。
	軌道	
	汽船の常航路又はけい留所	
	石油タンク	
	ガスタンク	
	発電所	電気事業法第2条第1項第14号に規定する「発電事業」の用に供する発電所・蓄電所をいう。
	蓄電所	
	変電所	
	工場	
第 4 種保安物件	国道	
	都道府県道	
	高压電線	電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)第2条第1項第3号に規定する特別高压(7,000Vを超えるもの)電線をいう。
	火薬類取扱所	火薬類取締法が適用される土木現場、採石場等のみではなく、鉱山保安法の適用される鉱山における火薬類取扱所も含まれる。
	火気の取扱所	火葬場、鍛冶屋、塵芥焼却場等をいう。

2 火薬類取扱保安責任者等選任基準

貯 蔵 量 ※1	保安責任者	代 理 者	副保安責任者 ※2
火薬類の1年間の貯蔵量が爆薬換算で20t以上である場合	甲種 1人	甲種 1人	甲種又は乙種 1人
火薬類の1年間の貯蔵量が爆薬換算で20t未満である場合	甲種又は乙種 1人	甲種又は乙種 1人	甲種又は乙種 1人

(注) 表中「甲種」とは、甲種火薬類取扱保安責任者免状所有者をいう。

「乙種」とは、乙種火薬類取扱保安責任者免状所有者をいう。

※1 貯蔵量は1年間の貯蔵累計をいう。

※2 火薬庫の棟数(火薬庫群ごと)が10棟を超えるごとに1人。(10棟以下ならば選任の必要なし)

様式第7（第13条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬庫設置等許可申請書（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

（代表者）氏名 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
職 業	建設業
（代表者）住所氏名	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇
火薬庫所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
火薬庫の種類及び棟数	地上式〇級火薬庫 〇棟
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	爆薬 〇〇kg 電気雷管 〇〇個
設置、移転、変更の別 （移転又は変更の場合にはその理由）	設置
備 考	

別紙添付書類 火薬庫工事設計明細書

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の欄は、記載しないこと。
 - 3 移転または変更の場合には、新旧を併記すること。
 - 4 2級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

- 1 火薬庫設置の目的
○○建設工事のため
- 2 火薬庫の位置
別添火薬庫位置図のとおり
- 3 土地所有者の氏名
○○○○
- 4 火薬庫使用期間（二級火薬庫のみ必要）
自 ○○年○月○○日
至 ○○年○月○○日

- 5 火薬庫附近の状況
別添火薬庫附近見取図のとおり

6 保安距離

保安物件の区分	保安物件の名称	現況距離	法定距離
第1種保安物件	学校	○○m	○○m以上
第2種保安物件	村落の家屋	○○m	○○m以上
第3種保安物件	家屋	○○m	○○m以上
第4種保安物件	県道	○○m	○○m以上

- 7 火薬庫相互間の距離（二級火薬庫で土堤を設けない場合）
法定距離 ○○m以上
現況距離 ○○m

- 8 火薬庫の種類、棟数及び最大貯蔵量
爆薬庫（地上式○級火薬庫） 1棟 爆薬 ○○kg
火工品庫（地上式○級火薬庫） 1棟 電気雷管 ○○個

9 火薬庫の面積

区分		間口	奥行	面積
爆薬庫	外寸	○○cm	○○cm	○○m ²
	内寸	○○cm	○○cm	○○m ²
火工品庫	外寸	○○cm	○○cm	○○m ²
	内寸	○○cm	○○cm	○○m ²

10 火薬庫の高さ等

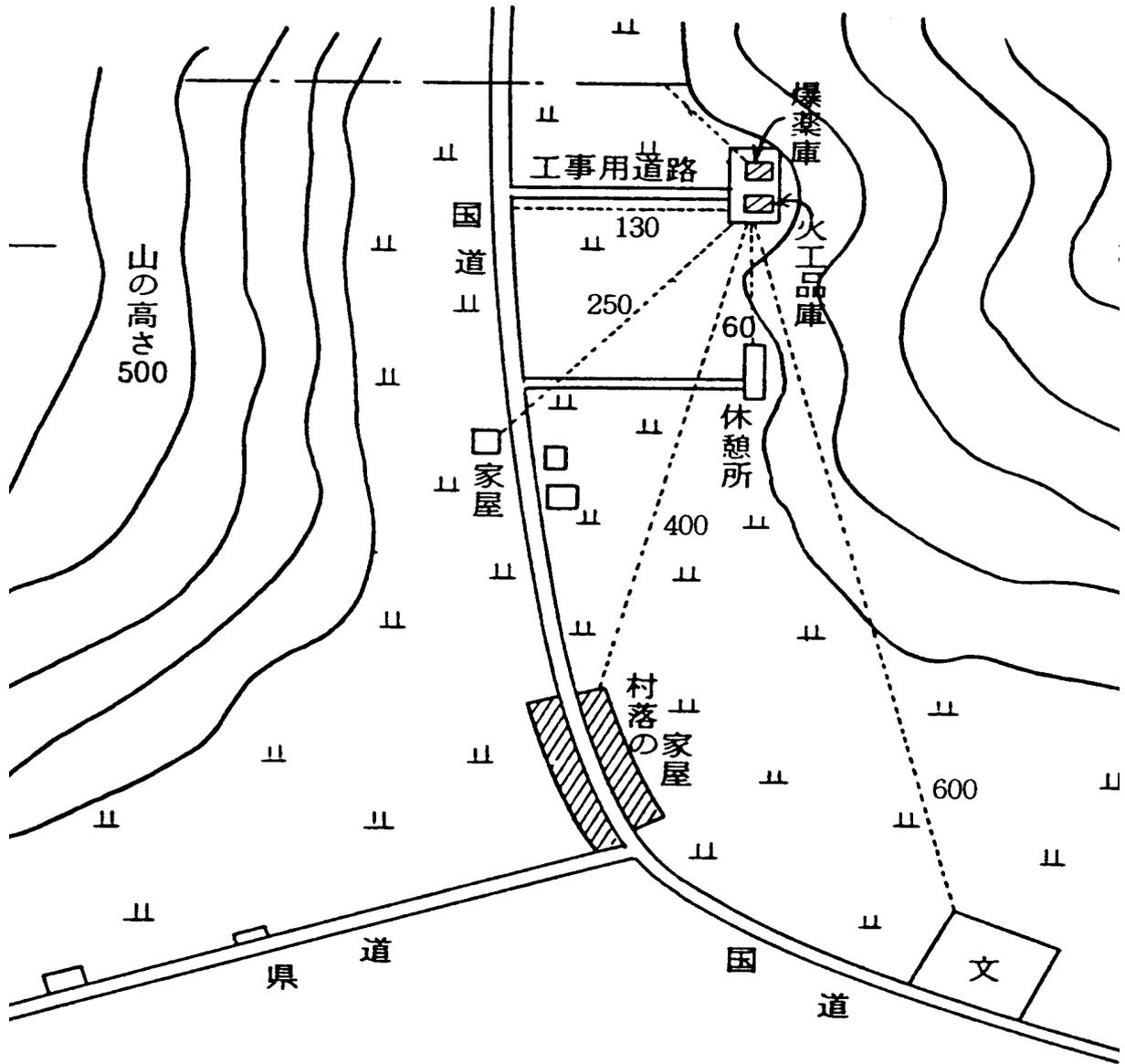
区分	地盤面から床までの高さ	床から天井までの高さ	地盤面から火薬庫屋頂までの高さ	土堤の高さ
爆薬庫	○○cm	○○cm	○○cm	○○cm
火工品庫	○○cm	○○cm	○○cm	○○cm

- 11 火薬庫の構造及び設備
別添火薬庫仕様書及び図面等のとおり
- 12 火薬庫起工予定日
設置許可後○日以内
- 13 火薬庫完成予定日
起工後○日以内
- 14 工事施工業者の住所及び氏名（電話）
○○市○○町○○丁目○○番地
○○産業株式会社（電話○○○-○○○-○○○○）

火薬庫位置図（例）

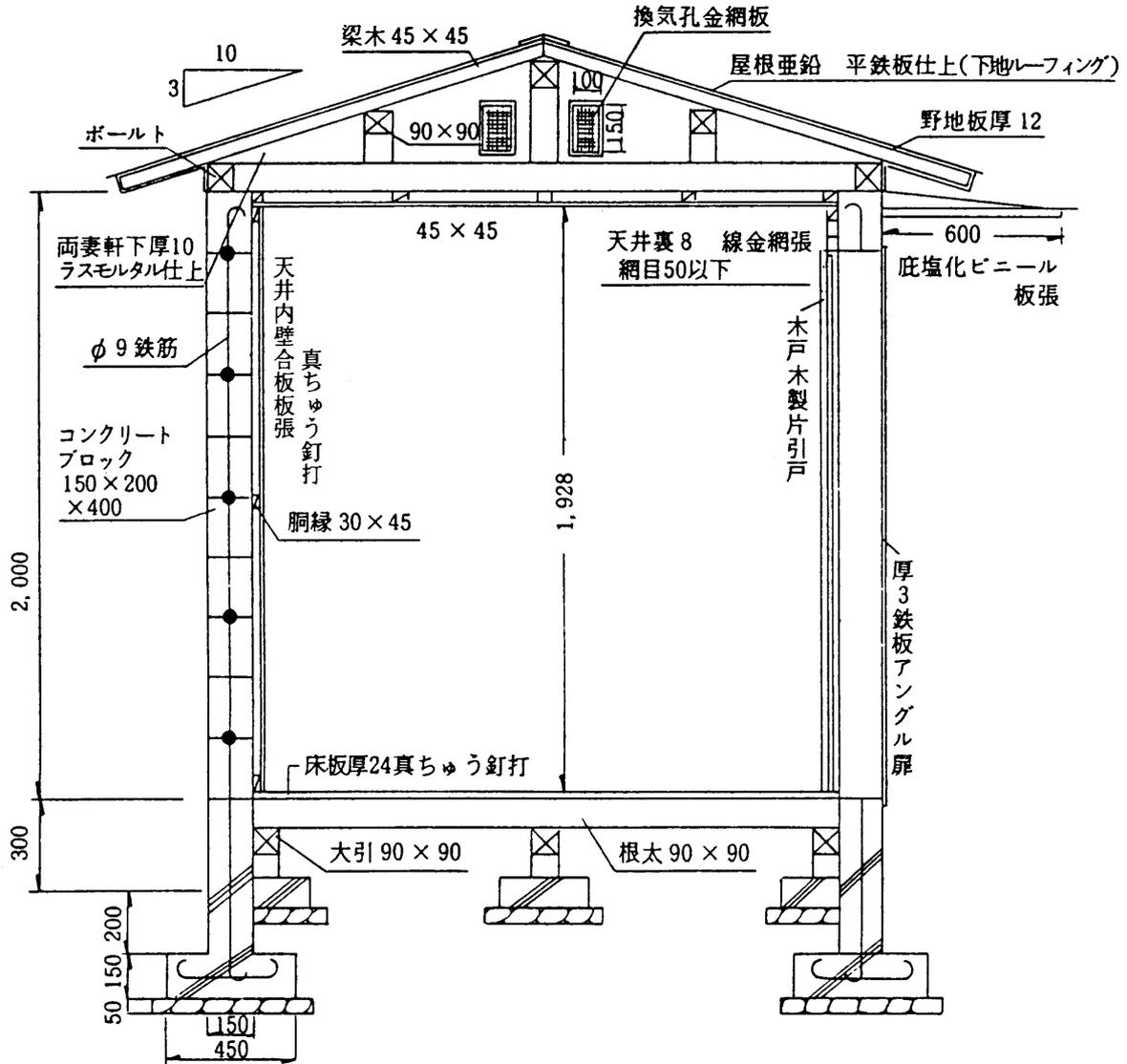


火薬庫附近見取図（例）

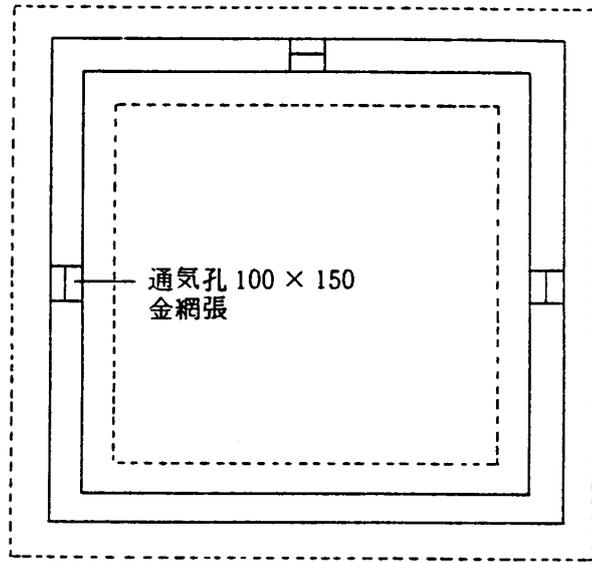


(注) 保安距離測定の方法＝トランシットによる。
単位はメートルとする。

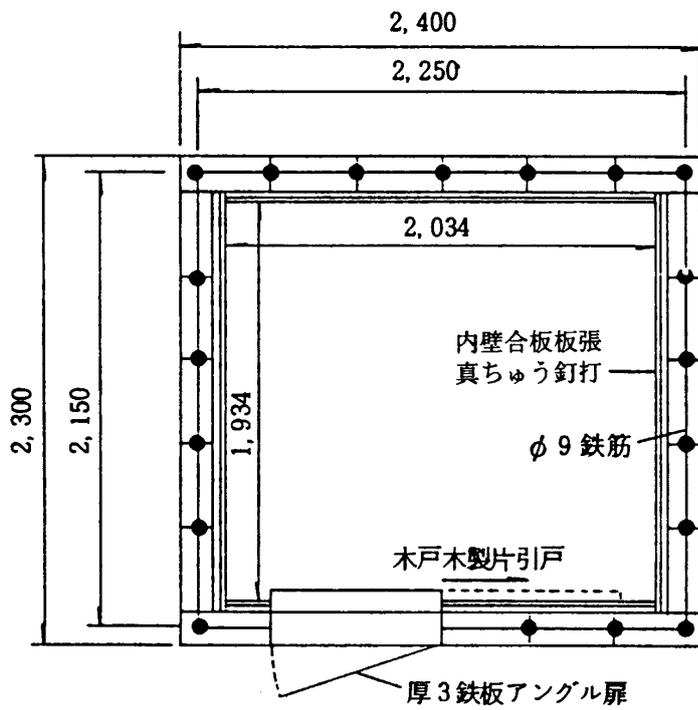
火薬庫構造図 (例)



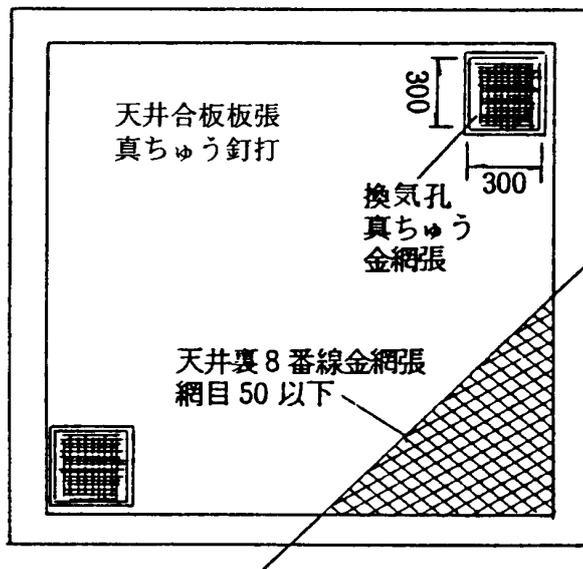
断面図 S=1/20



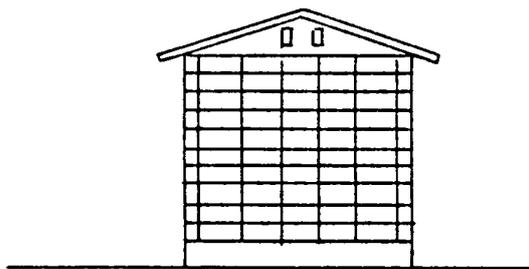
基礎伏図 S=1/40



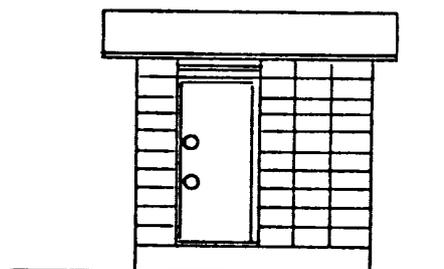
平面図 S=1/40



天 井 伏 図 S=1/40

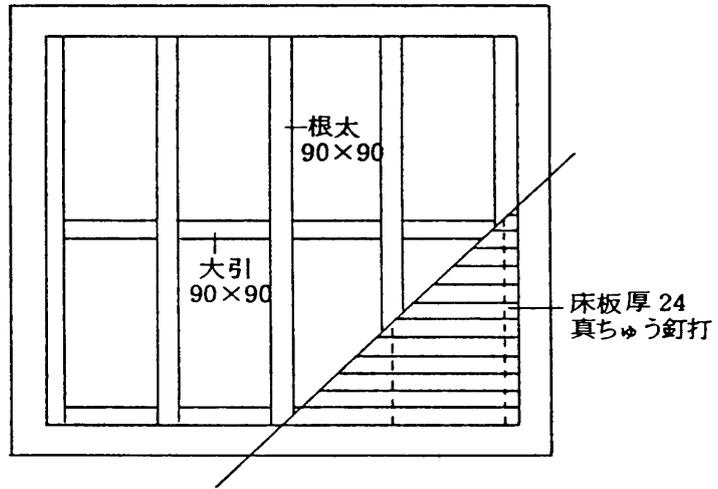


側 面 図 S=1/100

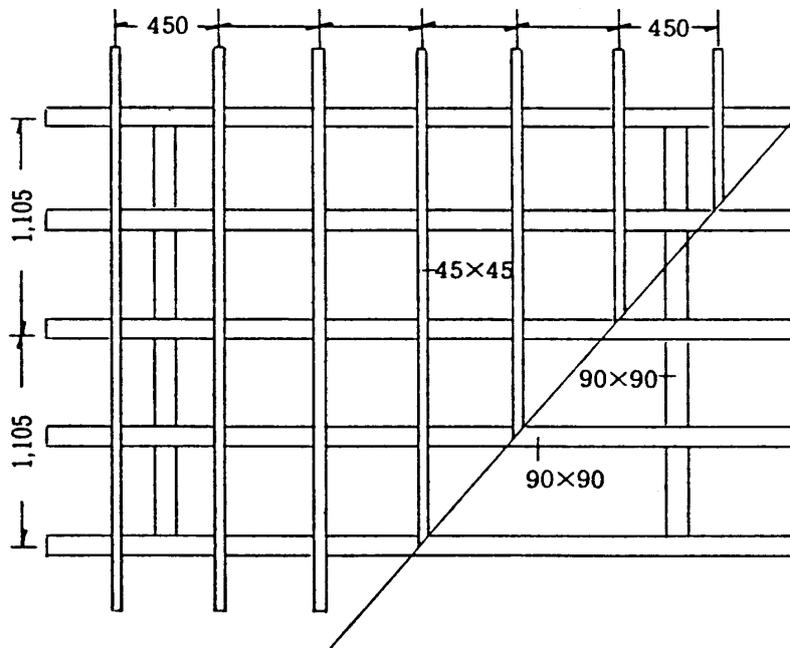


正 面 図 S=1/100

火薬庫平面図等 (例)

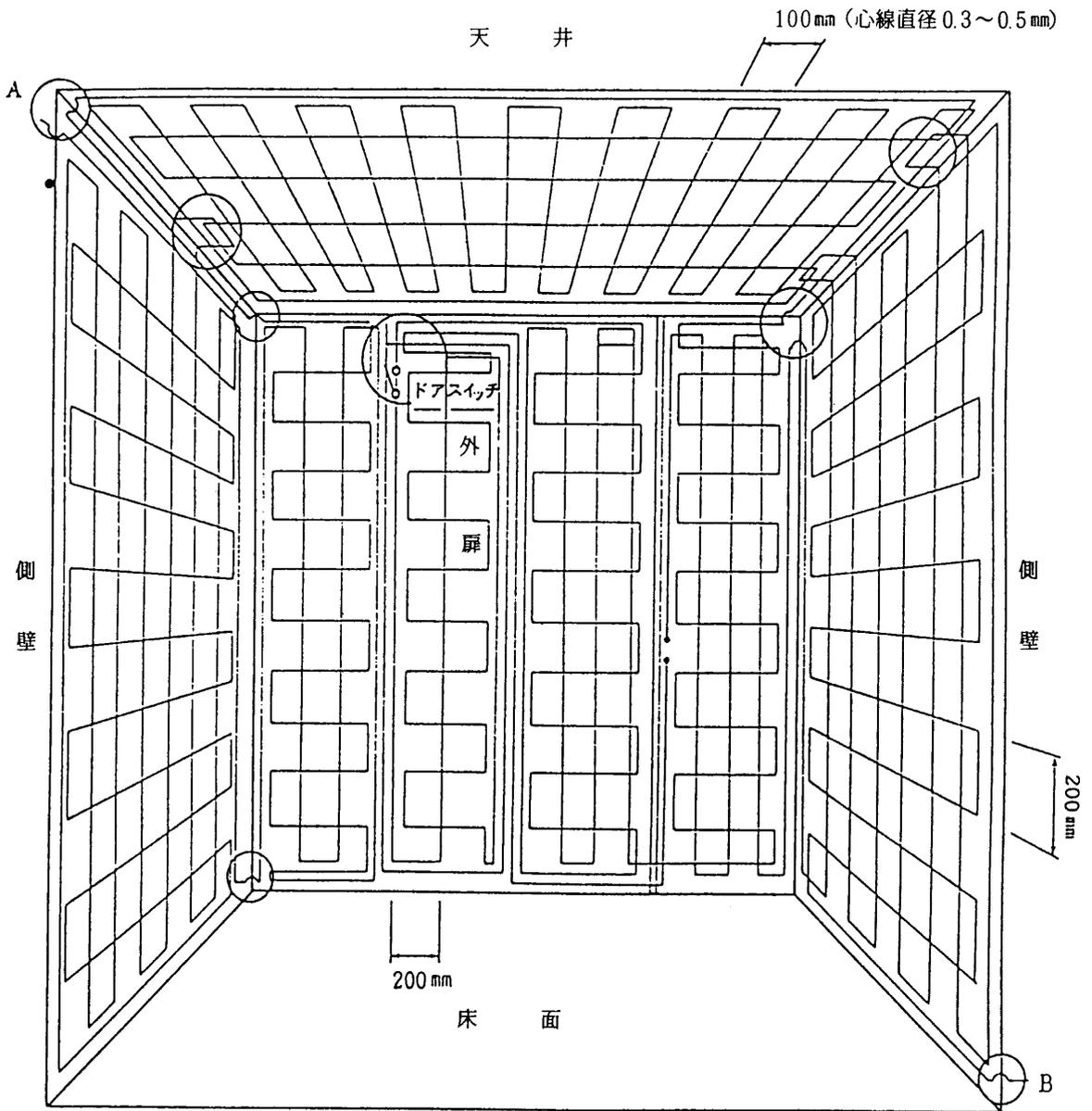


床 伏 図 S = 1/40



小 屋 組 伏 図 S = 1/40

警戒細線概略図 (例)



火薬庫設置承諾書（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

次のとおり火薬庫を私の所有地に設置することを承諾します。

（設置者）

〇〇建設株式会社 様

（土地所有者）

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇〇〇

Ⓜ

次の火薬庫を設置したいので、同意願います。

火 薬 庫 設 置 者 住 所 及 び 氏 名	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇
火 薬 庫 の 種 類 及 び 棟 数	地上式〇級火薬庫 〇棟
火 薬 庫 設 置 場 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
火 薬 設 置 目 的	〇〇工事のため
火 薬 庫 設 置 期 間	〇〇年〇月〇〇日 から 〇〇年〇月〇〇日まで
備 考	

別記様式第5号（第2条関係）

火薬類 ~~製造~~ 保安責任者等 選任 届 （記載例）
 取扱 ~~取扱~~ ~~解任~~

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

〔 法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕

事業所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地 （〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
製造所又は火薬庫の所在地 若しくは消費場所	〇〇市〇〇町〇〇番地	
選（ 解 ）任年月日	〇〇年〇月〇〇日	
選（ 解 ）任者		
保安 責任 者	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名及び年令	〇〇〇〇 〇〇歳
	免 状	甲種 第〇〇号 石川 都道府 県知事 〇〇年〇月交付
代 理 者	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名及び年令	〇〇〇〇 〇〇歳
	免 状	甲種 第〇〇号 石川 都道府 県知事 〇〇年〇月交付
副 保 安 責 任 者	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏名及び年令	〇〇〇〇 〇〇歳
	免 状	甲種 第〇〇号 石川 都道府 県知事 〇〇年〇月交付

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第14(第41条、第42条関係)

×整理番号	
×受理日	年 月 日

完成検査申請書（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地(電話)	〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
製造所又は火薬庫の所在地(電話)	〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
許可年月日及び許可番号	〇〇年〇月〇〇日 石川県指令消第〇〇〇号
完 成 年 月 日	〇〇年〇月〇〇日

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

火薬類の出納に関する報告書（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

火薬庫の名称： 地上式〇級火薬庫（〇〇年度分）

火 薬 類 の 種 類	前 年 度 繰 越 高	庫 入 量	庫 出 量	現 在 高	備 考
爆 薬	〇〇kg	〇〇kg	〇〇kg	〇〇kg	
電気雷管	〇〇個	〇〇個	〇〇個	〇〇個	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 前年度繰越高、庫入量、庫出量及び現在高欄には、単位を付すること。

様式第 17 号

火薬類出納明細簿（記載例）

（火薬類の種類 ○○ の部、単位 ○ ）

○○年度分（ ○○年4月1日 ～ ○○年3月31日）

月	繰越高	庫入数量	庫出数量	現在高	備考（主要納入先等）
4月	○○	○○	○○	○○	○○市○○町○○番地 株式会社○○銃砲火薬店
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合計		○○	○○		

製造施設（火薬庫）定期自主検査計画（変更）届（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	〇〇建設株式会社	
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地 （〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
製造所又は火薬庫の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇番地	
製造施設又は火薬庫の 種 類 及 び 棟 数	地上式〇級火薬庫 〇棟	
検査予定年月日	第1回	〇〇年〇月〇〇日
	第2回	〇〇年〇月〇〇日
検査指揮監督者	〇〇〇〇	
変 更 内 容	変更前	
	変更後	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 変更内容欄は、変更の届出の場合に記入する。

定期自主検査終了報告書（記載例）

（ 〇〇年 第〇回 ）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地 （〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
製造所又は 火薬庫の 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇番地
製造施設又は 火薬庫の 種 類 及 び 棟 数	地上式〇級火薬庫 〇棟
検 査 実 施 期 日	〇〇年〇月〇〇日
検 査 結 果	別紙のとおり
検 査 指 揮 監 督 者	〇〇〇〇
補 正 又 は 補 修 し た 事 項	別添火薬庫定期自主検査結果表のとおり

添付書類 検査結果及び補正又は補修した事項の概要を記載した書面
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

火薬庫定期自主検査結果表
(地上式一級火薬庫の場合 記載例)

項目	内 容	区 分	結 果	
保 安 距 離	第1種、第2種、第3種、第4種保安物件までそれぞれ規定以上の保安距離が確保されていること。	①②③煙	適・否	
	自家専用施設 第1種、第2種、第3種、第4種保安物件までそれぞれ規定以上の保安距離が確保されていること。	①②③煙	適・否	
位 置	湿地を避ける位置に設置されていること。	①②煙	適・否	
構 造	地上式一級火薬庫の場合は次の構造であること。 平屋建、鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造、石造 地上式二級火薬庫の場合は次の構造であること。 平屋建、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、これらと同程度のもの 煙火火薬庫の場合は次の構造であること。 平屋建、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造	①②③煙	適・否	
基 礎	基礎は堅ろう高位であり、排水は良好であること。	①煙	適・否	
(S49通知158) 壁	地上式一級火薬庫の場合は次の構造であること。 鉄筋コンクリート造-厚さ15cm以上 煉瓦造・コンクリートブロック造・石造-厚さ20cm以上	①	適・否	
	地上式二級火薬庫の場合は次の構造であること。 鉄筋コンクリート造-厚さ10cm以上 コンクリートブロック造-厚さ12cm以上 鉄板製-厚さ2mm以上で溶接（内面ボルト締め）、天井裏に金網	②	適・否	
	地上式三級火薬庫の場合は次の構造であること。 前面は厚さ10cm以下の無筋コンクリート造 その他は厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ30cm以上の補強コンクリートブロック造	③	適・否	
	煙火火薬庫の場合は次の構造であること。 鉄筋コンクリート造-厚さ10cm以上 補強コンクリートブロック造-厚さ19cm以上	煙	適・否	
火薬又は爆薬と火工品を同室に貯蔵する場合	床下は基礎と一体であり、厚さ10cm以上のコンクリート打ちであること。	③	適・否	
	隔壁は、厚さ30cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ40cm以上の補強コンクリートブロック造であり、床下コンクリート又は基礎と一体となっていること。	③	適・否	
入 口	保安物件に対し危険の恐れのない側に設け、注水設備を設けること。	③	適・否	
扉	外 扉	耐火扉で厚さ3mm（二級は2mm）以上の鉄板であること。	①②③	適・否
		アングル（40×40×5mm以上）補強されていること。	①②③	適・否
		扉と鉄枠（又は両開戸）の隙間は5mm以下であること。	①②③	適・否
		鉄枠に15mm以上覆いかぶさる構造であること。	①②③	適・否
		耐火扉で厚さ3mm以上の鉄板とし、適当に補強されていること。	煙	適・否
	内 扉	木製の板戸であり、錠を取り付けていること。	①②③	適・否
		錠を取り付けていること。	煙	適・否
	蝶 番	角蝶番は長さ150mm以上、真棒が容易に抜けないものが3箇所以上に設置されていること。	①②③	適・否
		取付ビス頭は外部から見えないよう取り付ける（又は電気溶接）こと。	①②③	適・否
	ロ ッ ド 棒	上下2箇所（1箇所2本以上）あり、蝶番側の扉側面に取り付けてあること。	①②③	適・否
		直径13mm以上の炭素鋼で、受け孔に15mm以上はめ込み、取付けは溶接してあること。	①②③	適・否
	扉 枠	壁体の鉄筋に電気溶接等で溶接し、コンクリートで固定されていること。（三級は扉枠が外れないような構造）	①②③	適・否
	施 錠	シリンダー錠、レバータンブラー錠、同等以上のものであること。	①②③	適・否
		デッドボルトはステンレス鋼等で受け座に10mm以上はめ込む構造であること。	①②③	適・否
鍵座、シリンダーは扉の外面に突出（又は鉄製リングで溶接して保護）しない構造であること。		①②③	適・否	
取付ボルトは扉の外面に突出していないこと。		①②③	適・否	
両開戸の上げ落し（径16mm以上の鉄棒）のはめ込みは5mm以上であること。		①②③	適・否	
	錠を取り付けていること。	煙	適・否	

項目	内 容		区 分	結 果
窓	地盤面上1.7m以上の高さに設置されており、10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめ込まれた構造のものであり、内方に不透明なものを使用するか日射調整フィルムを貼る。外方は外部から容易に開けない防火扉が設置されていること。		①②③	適・否
床・通気孔	搬 装 置 出 入 し な し	床は次のいずれかによること。 ・床は地盤面から30cm以上（煙火を除く。）、2個以上の通気孔（金網張）を設置。通気孔の幅が20cm以上の場合は5cm間隔に、直径1cm以上の鉄棒をはめ込む構造であること。 ・床と地盤面の間に、防湿フィルムが敷設されていること。 ・床面に、防湿塗料が塗布されていること。	①③煙	適・否
床・通気孔	床の下面には厚さ2mm以上の鉄板が張られていること。		②	適・否
内面・床面	内面は木板を使用し、床面には鉄類を表さないこと。		①②③煙	適・否
換気孔	天井に1個以上、両妻に各1個以上設置されており、金網張であること。		①③煙	適・否
暖房設備	次のいずれかによること。 ・熱水又は水蒸気によること。 ・熱風によること。 ・エアコンディショナは、吹き出し口温度50度以下で、内面に電気配線を表さないこと。		①②③煙	適・否
照明設備	防爆式電灯、配線は金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブル工事により施工されており、自動しゃ断器、開閉器が庫外に設置されていること。		①②③煙	適・否
屋根	外面は金属板・スレート板・瓦（三級は他に鉄網セメントモルタル）が使用されていること。小屋組みを設ける場合は木材（二級は他に軽量型鋼）が使用されていること。		①②③煙	適・否
避 雷 置	型 式	(H27告示145号) 避雷針・架空地線であること。	①煙	適・否
	構 造	突針（架空線）から45度以内の角度で保護されていること。	①煙	適・否
	設 置 抵 抗	10オーム以下（銅線4条以上等の場合適用外）であること。	①煙	適・否
避 雷 装 置	できるだけ設置すること。		②	適・否
土 堤 又 は 簡 易 土 堤	堤脚から火薬庫外壁までは1m以上あること。		①②③煙	適・否
	切通出入口は本屋から引いた直線が土堤頂上線と交差していること。		①②③煙	適・否
	トンネル入口は外壁から引いた直線がトンネル壁線と交差していること。		①②③煙	適・否
	2棟以上隣接の場合は中間土堤に通路は設けていないこと。		①②③煙	適・否
土 堤	土堤勾配は45度以下であること。		①②③煙	適・否
	土堤高さは屋頂（煙火は軒）の高さ以上であること。（火薬庫の高さ1.5m未満ならば最低1.5m以上）		①②③煙	適・否
	頂部の厚さは1m以上あること。		①②③煙	適・否
	堤脚土留は土堤の高さの1/3以下であること。（爆薬1t以上の場合は内面の土留は軽量飛散物使用）		①②③煙	適・否
	土堤面はできるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆されていること。		①②③煙	適・否
簡 易 土 堤	土堤勾配は75度以下であること。		③煙	適・否
	土堤の高さは屋頂（煙火は軒）の高さ以上であること。（火薬庫の高さ1.5m未満ならば最低1.5m以上）		③煙	適・否
	頂部の厚さは60cm以上であること。		③煙	適・否
	十分な強度の側壁板、支柱を堅固に土留めし、材料は軽量飛散となるものを使用すること。		③煙	適・否
	頂部は板で覆い雨水の浸入がないこと。		③煙	適・否
防 爆 壁 (S35告示76号)	壁脚から火薬庫外壁まで2m以上あり、基礎は堅ろうであること。		煙	適・否
	構造は厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ20cm以上の補強コンクリートブロック造であること。		煙	適・否
	高さは、火薬庫の軒高以上であること。		煙	適・否
	出入口の外側には更に防爆壁を設けること。		煙	適・否
火薬庫相互間の距離	土堤を設けない場合、貯蔵する爆薬の量に応じた基準以上の距離を取ること。		②	適・否
防火・警戒設備	幅2m以上の防火空地があり、貯水槽（ドラム缶）、バケツ、警戒札（火気厳禁、立入禁止等）、境界柵（有刺鉄線等）が設置されていること。		①②煙	適・否
	入り口は危険の恐れがない側に設置し、貯水槽、消火栓等を設けること。		③	適・否

項目	内 容	区 分	結 果	
盗 難 防 止 措 置	天井裏又は屋根に金網張（線径4mm以上、網目5cm以下）されていること。	①②③	適・否	
警 鳴 装 置	装置の位置	警鳴部は外壁に設置し、警報部は管理人常駐場所に設置されていること。	①②③	適・否
	本体収納設備	鉄製(1mm以上)の堅固な収納設備であり、雨・虫等が入りにくい構造であること。施錠は南京錠、えび錠を除くものであること。	①②③	適・否
	警 報 器	警報音は警報器から1mの距離で80ホーン以上であること。	①②③	適・否
	回 路	庫内電流は10mA以下であること。	①②③	適・否
		回路線を切断したとき装置が作動すること。	①②③	適・否
		扉スイッチ等は確実に作動すること。	①②③	適・否
		作動テスト装置があること。	①②③	適・否
		異常電流に対する保安装置があること。	①②③	適・否
警 戒 細 線	天井、側壁、扉内面に設置基準の間隔で固定されていること。	①②③	適・否	
電 源	電源の消耗状況を示すメーターがあること。	①②③	適・否	
改善又は補修すべき事項	防火用に設置してあるドラム缶の腐食がひどく、数カ所穴が空いている。			
上記改善等の必要事項に対して取った措置	(対応年月日) 〇〇年〇月〇〇日			
	(対応内容) 現在のものを撤去して、新しいドラム缶を設置し、水を張った。(別添の写真参照)			

(注)「区分」欄の①とは地上式一級火薬庫、②とは地上式二級火薬庫、③とは地上式三級火薬庫、「煙」とは煙火火薬庫をいい、該当する火薬庫は、左記の項目について検査しなければならない。

火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更届（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	〇〇建設株式会社	
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
職 業	建設業	
許可年月日及び許可番号	〇〇年〇月〇〇日 石川県指令消第〇〇〇号	
火 薬 庫 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇番地	
変 更 事 項	付近の状況、保安距離	
変 更 内 容	変 更 前	第三種保安物件 付近になし
	変 更 後	第三種保安物件 家屋 保安距離 180m
変 更 年 月 日	〇〇年〇月〇〇日	
変 更 理 由	火薬庫付近での民家新築のため	

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	〇〇建設株式会社	
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
職 業	建設業	
許可年月日及び許可番号	〇〇年〇月〇〇日 石川県指令消第〇〇〇号	
火 薬 庫 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇番地	
変 更 事 項	事務所所在地	
変 更 内 容	変 更 前	〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番地
	変 更 後	〇〇市〇〇町〇〇番地
変 更 年 月 日	〇〇年〇月〇〇日	
変 更 理 由	事務所所在地変更のため	

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第5（第8条、第14条関係）

× 整理番号	
× 受理日	年 月 日

~~火薬類製造施設~~
 火 薬 庫

 軽微変更届（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

（代表者）氏 名 〇〇建設株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
 製造所 火薬庫 所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
変 更 の 内 容	警戒細線の張替え

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第8（第14条の2関係）

× 整理番号	
× 受理日	年 月 日

火薬庫承継届（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

（代表者）氏名 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
職 業	建設業
（代表者）住所氏名（年齢）	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇（〇〇才）
火薬庫所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
火薬庫の種類及び棟数	地上式〇級火薬庫 〇棟
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	爆薬 〇〇kg
前所有者又は前占有者の住所氏名	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇
承 継 の 理 由	譲渡のため
承 継 の 期 日	〇〇年〇月〇〇日
備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。
3 2級火薬庫にあつては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

~~特定施設~~ 休止届（記載例）
火薬庫

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
特定施設 （火薬庫）所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地
特定施設 （火薬庫）の種類及び棟数	地上式〇級火薬庫 〇棟
許可年月日及び許可番号	〇〇年〇月〇〇日 石川県指令消第〇〇号
休 止 期 間	〇〇年〇月〇〇日 から 〇〇年〇月〇〇日まで
休 止 理 由	上記の期間、火薬類を使用しないため
備 考	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 二級火薬庫にあっては、備考欄に設置許可の有効期限を記載する。

火薬庫用途廃止届（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
火 薬 庫 所 在 地	〇〇市〇〇町〇〇番地
火 薬 庫 の 種 類 及 び 棟 数	地上式〇級火薬庫 〇棟
設 置 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	〇〇年〇月〇〇日 石川県指令消第〇〇号
廃 止 年 月 日	〇〇年〇月〇〇日
廃 止 理 由	火薬類を使用しなくなったため

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

13 火薬庫外貯蔵場所の指示申請について

- (1) 法第 11 条第 1 項ただし書の規定により火薬類を火薬庫以外に貯蔵する場合は、火薬庫外貯蔵場所指示申請書（様式 P137）を提出し、指示を受けなければならない。
- (2) 申請書には次の書類を添えて提出すること。
 - ア 貯蔵場所の位置図
25,000 分の 1 程度の地図に貯蔵場所を朱書きすること。
 - イ 貯蔵場所附近の見取図
貯蔵場所から概ね 500m 以内の地形とその中の状況を詳細に記載すること。
 - ウ 貯蔵建物又は貯蔵設備の構造図及び仕様書
 - エ 貯蔵建物又は貯蔵設備の写真
 - オ 自動警報装置の点検表
- (3) 火薬庫外貯蔵場所として指示申請できる期間は 2 年間で、土木建設工事等の施工の場合は、その施工期間とする。
- (4) 土木建設工事等における火薬庫外貯蔵場所の設置については次の点に留意すること。
 - ア 指示申請は基本的に建設工事等の火薬類譲受・消費許可申請と同時に行い、新しく設置する庫外貯蔵庫については、警報装置の検査等を行うため、事前の申請となる。
 - イ 設置場所は、家屋、県道、人の集合する場所から離れた保安上安全な場所とすること。
 - ウ 自動警報装置は当該火薬庫外貯蔵場所と管理場所（常駐者宅）の距離が 40m 以内であって、装置が作動した場合に管理場所で警報を感知することが可能な場合は、警報装置、それ以外の場合は警鳴装置を設置すること。
- (5) 書類の提出先及び提出部数
消防保安課又は県総合事務所 1 部

(参考)

- 1 省令第 15 表中の「その他事業」には、映画作製事業が含まれる。
- 2 省令第 16 条第 4 号ロの「容易に持ち運びできない」とは、通常一人で持ち運びできないことをいうが、一人で持ち運びできるものであっても、床、壁等に固定されている場合は認める。
- 3 省令第 16 条第 5 号の「堅固な設備」とは、木製であっても堅ろうな構造を有するものであればよい。

火薬庫外貯蔵場所指示申請書

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

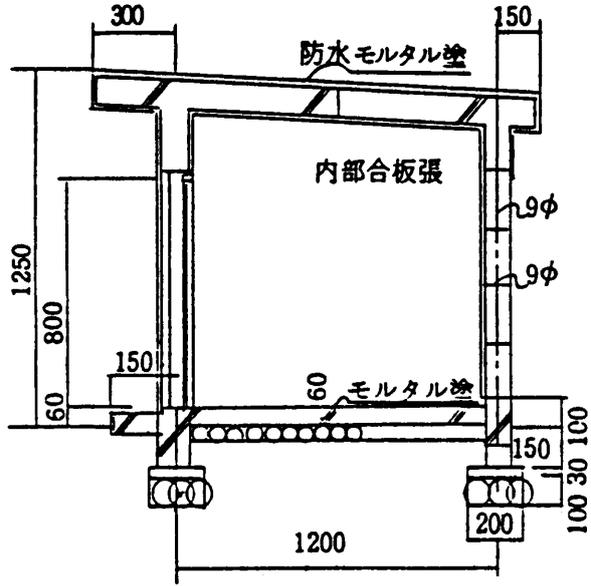
名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地 （〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
職 業	建設業
貯蔵火薬類の種類 及び最大貯蔵量	建設用びょう打ち銃用空包 4,000 個
貯 蔵 期 間	〇〇年〇月〇〇日 から 〇〇年〇月〇〇日まで
貯 蔵 場 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
貯 蔵 目 的	〇〇工事のため

- 添付書類 1 貯蔵場所付近の位置図及び見取図
 2 貯蔵場所の平面図、立面図及び仕様書〔構造図〕
 3 貯蔵建築物又は貯蔵設備の構造明細書
 4 貯蔵建築物又は貯蔵設備の写真
 5 自動警報装置の点検表

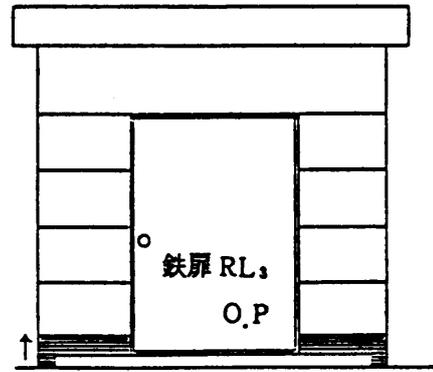
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

火薬庫外貯蔵場所図面（例）

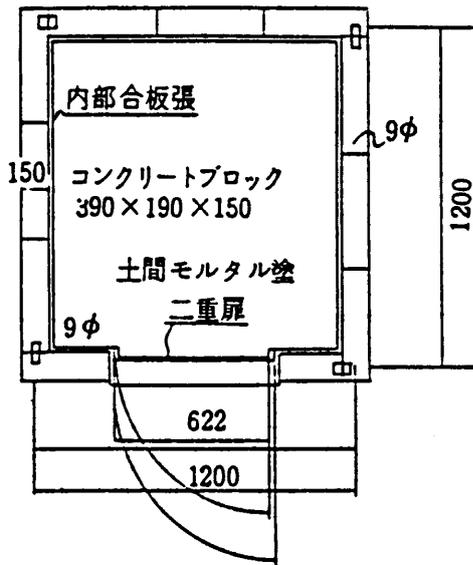
1 : 20



断面図



立面図



平面図

第4章 譲受と消費

1 一般火薬類（爆薬、電気雷管等）に係る火薬類譲受・消費について

- (1) 火薬類を譲り受け又は消費しようとする者は、火薬類譲受・消費許可申請書（譲受・消費の場合は様式P115、譲受のみの場合はP108、消費許可のみの場合はP113）を提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 火薬類譲受・消費許可申請書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
- ア 申請代理人により申請する場合は、申請者の委任状（様式P142）を添付し、申請者名と申請代理人名を併記すること。
 - イ 申請者が法人の場合は、法人名と代表者名を記載すること。
 - ウ 建設共同企業体が工事を行う場合は、その代表者となる法人が申請すること。
 - エ 「目的」には、「〇〇工事のため」、「岩石採取のため」等のように記載すること。
 - オ 「譲受期間」は1年を超えず、工事契約書等の契約期間内及び岩石採取の認可期間内であること。
 - カ 譲受及び消費期間は同一とし、上記オの期間とすること。
 - キ 「貯蔵又は保管場所」について、土地等の事情によりやむを得ず販売業者等に火薬類の保管を委託する場合は、保管委託契約書の写し又は保管承諾書（様式P147）の写しを添付すること。
 - ク 「消費に関する事項」の日時（期間）については、上記オのとおりとし、場所については、字、番地まで正確に記載すること。
- (3) 申請書には、次の書類を添付すること。
- ア 火薬類消費計画書（様式P148）
 - (ア) 消費数量は、岩質、工法等によりあらかじめ必要数量を算出し記載すること。
 - (イ) 周囲の状況及び工事内容によって適正な発破計画を立てること。
 - (ウ) 消費計画中の「消費の方法」には、発破の方法、点火方法を記載すること。
 - (エ) 移動式の火薬類取扱所又は火工所を使用する場合には、消費計画書中にその旨を付記すること。
 - (オ) 警戒に当たる見張人の数が十分に足りていること。（人が入り得る場所には、見張人を配置すること。）
 - (カ) 消費時刻は、原則日中の明るい時間帯とし、夜間の場合は特に騒音等に配慮すること。
 - (キ) 防護措置及び周囲への警戒方法は十分であり、周囲に保安物件等がある場合には、十分な防護措置等を行うこと。
 - (ク) 危害予防のため、都道府県道、市町村道、林道等に通行止め等の措置を講じなければならない場合は、所轄の道路管理者及び警察署へ届け出て道路使用許可証等を取得すること。（許可を得た場合は、許可証の写しを添付すること。）また、その使用期間は許可申請期間以上であること。
無許可で交通規制をすることは認められない。
 - イ 火薬類製造（取扱）保安責任者等選任（解任）届（様式P121）（火薬類保安手帳提出）

火薬類取扱保安責任者の選任は、下記の表のとおりとする。ただし、昼夜作業を行う場合は、代理者及び副保安責任者の人数を複数とすること。

1カ月の火薬又は爆薬消費見込量	保安責任者	(保安責任者の)代理者	副保安責任者
25 kg以上 50 kg未満	甲種又は乙種 1名	甲種又は乙種 1名	(火工所1箇所につき) 甲種又は乙種 1名
50 kg以上 1 t 未満			
1 t 以上	甲種 1名	甲種 1名	

(注) 表中「甲種」とは、甲種火薬類取扱保安責任者免状所有者をいう。

「乙種」とは、乙種火薬類取扱保安責任者免状所有者をいう。

(参考1) 砕石や消費期間が1年以上の工事等に係る火薬類譲受・消費許可の申請においては、前回の許可期間が満了し、継続的な形で申請する場合で消費場所に変更がなければ、前回の許可申請時に届け出た火薬類製造(取扱)保安責任者等選任(解任)届の写し(消防保安課及び県総合事務所の受付印を押印したもの。)を添付することで足りる。

(参考2) 保安責任者、その代理者および副保安責任者の兼務は規則の主旨からみて好ましくないが、免状所有者が不足で兼務を認めるのもやむを得ない場合がある。

(昭和36年3月6日三六軽第560号通商産業省事務次官通知)

ウ 火薬類取扱従事者名簿(雇用証明書)(様式P149)

(ア) 名簿に記載する者は、申請者と雇用関係であること。

(イ) 火薬類を取り扱う者は、運搬、見張り等の補助作業であっても、すべて記載すること。

(ウ) 担当職務については、該当するものすべてに○を記入すること。

(エ) 火薬類保安手帳制度及び火薬類取扱従事者制度の実施に伴い、有資格者(火薬類取扱保安責任者及び発破技士免許所有者)はもとより、無資格者であっても、それぞれの手帳を所有していないと火薬類を取り扱う作業ができない。当該制度に基づく保安講習を受講せず失効した手帳所持者の従事は認められない。

(オ) 他社からの出向者が従事する場合、出向証明書(様式P151)を添付すること。(その出向期間は許可申請期間以上であること。)

(カ) 従事者は、発破技士免許所有者と無資格者の補助従事者とに区分され、次表のとおり作業区分がある。なお、表中の○は作業可、×は作業不可を示す。

作業の内容	従事者手帳の種類	
	青色カバー (発破技士免許所有者)	黄色カバー (無資格の補助従事者)
1 火薬類の運搬	○	○
2 せん孔	○	×
3 火薬類の検査	○	×
4 親ダイの作製（解体を含む）	○	×
5 装てん	○	×
6 装てん補助	○	○
7 結線	○	×
8 結線補助	○	○
9 点火	○	×
10 発破後の点検（不発残留薬の点検を含む）	○	×
11 不発の処理業務	○	×
12 不発残留薬の回収発破の装薬	○	×
13 見張り （危険区域の警戒、火薬類取扱所、火工所）	○	○
14 出納責任者 （火薬庫、火薬庫外貯蔵場所、火薬類取扱所、火工所）	○	○
15 親ダイ火工責任者	○	×
16 発破作業指揮者	○	×
17 発破作業記録者	○	○

エ 火薬類取扱保安責任者等の選任状況（様式 P 150）

原則、2以上の消費現場を兼務することはできない。

オ 保安管理組織図（様式 P 152）

カ 工事証明書

(ア) 工事請負契約書の写し又は岩石採取の認可証等

(イ) 申請者が元請業者ではなく、下請業者の場合は、(ア)及び元請業者と下請業者の契約関係を証する書面を添付すること。

キ 消費場所の位置図

25,000分の1程度の図面とし、消費場所がわかるようにすること。

ク 消費場所附近の見取図

消費場所から概ね500m以内の地形と、その中の状況（建物の名称。管理道路の名称。）を詳細に記載した図面とすること。特に保安物件についてはその種類ごとに漏れなく記載し、消費場所との距離を明記すること。

ケ 火薬類取扱所又は火工所の構造図、仕様書及び写真

(ア) 火薬類取扱所は、1つの消費場所に1箇所とすること。ただし、1日の消費見込量が火薬又は爆薬25kg以下、工業雷管及び電気雷管又は導火管付き雷管250個以下、導爆線500m以下、制御発破用コード100m以下の消費場所にあっては設置しなくてもよい。

(イ) 火工所は、火薬類取扱所を設けない場合は1つの消費場所に1箇所とするが、火薬類取扱

所を設置した場合は、必要に応じて複数設置することができる。

- (ウ) 火薬類取扱所と火工所の相互間の距離は、10m 以上とすること。
- (エ) 仕様書は法律及び規則に定められているすべての技術上の基準を満たしていることが確認できる内容のものとする。 (参考 1,2 参照)
- (オ) 写真は、全体のもの（柵が入る程度）及び内部の状況が分かるもの（取扱心得、必要法規の掲示、内面の板張りの状況等が確認できる程度）とする。ただし、消火用の設備、警戒札、境界内の堆積物の有無が確認できない場合は、確認できる写真を貼付すること。

また、写真から境界内の雑草が繁茂していたり、可燃性の堆積物が確認できれば、改善の指導を行う場合がある。

(4) 書類の提出先及び提出部数

消防保安課又は県総合事務所 1部

(参考)

1 火薬類取扱所の技術上の基準

根拠法令		項目	基準	
第52条	第1項	設置の有無	一日の火薬消費見込量が次の数量を超える場合は設置しなければならない。 ①火薬又は爆薬 25 kg ②工業雷管、導火管付き雷管 250 個 ③導爆線 500m ④制御発破用コード 100m	
	第2項	取扱所の数	一つの消費場所に、一箇所(のみ)であること。	
	第3項	第1号	位置	設置位置は以下の場所に対し、安全な場所であり、湿地を避けること。 ①通路 ②通路となる坑道 ③動力線 ④火薬庫 ⑤火気を取扱う場所 ⑥人の出入りする場所
		第2号	構造	平屋建であり、構造は以下のいずれかであること。 ①鉄筋コンクリート造り(コンクリートの厚さ 10 cm以上) ②コンクリートブロック造り(ブロックの厚さ 12 cm以上) ③軽量形鋼造りであって、次の基準に適合するもの ア 側面の壁の外面には、厚さ 2mm 以上の鉄板を張り、つなぎ目は電気溶接、内面取付ボルト締めとすること。 イ 床の下面には盗難防止のため、厚さ 2mm 以上の鉄板を張ること。(側壁が地盤面まであり、基礎と一体になっている場合、この限りではない。) ウ 扉の取付は、外側から取り外しができないように確実に取り付けること。 エ 天井裏又は屋根裏には線径 4mm 以上、網目 5 cm以下の金網を張り、かつ、金網は側面の壁に確実に緊結させること。 入口の扉は、以下によること。 ①外面に厚さ 2 mm以上の鉄板を張ること。 ②扉には錠(なんきん錠及びえび錠を除く。)を使用すること。 ※ 上記構造等は、見張り人を常時配置しない場合 見張り人を常時配置する場合は上記基準を適用せず、内面板張りの簡単な構造とし、扉はできるだけ錠を設置すること。
	第3号	屋根	外面は以下のものとする。 ①金属板 ②スレート板 ③瓦 ④その他の不燃性物質のもの	
	第4号	内面	木板とし、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。	
	第5号	暖房設備	建物内と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気によること。	
	第6号	照明設備	以下の構造等を全て満たしていること。 ①建物内と完全に隔離されている電灯 ②建物内に電導線を表さない ただし、以下の場合はこの限りではない ①安全な装置を施した定着電灯使用こと。 ②配線は金属管工事、キャブタイヤーケーブル若しくはがい装ケーブルを使用するケーブル工事によること。 ③自動遮断器、又は開閉器は建物外に設置すること。	
	第7号	境界柵	取扱所の周囲には、適当な境界柵をもうけること。	
		警戒札	「立入禁止」、「火気厳禁」等の警戒札を設けること。	
	第8号	心得等の掲示	取扱所内の見やすい所に取扱いに必要な法規、注意事項を掲示すること。	
	第9号	周囲の堆積物	境界内には、爆発、発火、燃焼しやすいものは堆積しないこと。	
	第10号	定員等	定員を定め、定員内の作業員、特に必要があるもの以外は立ち入らないこと。	
	第11号	存置数量	一日の消費見込数量以下であること。	
第12号	帳簿	帳簿を備え、責任者を定め、受け払い、消費残数量を記録すること。		
第13号	整理整頓	内部は、整理整頓し、作業に必要なもの以外は置かないこと。		
(昭和 55 年 12 月 2 日 通達 513 号)	消火用具	貯水槽、バケツ等の消火用具を柵外に常備すること。		

2 火工所の技術上の基準

根拠法令	項目	基準
第52条の2	第1項 設置の有無	以下の作業をする場合は設置。 ①薬包に工業雷管、電気雷管、導火管付き雷管を取り付ける作業 ②それらの取扱作業
	第2項 火工所の数	一つの消費場所に必要数。ただし、火薬類取扱所を設けないことができる場合は1か所とする。
第52条の3	第5号 暖房設備	建物内と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気によること。
	第8号 心得等の掲示	火工所内の見やすい所に取扱いに必要な法規、注意事項を掲示すること。
	第9号 周囲の堆積物	境界内には、爆発、発火、燃焼しやすいものは堆積しないこと。
	第10号 定員等	定員を定め、定員内の作業員、特に必要があるもの以外は立ち入らないこと。
	第12号 帳簿	帳簿を備え、責任者を定め、受け払い、消費残数量を記録すること。
第13号 整理整頓	内部は、整理整頓し、作業に必要なもの以外は置かないこと。	
第52条の2	第1項 第1号 位置	設置位置は以下の場所に対し安全な場所であり、湿地をさけること。 ①通路 ②通路となる坑道 ③動力線 ④火薬類取扱所 ⑤他の火工所 ⑥火薬庫 ⑦火気を取扱う場所 ⑧人の出入りする建物
	第2号 構造等	建物を設ける場合 ①適当な換気の措置をすること ②床面にはできるだけ鉄類を表さないこと 建物以外の場合 ①直射日光、雨露を防ぎ得る構造、且つ安全に作業(地盤面が平ら、作業机等)ができること
	第3号 見張人	火工所内に火薬類を存置する場合は、常時、見張人を配置すること。
	第4号 [削除]	
	第5号 境界柵 警戒札	周囲には、適当な柵をもうけること。 「立入禁止」、「火気厳禁」等の警戒札を設けること。
	第6号 作業について	火工所以外では、薬包に工業雷管、電気雷管、導火管付き雷管の取り付け作業を行わないこと。
	第7号 持込制限	薬包に工業雷管、電気雷管、導火管付き雷管の取付に必要な火薬類以外は持ち込まないこと。(ただし、火薬類取扱所を設けない場合はこの限りではない)

2 コンクリート破砕器の譲受・消費について

- (1) コンクリート破砕器を譲り受け、消費しようとする者は、火薬類譲受・消費許可申請書（譲受・消費の場合は様式P115、譲受のみの場合はP108）を提出し、許可を受けなければならない。

ただし、建築若しくは建設の工事、土木工事又は工業の用に供するために消費する場合で、消費量が同一の消費地において1日につき150個以下の場合は、無許可で消費することができ、火薬類譲受許可申請のみでよい。

- (2) 申請書には次の書類を添付しなければならない。

- ア 火薬類消費計画書（様式P148）
- イ 火薬類取扱従事者名簿（様式P149）
- ウ 保安管理組織図（様式P152）
- エ 工事請負契約書の写し
- オ コンクリート破砕器作業主任者技能講習修了証の写し
- カ 消費場所附近の見取図

- (3) 書類の提出先又は提出部数

消防保安課又は県総合事務所 1部

(参考)

- 1 1日のコンクリート破砕器の消費見込量が150個を超える場合は、火工所を設けなければならない。
- 2 コンクリート破砕器の貯蔵数量が1,000個を超え、2,000個（6か月以内に完了する事業の場合は4,000個）以下ならば、火薬庫以外に貯蔵することができる。その場合は別に火薬類庫外貯蔵場所指示申請を行わなければならない。
(1,000個以下ならば、ロッカー、金庫等で施錠できるものに貯蔵することができる。)

3 建設用びょう打ち銃用空包の譲受、消費について

(1) 建設用びょう打ち銃用空包を消費しようとする者は、火薬類譲受・消費許可申請書（譲受・消費の場合は様式P115、譲受のみの場合はP108）を提出し、許可を受けなければならない。

ただし、建築若しくは建設の工事、土木工事又は工業の用に供するために消費する場合で、消費量が同一の消費地において1日につき200個以下（その原料をなす火薬又は爆薬0.4g以下の場合は400個以下）の場合は、無許可で消費することができ、火薬類譲受許可申請のみでよい。

(2) 申請書には次の書類を添付しなければならない。

- ア 建設用びょう打ち銃用空包消費計画書（様式P153）
- イ 銃砲所持許可証及び人命救助等に従事する者届出済証明書の写し
- ウ 消費場所附近の見取図
- エ 建設用びょう打ち銃及び空包の保管場所
- オ 工事請負契約書、注文書等の写し

(3) 書類の提出先又は提出部数

消防保安課又は県総合事務所 1部

(参考)

建設用びょう打ち銃用空包の貯蔵区分

空包1個当たりの薬量	貯蔵数量	貯蔵可能な場所
0.4gを超える場合	2,000個まで	・知事が指示する安全な場所以外の安全な場所 ・知事が指示する安全な場所 ・火薬庫
	2,000個を超え4,000個まで	・知事が指示する安全な場所 ・火薬庫
	4,000個を超える	・火薬庫
0.4g以下の場合	4,000個まで	・知事が指示する安全な場所以外の安全な場所 ・知事が指示する安全な場所 ・火薬庫
	4,000個を超え8,000個まで	・知事が指示する安全な場所 ・火薬庫
	8,000個を超える	・火薬庫

※1 空包の原料をなす火薬又は爆薬が0.4g以下の場合は、空包2個を1個として換算するため、上表の貯蔵量となる。

※2 「火薬庫」とは一級、二級、三級又は実包火薬庫をいう。

※3 「知事が指示する安全な場所」とは、P47の「13 火薬庫外貯蔵場所の指示申請について」により知事から指示を受けた場所をいう。

※4 「知事が指示する安全な場所以外の安全な場所」とは、関係者以外が容易に立ち入ることができず、かつ周囲に燃えやすいものがなく、消火設備の整った場所に設置する施錠可能な金属製ロッカー等の堅固な収納設備をいう。

4 火薬類譲受・消費許可証の返納について

火薬類の消費が完了した場合、又は許可期間が満了した等の場合は、政令第2条に基づき、火薬類譲受許可証及び火薬類消費許可証（「火薬類消費高記載欄」に必要事項を記載）を消防保安課又は県総合事務所へ返納しなければならない。（P91「火薬類譲渡の許可について」参照。）

5 火薬類の無許可譲受について

火薬類を譲り受けるときは、都道府県知事の許可を受けなければならないが、次に掲げる場合は譲受許可は不要である。

1	製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受けるとき。
2	販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受けるとき。
3	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲（殺傷を含む。以下この号において同じ。）をすることの許可を受けた者（当該許可を受けた者が同条第8項に規定する法人である場合にあつては、同項に規定する従事者証の交付を受けた者）若しくは同法第14条の2第8項に規定する都道府県等（当該都道府県等が法人である場合にあつては、同条第9項の規定により当該都道府県等を同法第9条第1項の規定による都道府県知事の許可を受けた者とみなして適用する同条第8項に規定する従事者証の交付を受けた者）であつて装薬銃を使用するもの又は同法第55条第2項に規定する狩猟者登録を受けた者が、鳥獣の捕獲をする目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
4	鉱業法（昭和25年法律第289号）により鉱物の試掘又は採掘をする者が、鉱物を掘採する目的で1月につき火薬13kg以下、無添加可塑性爆薬以外の爆薬5kg以下、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管200個以下、導火線若しくは導爆線400m以下又は電気導火線500個以下を譲り受けるとき。
5	火薬類の輸入の許可を受けて、火薬類を譲り受けるとき。
6	法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的で火薬類を譲り受けるとき。

（注1）4により無許可で火薬類を譲り受けるときは、事前に消防保安課又は県総合事務所へ監督行政庁が発行する採掘の証明書を呈示すること。

（注2）火薬類を無許可で譲り受ける場合でもあつても、火薬類消費許可が不要であるとは限らない。

6 火薬類の無許可消費について

火薬類を消費しようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならないが、次に掲げる場合は消費の許可は不要である。

消費目的（用途区分）	火薬類の種類	消費数量
理化学上の実験の用に供するため1回につき、右記により消費するとき。	火薬	5kg以下
	無添加可塑性爆薬以外の爆薬	2.5kg以下
	工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、空包、信管、火管又は導火管付き雷管	100個以下
	導爆線又は導火管	200m以下
射的練習の用に供するために当該練習者が1日につき右記により消費するとき。	実包又は空包	400個以下
信号又は観賞の用に供するために同一の消費地において1日につき煙火を右記により消費するとき。	直径6cm以下の球状の打揚煙火	} 25個以下 } 75個以下
	直径6cmを超え直径10cm以下の球状の打揚煙火	
	直径10cmを超え直径14cm以下の球状の打揚煙火	
	仕掛煙火に使用する炎管	200個以下
	ファイアークラッカーその他の点火によって爆発音を出す筒物（スモーククラッカーを除く。）であって火薬1g以下の爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火（マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発火するものを除く。）	300個以下
	爆竹（点火によって爆発音を出す筒物を連結したものであってその本数が30本以下のものに限る。）であってその1本が火薬1g以下、爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火	300個以下
競技用紙雷管	無制限	
映画若しくは放送番組の製作、演劇、音楽その他の芸能の公演、スポーツの興行又は博覧会その他これに類する催しの実施において演出の効果の用に供するために同一の消費地において1日につき煙火（打揚煙火を除く。）を右記により消費するとき。	その原料をなす火薬又は爆薬15g以下の煙火	} 35個以下 } 85個以下
	その原料をなす火薬又は爆薬15gを超え30g以下の煙火	
	その原料をなす火薬又は爆薬30gを超え50g以下の煙火	
発煙筒、撮影用照明筒又は爆薬（爆発音を出すためのものに限る。）0.1g以下の煙火	無制限	
防霜、防虫、消火演習、気象観測又は気密検査の用に供するため右記により消費するとき。	発煙筒	無制限
消火又は消火演習の用に供するため右記により消費するとき。	消火用煙火	無制限
動物の駆逐の用に供するために1日につき右記により火薬類を消費するとき。	空包	100個以下
	原料をなす火薬又は爆薬10g以下の煙火	200個以下
動物の行動の範囲の調査その他動物に係る調査の用に供するために動物に取り付ける装置であって、空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報その他の情報を送信し、及び記録するもの（以下「発信器」という。）を動物の駆逐を目的とする調査のために消費するとき。	発信器の原料をなす火薬が30mg以下で、かつ、爆薬が30mg以下である場合又は火薬が60mg以下である場合に限る	無制限

動物の捕獲の用に供するため右記により消費するとき。	薬液注入用薬包	無制限
建築若しくは建設の工事、土木工事又は工業の用に供するため、同一の消費地において1日につき右記により消費するとき。	建設用びょう打ち銃用空包	200個以下（その原料をなす火薬又は爆薬0.4g以下のものにあつては、400個以下）
	コンクリート破砕器	150個以下
	工業銃用実包	100個以下
	爆発びょう	500個以下
	爆発せん孔器	50個以下
	鉋さい破砕器	20個以下
医療の用に供するため右記により消費するとき。	爆薬11mg以下の体外衝撃波腎結石破砕機用圧力発生具	無制限
法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費するとき。		
非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費するとき。		

(注) 火薬類を無許可で消費する場合であっても、火薬類譲受許可が不要であるとは限らない。

7 火薬類消費許可申請書等の記載事項変更の届出について

- (1) 火薬類消費許可証の交付を受けた後、許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危害予防の方法を除く。）又は火薬類消費計画書の記載事項に変更があったときは、遅滞なく火薬類消費許可申請書等記載事項変更届（様式P133）を提出しなければならない。
- (2) 書類の提出先又は提出書類
消防保安課又は県総合事務所 1部

8 火薬類消費年報について

- (1) 1ヶ月に火薬又は爆薬を25kg以上を消費した者は、省令第56条の5の事項（消費した火薬類の種類及び数量並びに消費の年月日及び場所）を集計し、火薬類の消費に関する報告書（様式P134）及び火薬類消費明細簿（様式P164）により、年度終了後30日以内に消費地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。
- (2) 書類の提出先又は提出部数
消防保安課又は県総合事務所 1部

様式第50（第90条の2関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類譲受・消費許可申請書（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

（代表者）氏名 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社	
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
職 業	建設業	
（代表者） （年 齢）	住所氏名	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇（〇〇才）
火薬類の種類及び数量	爆薬 〇〇kg 電気雷管 〇〇個	
目 的	〇〇工事のため	
譲受期間（1年を超えないこと。）	〇〇年〇月〇〇日 から 〇〇年〇月〇〇日	
貯蔵又は保管場所	〇〇市〇〇町〇〇番地 自社所有 地上式〇級火薬庫	
消費 に 関 する 事 項	場 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	日 時（期 間）	〇〇年〇月〇〇日 から 〇〇年〇月〇〇日まで 〇：〇〇 から 〇〇：〇〇まで
	危険予防の方法	別紙の消費計画書のとおり

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第50（第90条の2関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理日	年 月 日
× 許可番号	

火薬類譲受・消費許可申請書（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名 〇〇建設株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇
 (申請代理人) 〇〇建設株式会社〇〇営業所
 営業所長〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社	
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地 （〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）	
職 業	建設業	
(代表者) (年 齢) 住 所 氏 名	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 （〇〇才）	
火薬類の種類及び数量	爆薬 〇〇kg 電気雷管 〇〇個	
目 的	〇〇工事のため	
譲受期間（1年を超えないこと。）	〇〇年〇月〇〇日 から 〇〇年〇月〇〇日	
貯蔵又は保管場所	〇〇市〇〇町〇〇番地 自社所有 地上式〇級火薬庫	
消費 に 関 する 事 項	場 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	日 時 （ 期 間 ）	〇〇年〇月〇〇日 から 〇〇年〇月〇〇日まで 〇：〇〇 から 〇〇：〇〇まで
	危険予防の方法	別紙の消費計画書のとおり

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の欄は、記載しないこと。

火薬類消費計画書（記載例）

工 事 名	〇〇〇〇工事					
消 費 の 方 法	消 費 時 刻	〇：〇〇 から 〇〇：〇〇				
	取 扱 従 事 者 名 簿	別紙「火薬類取扱従事者名簿」のとおり				
	発 破 の 種 類	電気発破（※ 発破の方法、点火の方法を記載する。）				
	火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量 (月 別)	種類 月別	爆薬 (kg)	電気雷管 (個)		
		〇 月	〇〇	〇〇		
		〇 月	〇〇	〇〇		
		〇 月	〇〇	〇〇		
		〇 月	〇〇	〇〇		
		月				
		月				
計	〇〇	〇〇				
1 日 の 最 大 消 費 量	爆薬 〇〇kg					
発 破 の 方 法 (範 囲 内 を 明 示)	1 日 の 発 破 回 数		1 回 の 発 破 孔 数		1 発 破 孔 当 た り の 総 薬 量	
	普通	小割	普通	小割	普通	小割
	〇回～〇回	—	〇個 ～〇〇個	—	〇kg ～〇〇kg	—
危 害 予 防 の 方 法	警 戒 の 方 法	見張人 〇名、 その他（—————）				
	警 告 の 方 法	サイレン ・ 警告札 ・ その他（—————）				
	防 護 措 置	曇 ・ ムシロ ・ 金網ネット その他（ 防爆ネット ）				
	交 通 制 限	㊥（別添許可証のとおり） ・ 無				
火 薬 類 取 扱 所 の 有 無	㊥ ・ 無					
火 工 所 の 有 無	㊥ ・ 無					

（注）コンクリート破砕器の場合は、「発破」を「破砕」に読み替えて記載すること。

別記様式第5号（第2条関係）

火薬類 ~~製造~~ 保安責任者等 選任
 取扱 ~~解任~~ 届（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇建設株式会社
 代表取締役 〇〇〇〇

〔 法人にあっては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名 〕

事務所所在地（電話）		〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
製造所又は火薬庫の所在地 若しくは消費場所		〇〇市〇〇町〇〇番地	
選 （解） 任 年 月 日		〇〇年〇月〇〇日	
選 （解） 任 者			
保 安 責 任 者	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地	
	氏名及び年令	〇〇〇〇 〇〇才	
	免 状	甲種第〇〇号 石川 都道府 県知事 〇〇年〇月〇〇日交付	
代 理 者	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地	
	氏名及び年令	〇〇〇〇 〇〇才	
	免 状	甲種第〇〇号 石川 都道府 県知事 〇〇年〇月〇〇日交付	
副 保 安 責 任 者	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地	
	氏名及び年令	〇〇〇〇 〇〇才	
	免 状	乙種第〇〇号 石川 都道府 県知事 〇〇年〇月〇〇日交付	

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7号

火薬類取扱従事者名簿〔雇用証明書〕（記載例）

氏名	資格		担当職務							備考	
	免状等の種類及び番号	手帳の種類及び番号	記帳場所	穿孔	装薬	発破	運搬	見張			親ダ イ作 成
								火工所	警戒		
〇〇〇〇	甲種石川県 第〇〇〇号	保 〇〇 従	火薬類取扱所 火工所	〇	〇						〇
〇〇〇〇	発破技士	保 〇〇 従	切羽			〇					〇〇建設株式会社
〇〇〇〇	乙種石川県 第〇〇〇号	保 〇〇 従					〇		〇		
〇〇〇〇	従事者	保 〇〇 従					〇		〇		
〇〇〇〇	従事者	保 〇〇 従							〇		
		保 従									
		保 従									
		保 従									

※ 出向者が従事する場合は、備考欄に出向元を記載すること。

上記の者は、当社の火薬類取扱従事者であることを証明する。

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

証明者住所 〇〇市〇〇町〇〇番地
及び氏名 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

火薬類取扱保安責任者等の選任状況（記載例）

区	分	保安責任者	代理者	副保安責任者
工 事 場 所	〇〇工事	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
	〇〇工事	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
火 薬 庫 種 類	(〇 級 火 薬 庫) 自社所有	〇〇〇〇	〇〇〇〇	
	(級 火 薬 庫)			
	(級 火 薬 庫)			
<p>(記載要領) 申請者が、他の工事等で火薬類の許可を受けている場合は、その場所及び選任している保安責任者等の氏名を記入すること。</p>				

出 向 証 明 書 (記載例)

下記の者に対し、〇〇年〇月〇〇日から〇〇年〇月〇〇日まで、〇〇〇〇〇〇〇〇工事における
火薬類取扱作業に従事するため、下記の者を〇〇建設株式会社へ出向させることを証明する。

記

○ ○ ○ ○
○ ○ ○ ○

〇〇年〇月〇〇日

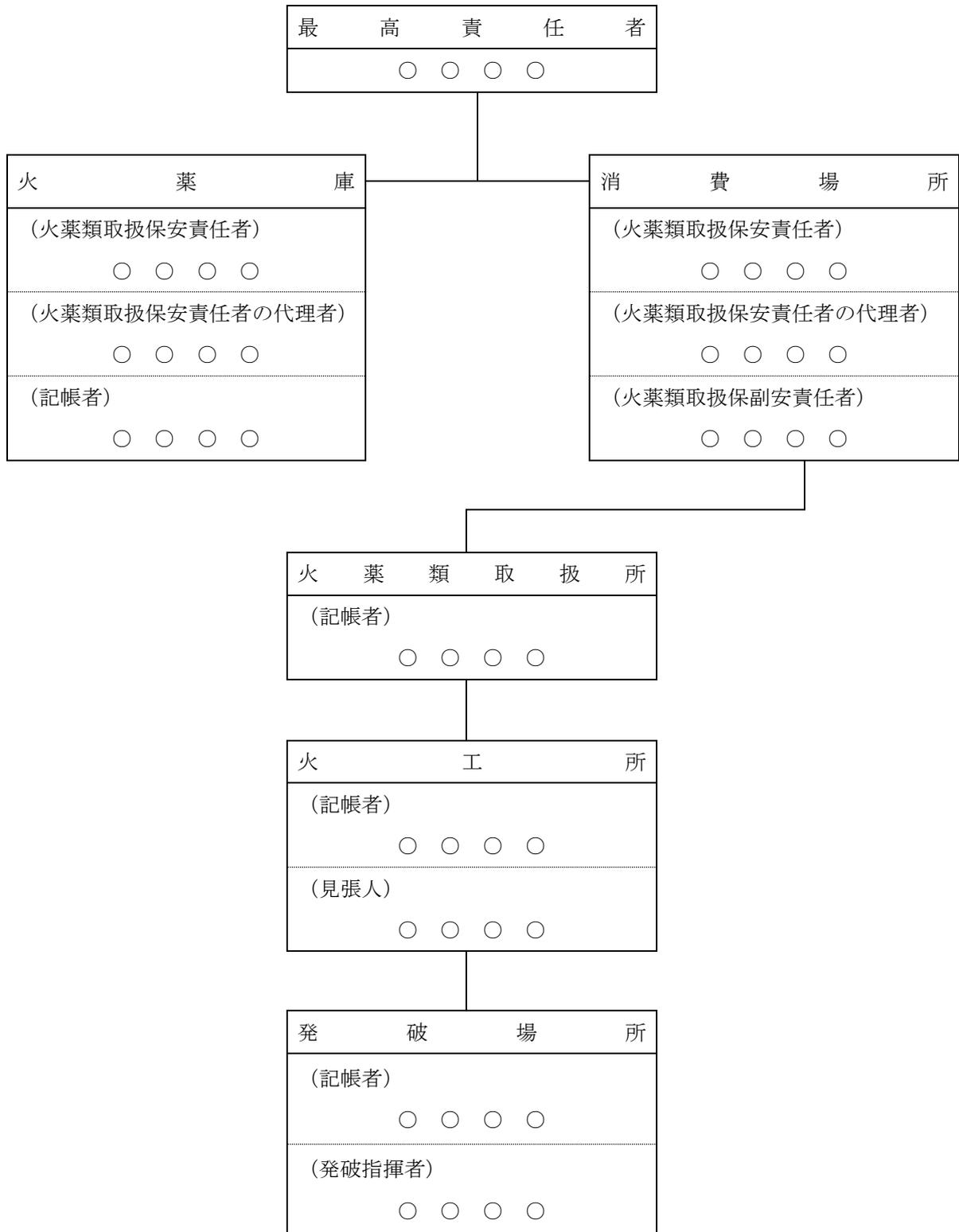
石川県知事 様

証明者住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

及 び 氏 名 〇〇建設株式会社
代表取締役〇〇〇〇



保安管理組織図(記載例)



建設工事請負契約書

- 1 工 事 名 ○○工事
- 2 工 事 場 所 ○○市○○町○○
- 3 工 期 着工 ○○年○月○○日（契約締結の日から7日以内）
完成 ○○年○月○○日
- 4 請 負 代 金 額 ¥○, 〇〇〇, 〇〇〇-

うち取引に係る消費税 及び地方消費税の額	¥〇〇〇, 〇〇〇-
-------------------------	------------
- 5 契 約 保 証 金 額 免除
- ~~6 分別解体等の方法等 別紙のとおり~~ 第6項削除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々対等な立場における合意に基づいて、本契約書の上記条件のほか、石川県財務規則（昭和38年石川県規則第67号）及び石川県建設工事標準請負契約約款（平成8年石川県告示第145号）によって、公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が共同企業体を結成している場合には、受注者は、別紙の共同企業体協定書により本契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。

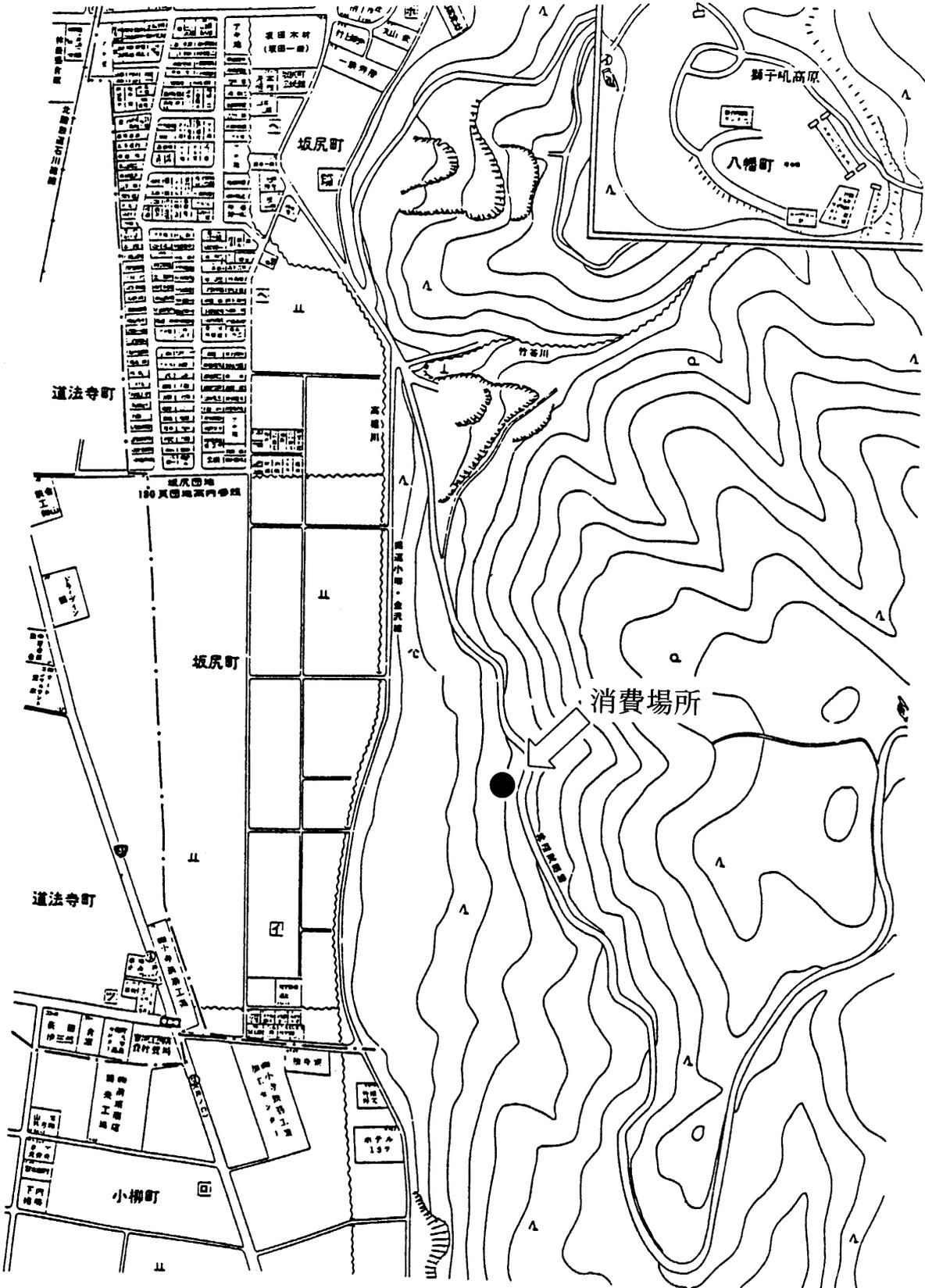
この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上各自1通を保有する。

○○年○月○○日

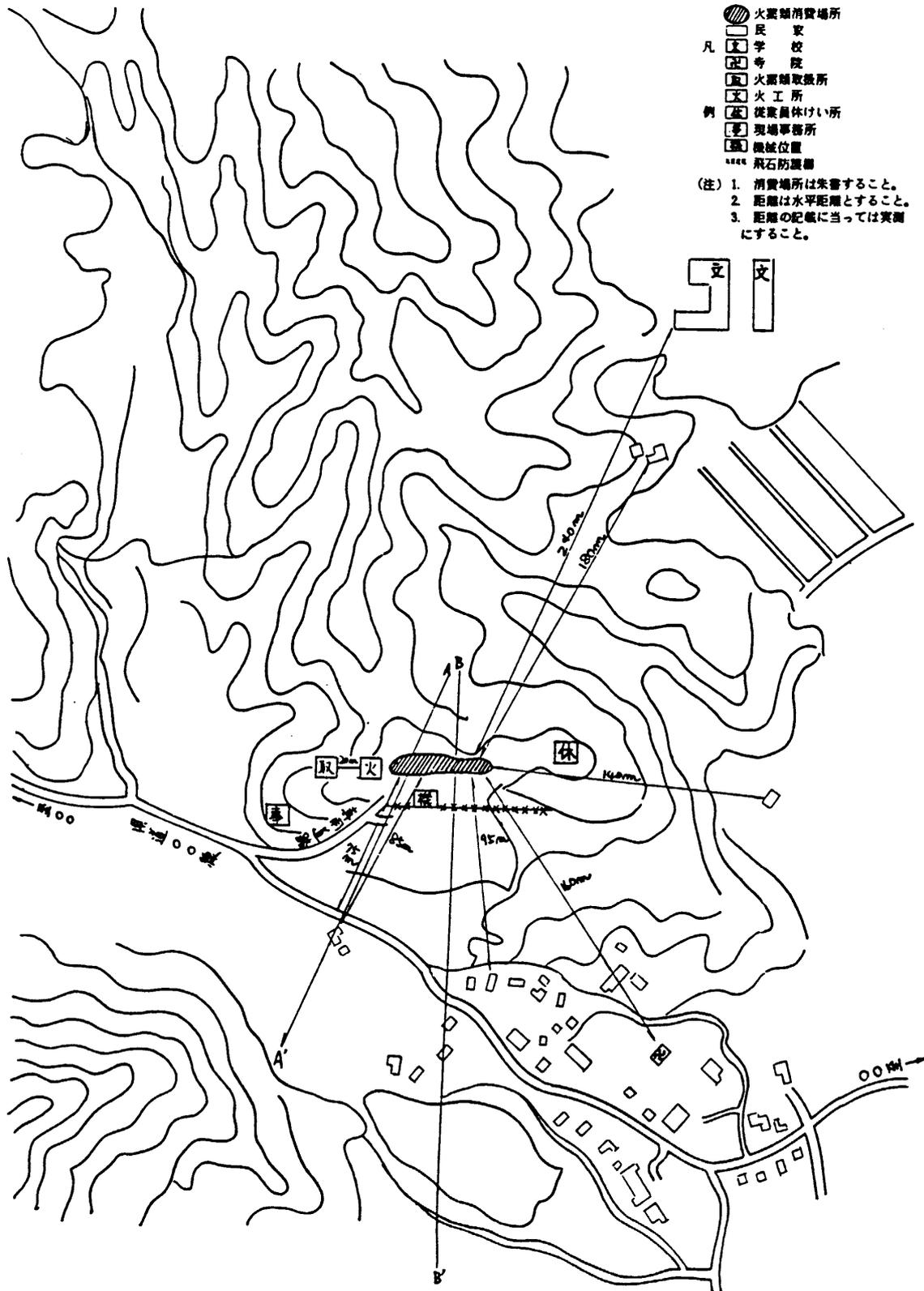
発 注 者 石 川 県
石川県知事 ○○○○

受 注 者 住 所 ○○市○○町○○番地
氏 名 ○○建設株式会社
代表取締役 ○○○○

消費場所位置図（例）



消費場所附近の見取図（例）



【火薬類取扱所仕様書】（記載例）

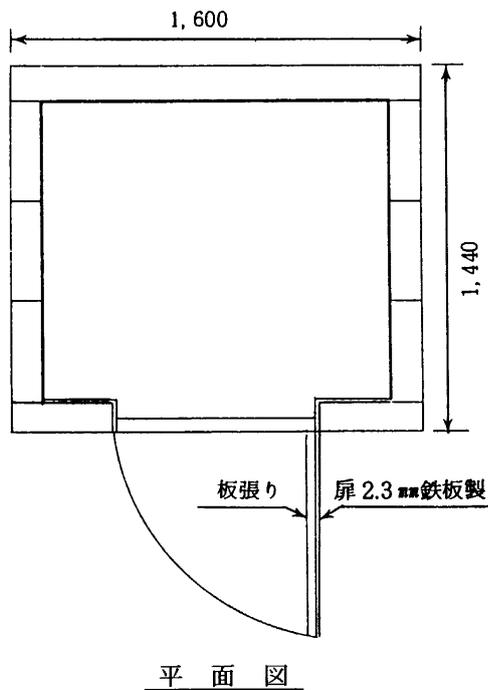
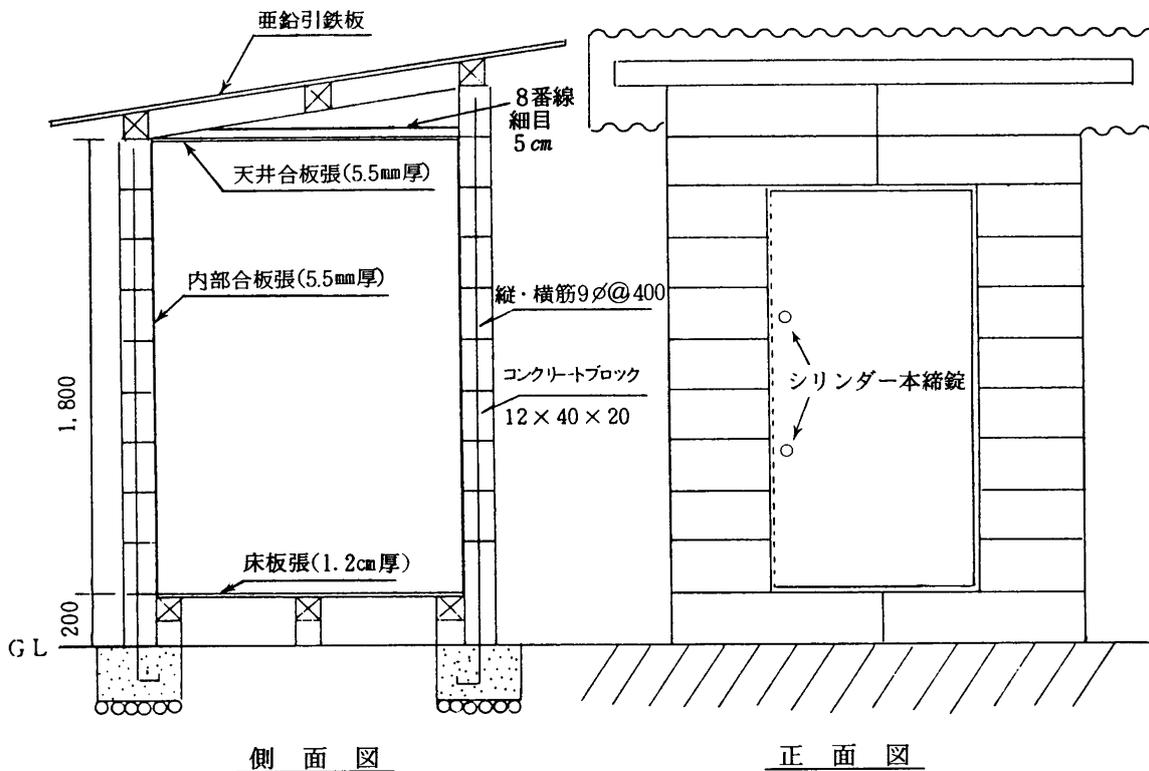
項目	仕様
取扱所の数	一箇所のみ設置する。
位置	設置位置は以下の場所に対し、安全な場所であり、かつ、湿地を避け設置する。 ①通路 ②通路となる坑道 ③動力線 ④火薬庫 ⑤火気を取扱う場所 ⑥人の出入りする場所
構造	平屋建であり、厚さ〇〇cmの鉄筋コンクリート造りとする。（鉄筋コンクリート造りの場合） 平屋建であり、厚さ〇〇cmのコンクリートブロック造りとする。（コンクリートブロック造りの場合） 平屋建であり、以下の構造とする。（軽量形鋼造の場合） ① 側面の壁の外面には、厚さ〇mm の鉄板を張り、つなぎ目は電気溶接、内面取付ボルト締めとする。 ② 床の下面には盗難防止のため、厚さ〇mm の鉄板を張る。 ③ 扉の取付は、外側から取り外しができないように確実に取り付ける。 ④ 天井裏又は屋根裏には線径〇mm、網目〇cmの金網を張り、かつ、金網は側面の壁に確実に緊結させる。
屋根	屋根の外表面は金属板とする。
内面	内面は板張とし、床面の板の厚さは〇mm、床面以外の板の厚さは〇mmとし、床面にはできるだけ鉄類を表さないこと。
入口扉	①扉外面には厚さ〇mm の鉄板を張る。 ②盗難防止のため、〇〇〇〇錠（例 シリンダー錠）を設置する。
暖房設備	設置しない。
照明設備	設置しない。
警戒札	「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」の警戒札（例 「火薬類取扱所」、「立入禁止」、「火気厳禁」）を設けること。
境界柵	取扱所の周囲の境界柵は、有刺鉄線とし、支柱は木製のものを使用する。
消火用具	消火用具として貯水槽、バケツ各1個を常備する。（柵外）

【火工所仕様書】（記載例）

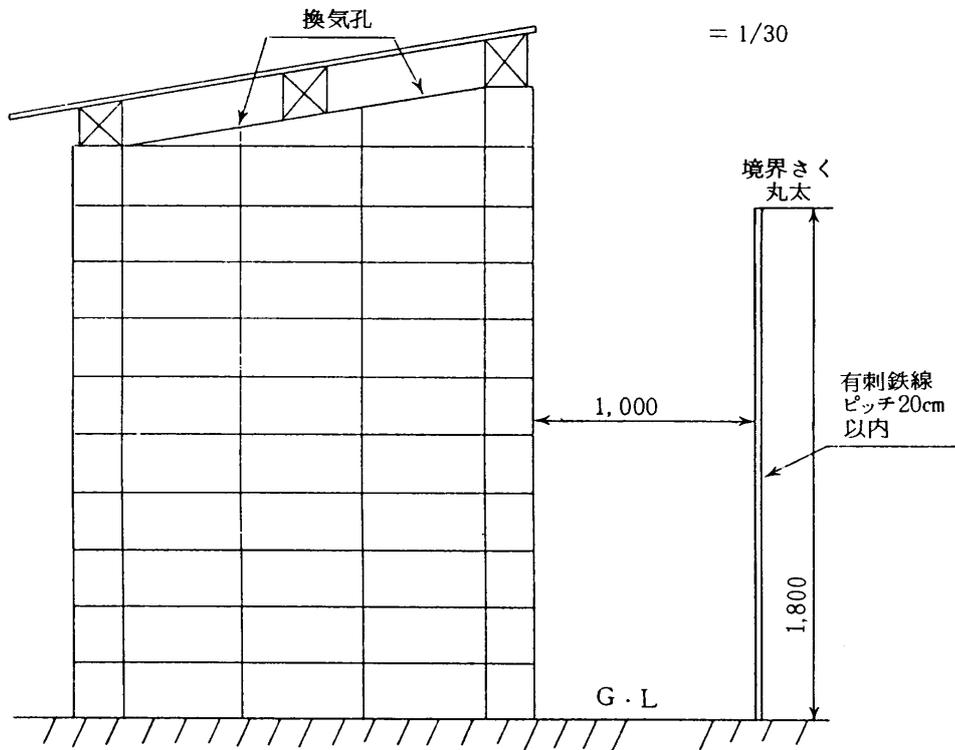
項目	仕様
火工所の数	一箇所設置する。
位置	設置位置は以下の場所に対し安全な場所であり、かつ、湿地を避け設置する。 ①通路 ②通路となる坑道 ③動力線 ④火薬類取扱所 ⑤他の火工所 ⑥火薬庫 ⑦火気を取扱う場所 ⑧人の出入りする建物
構造等	①天井に2箇所、換気孔を設ける。 ②床面はできるだけ鉄類を表さないこと ①テント張りとし、直射日光、雨露を防ぎ得る構造とする。 ②内部に作業機を設置する。 （建物を設ける場合） （建物以外の場合）
暖房設備	設置しない。
照明設備	設置しない。
警戒札	「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」の警戒札（例 「火工所」、「立入禁止」、「火気厳禁」）を設けること。
境界柵	周囲の柵は、有刺鉄線とし、支柱は木製とする。

火薬類取扱所構造図（コンクリートブロック造の例）

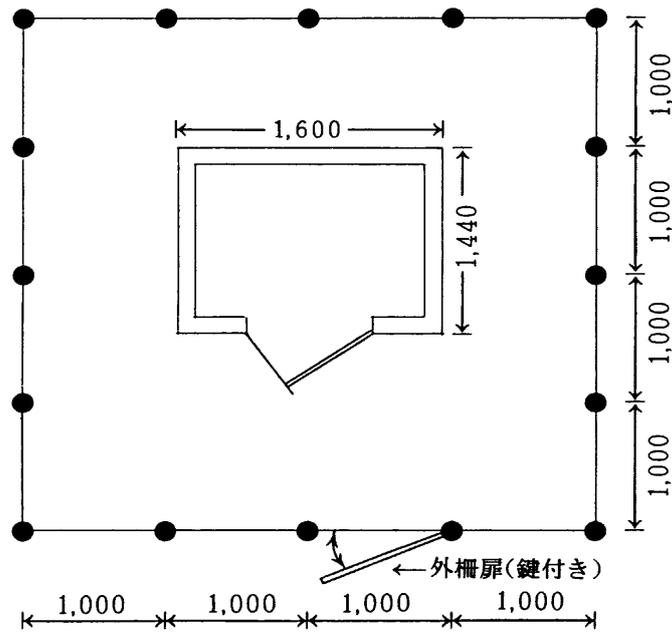
S = 1/20



境界さく図 (例)

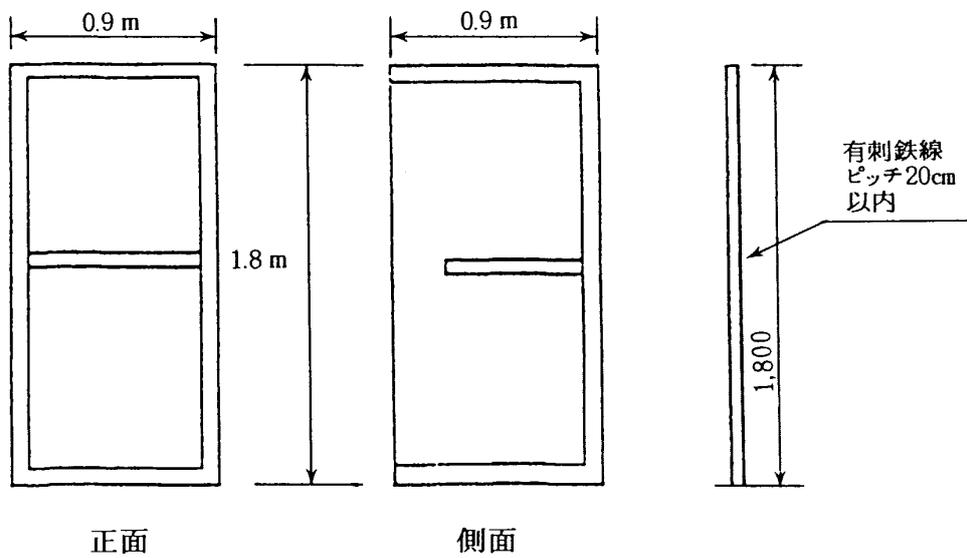
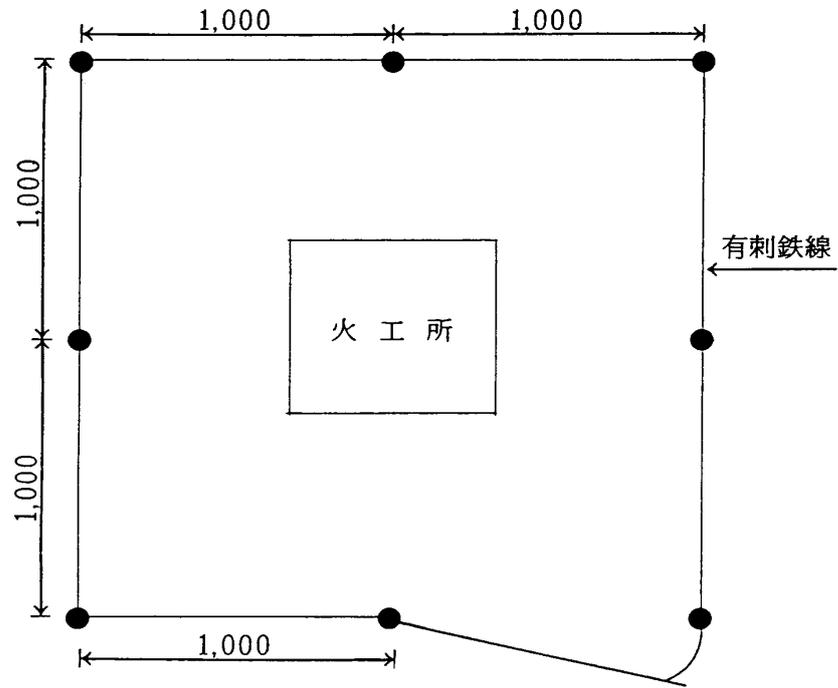


側面図



平面図

火工所 (例)



様式第 10 (第 36 条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲受許可申請書 (記載例)

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社	
事 務 所 所 在 地 (電 話)	〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	
職 業	建設業	
(代表者)住所氏名 (年齢)	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 (〇〇才)	
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量	建設用びょう打ち銃用空包 〇〇個	
譲 受 目 的	〇〇取付のため	
譲受期間 (1年を超えないこと。)	自 〇〇年〇月〇〇日 至 〇〇年〇月〇〇日	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	〇〇市〇〇町〇〇番地 自社内 錠付鉄製保管庫	
消費に関する事項	目 的	〇〇取付のため
	日 時 (期 間)	〇〇年〇月〇〇日 から 〇〇年〇月〇〇日まで (〇:〇〇から〇〇:〇〇まで)
	場 所	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

建設用びょう打ち銃用空包消費計画書（記載例）

消費の方法	作業に従事する者の氏名		〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇		
	消費場所の記載責任者		〇〇〇〇		
	消費場所	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇市〇〇町〇〇番地	
		名称	〇〇ビル	〇〇病院	
	月別				
	〇 月	〇〇個	〇〇個		
	〇 月	〇〇	〇〇		
	〇 月	〇〇	〇〇		
	月				
	月				
計	〇〇	〇〇			
消費場所ごとの 1日最大消費量（個）		〇〇	〇〇		
危害予防の方法		<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類取締法を遵守する。 ・銃と空包を別々に保管する。 			

火薬類消費許可申請書等記載事項変更届（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

氏 名

代表取締役 〇〇〇〇

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	〇〇建設株式会社	
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇）	
許可年月日及び許可番号	〇〇年〇月〇〇日 石川県指令消第〇〇〇〇号	
変更事項	事務所所在地	
変更内容	変更前	〇〇郡〇〇町〇〇番地
	変更後	〇〇市〇〇町〇〇番地
変更年月日	〇〇年〇月〇〇日	
変更理由	事務所移転のため	

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

火薬類の消費に関する報告書

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

氏 名

代表取締役 〇〇〇〇

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

(〇〇年度分)

消費場所	火薬類の種類 及び数量				
	爆薬	電気雷管			
〇〇郡〇〇町〇〇番地	〇〇kg	〇〇個			
〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇kg	〇〇個			
合 計	〇〇kg	〇〇個			

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
2 火薬類の種類及び数量欄には、単位を付すること。

様式第 18 号

火薬類消費明細簿

(〇〇年度分)

消費場所	〇〇郡〇〇町〇〇番地			〇〇市〇〇町〇〇番地					
	火薬類 の種 類 (単位)	爆薬 〇〇 (kg)	電気雷管 〇〇 (個)	爆薬 〇〇 (kg)	電気雷管 〇〇 (個)				
4月									
5月		〇〇	〇〇						
6月		〇〇	〇〇						
7月		〇〇	〇〇						
8月				〇〇	〇〇				
9月				〇〇	〇〇				
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
合 計		〇〇	〇〇	〇〇	〇〇				

9 煙火に係る火薬類消費の許可について

煙火の消費に当たっては事前に所轄消防署及び警察署等に届け出て、十分協議しておくこと。

また、航空路の近くで打揚する場合は、航空法の規制がかかり、台船を使用する場合は海上保安庁の許可等が必要になるので十分留意すること。

(1) 煙火を消費する者は火薬類消費許可申請書（様式 P 113）を消費地を管轄する消防（局）本部へ提出し、許可を受けなければならない。

(2) 申請書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 申請者は花火大会等の主催者であること。この場合、当該主催者が任意団体であるときは、その団体の代表者が個人名で申請すること。

イ 「名称」とは、花火大会等の主催者又は主催団体をいう。

ウ 「種類及び数量」には、打揚煙火の大きさごとの数量及び仕掛煙火の種類ごとの数量を記載すること。

エ 「目的」には、「〇〇祭り花火大会」等、具体的に記載すること。

オ 消費場所は地番まで正確に記載すること。

カ 「日時（期間）」には、消費する年月日及び消費時間を記載すること。なお、雨天等により消費を順延する場合は併記すること。（順延期間は、消費予定日の翌日から起算して 7 日以内とする。）

キ 「危険予防の方法」には、省令第 56 条の 4 に定める消費の基準を遵守する旨記載するほか、消費場所の実態に即応した危険防止等の措置（打揚場所から観客までの距離は規定以上確保されており、危険区域への関係者外の立入禁止の措置は十分か等）を記載すること。

(3) 申請書には次の書類を添付すること。

ア 煙火消費計画書（様式 P 154）

イ 煙火取扱従事者名簿（様式 P 155）

ウ 消費場所の位置図

25,000 分の 1 程度のきれいな図面とし、消費場所を明記すること。

エ 消費場所附近の状況図

消費場所から概ね 500m 以内の地形と消費場所から通路、公衆（観客等）の集合場所、建物等の保安物件までの距離、立入禁止区域及び警戒員、消防ポンプ車等の配備位置を明確に記入すること。なお、当該保安物件までの距離は別表（P 83）のとおり。

オ 消費場所の詳細図

煙火置場、打揚筒、仕掛煙火、火気取扱所及び消火設備等の設備を詳細に記載すること。

カ 煙火置場の構造図

煙火置場の平面図、立面図及び仕様を記載すること。

キ 打揚筒及び仕掛煙火の固定方法等を記載した書面（図）

ク その他

消防（局）本部が必要と認める書類。

(4) 提出期限

煙火消費予定日の 2 週間前（煙火の種類や数量の変更で新たな許可を必要とする場合等特別な事情がある場合を除く。）を目安とするが、管轄消防（局）本部の指示に従うこと。

(5) 書類の提出先及び提出部数

消費地を管轄する消防（局）本部（P4 表 2 参照）

提出部数は消費地を管轄する消防（局）本部に確認すること。

(別表)

煙火消費における保安距離の基準について

1 打揚煙火

次の表の上欄に掲げる種類のものに応じてそれぞれ下欄に掲げる保安距離を確保すること。

種 類	2号玉以下	3号玉以下	4号玉以下	5号玉以下
玉 の 径	6 cm以下	9 cm以下	12 cm以下	15 cm以下
保 安 距 離	50m 以上	60m 以上	80m 以上	100m 以上
種 類	6号玉以下	7号玉以下	8号玉以下	10号玉以下
玉 の 径	18 cm以下	21 cm以下	24 cm以下	30 cm以下
保 安 距 離	120m 以上	130m 以上	150m 以上	180m 以上
種 類	15号玉以下	20号玉以下	30号玉以下	30号玉超
玉 の 径	45 cm以下	60 cm以下	90 cm以下	90 cm超
保 安 距 離	300m 以上	400m 以上	600m 以上	700m 以上

2 仕掛煙火

次の表の上欄に掲げる種類のものに応じてそれぞれ下欄に掲げる保安距離を確保すること。

種 類	文字仕掛			ナイアガラ (滝)	
保安距離	枠の高さの倍以上 (倍にした距離が 10m に満たない場合は 10m)			枠の高さの倍以上 (倍にした距離が 10m に満たない場合は 10m)	
種 類	火車	吹出し	乱玉	スターマイン (水中を含む)	水中金魚
保安距離	20m 以上	20m 以上	40m 以上	打揚煙火の保安距離に準ずる	40m 以上

(注) 保安距離とは、煙火の種類に応じ、消費場所から火薬類取締法施行規則第 1 条に規定する保安物件及び公道並びに観客までに対して取らなければならない距離をいうが、特に消防(局)本部が認める場合は別に定める距離をいう。(ただし、上記 1, 2 の表中に掲げる保安距離は、最低限確保しなければならない。)

保安距離は無風状態で打揚筒の設置等が正常な場合の最低基準であるから、状況等に応じ保安距離以上の距離を取ること。

様式第 29 (第 48 条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類消費許可申請書 (記載例)

〇〇年〇月〇〇日

〇〇消防 (局) 長 様

(代表者) 氏 名 〇〇市観光協会
会長 〇〇〇〇

名 称	〇〇市観光協会																														
事務所所在地 (電話)	〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇)																														
職 業	〇〇〇〇																														
(代表者)住所氏名(年齢)	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 (〇〇才)																														
火薬類の種類及び数量	<table border="0"> <tr> <td>打揚煙火</td> <td>〇号玉</td> <td>〇〇個</td> <td>仕掛煙火</td> <td>文字仕掛</td> <td>〇〇台</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇号玉</td> <td>〇〇個</td> <td></td> <td>ナイアガラ</td> <td>〇〇m</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇号玉</td> <td>〇〇個</td> <td></td> <td>スターマイン</td> <td>〇〇基</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇号玉</td> <td>〇〇個</td> <td></td> <td>(最大〇号玉)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇号玉</td> <td>〇〇個</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	打揚煙火	〇号玉	〇〇個	仕掛煙火	文字仕掛	〇〇台		〇号玉	〇〇個		ナイアガラ	〇〇m		〇号玉	〇〇個		スターマイン	〇〇基		〇号玉	〇〇個		(最大〇号玉)			〇号玉	〇〇個			
打揚煙火	〇号玉	〇〇個	仕掛煙火	文字仕掛	〇〇台																										
	〇号玉	〇〇個		ナイアガラ	〇〇m																										
	〇号玉	〇〇個		スターマイン	〇〇基																										
	〇号玉	〇〇個		(最大〇号玉)																											
	〇号玉	〇〇個																													
目 的	〇〇観光祭花火大会																														
場 所	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇川河川敷																														
日 時 (期 間)	〇〇年〇月〇〇日 〇〇 : 〇〇から〇〇 : 〇〇まで (雨天の場合の延期期日 〇〇年〇月〇〇日)																														
危 険 予 防 の 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・火薬類取締法施行規則第56条の4の基準を遵守する。 ・別紙「火薬類消費計画書」中の危険予防の方法による。 																														

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

煙火消費計画書（記載例）

煙火製造業者の名称又は氏名		〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇株式会社			
主催者側の立会人等の職氏名 (連絡先〇〇-〇〇-〇〇)		立会人又は指揮者	〇〇〇〇		
		同上 補 佐	〇〇〇〇		
煙火取扱従事者氏名及び経歴		別紙煙火取扱従事者名簿のとおり。			
危害 予 防 及 び 消 費 の 方 法	盗 難 防 止 の 措 置	煙火置場及び打揚筒場等には関係者以外立入禁止とし、火薬類を存置している場合には、常時見張人を配置する。			
	警 戒 の 方 法	別紙図面のとおり、消費場所から半径〇〇m 以内は立入禁止とし、要所にはロープ張ったうえ、〇〇名の警戒員を配置する。また、煙火消費中は関係道路A～D、B～C間の一時通行止めを行うとともに、観客が立入禁止区域内に侵入した場合等の危険が予想されるときは、消費を一時中止する。なお、保安管理体制及び緊急時の連絡体制をあらかじめ定めておく。(別紙図面参照。)			
	打揚筒及び仕掛煙火の固定方法等	別紙図面のとおり。			
	消 火 設 備	別紙図面の位置に消防車〇台、消火器〇個、消火バケツ〇個を配備する。			
	煙火置場の概要	設置数	見張人氏名	構	別紙構造図のとおり。
		〇箇所	〇〇〇〇	造	
	運搬容器の概要	基準に合ったプラスチック製の容器を使用し、蓋や防災シートにより覆い、運搬する。			
不発煙火等の回収 (主催者側)	1 回収指揮者名	〇〇〇〇			
	2 回収従事者数	〇〇名			
	3 回収の時間	終了後及び翌日〇時から〇時まで			

煙火取扱従事者名簿（記載例）

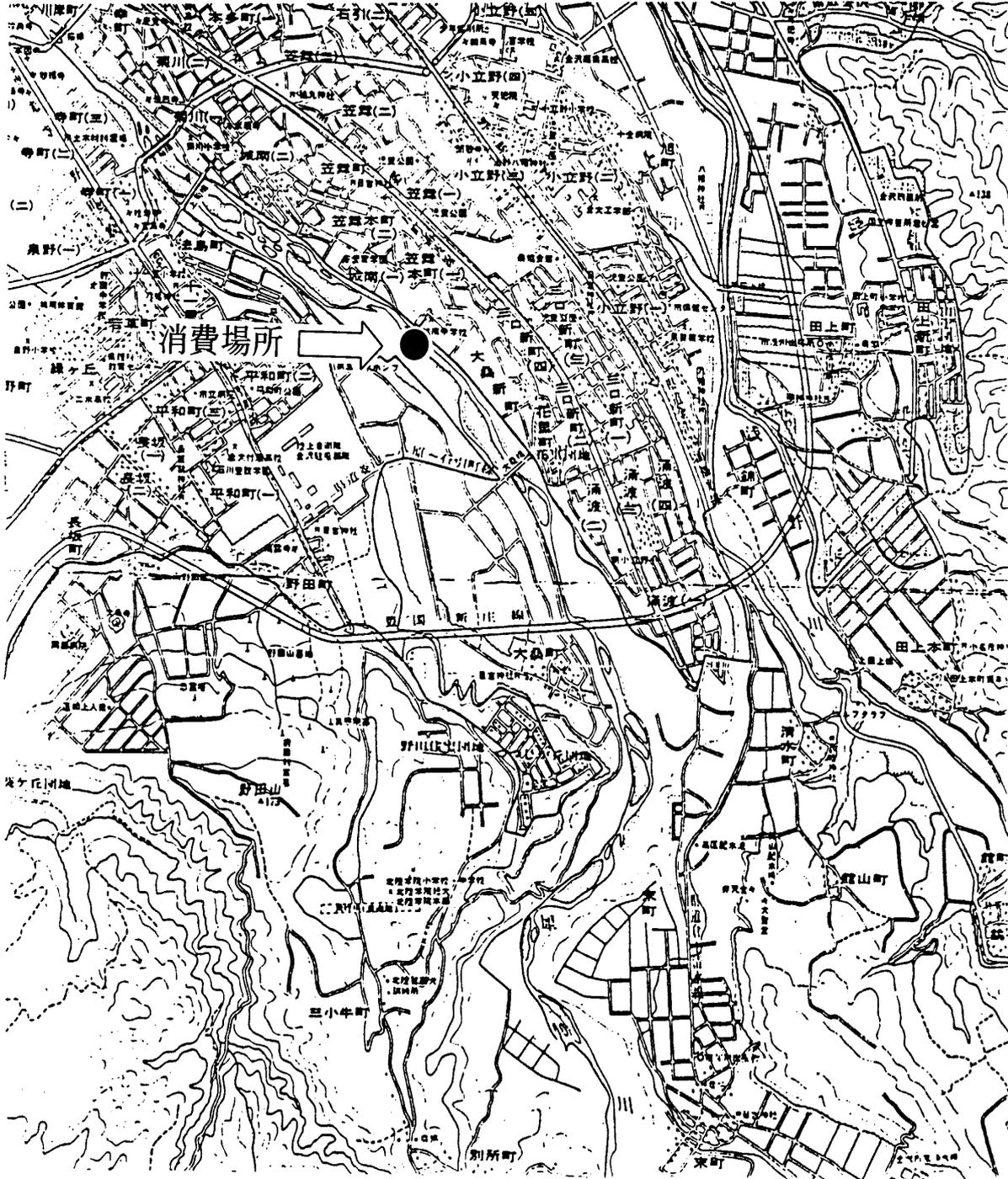
（打揚業者名 ○○○○○○○○）

氏名	現住所	年令	経験年数	煙火打揚従事者手帳			職務分担
				種類	交付番号	受講日	
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般乙、従	NI○○号	○. ○. ○	総責任者
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般乙、従	NI○○号	○. ○. ○	打揚責任者
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般乙、従	NI○○号	○. ○. ○	仕掛責任者
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般乙、従	NI○○号	○. ○. ○	打揚従事者
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般乙、従	NI○○号	○. ○. ○	打揚従事者
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般乙、従	NI○○号	○. ○. ○	打揚従事者
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般乙、従	NI○○号	○. ○. ○	見張人 (煙火置場)
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般乙、従	NI○○号	○. ○. ○	仕掛従事者
○○○○	○○市○○町○○番地	○○歳	○年	甲種、甲般乙、従	NI○○号	○. ○. ○	仕掛従事者
				甲種、甲般乙、従	号		

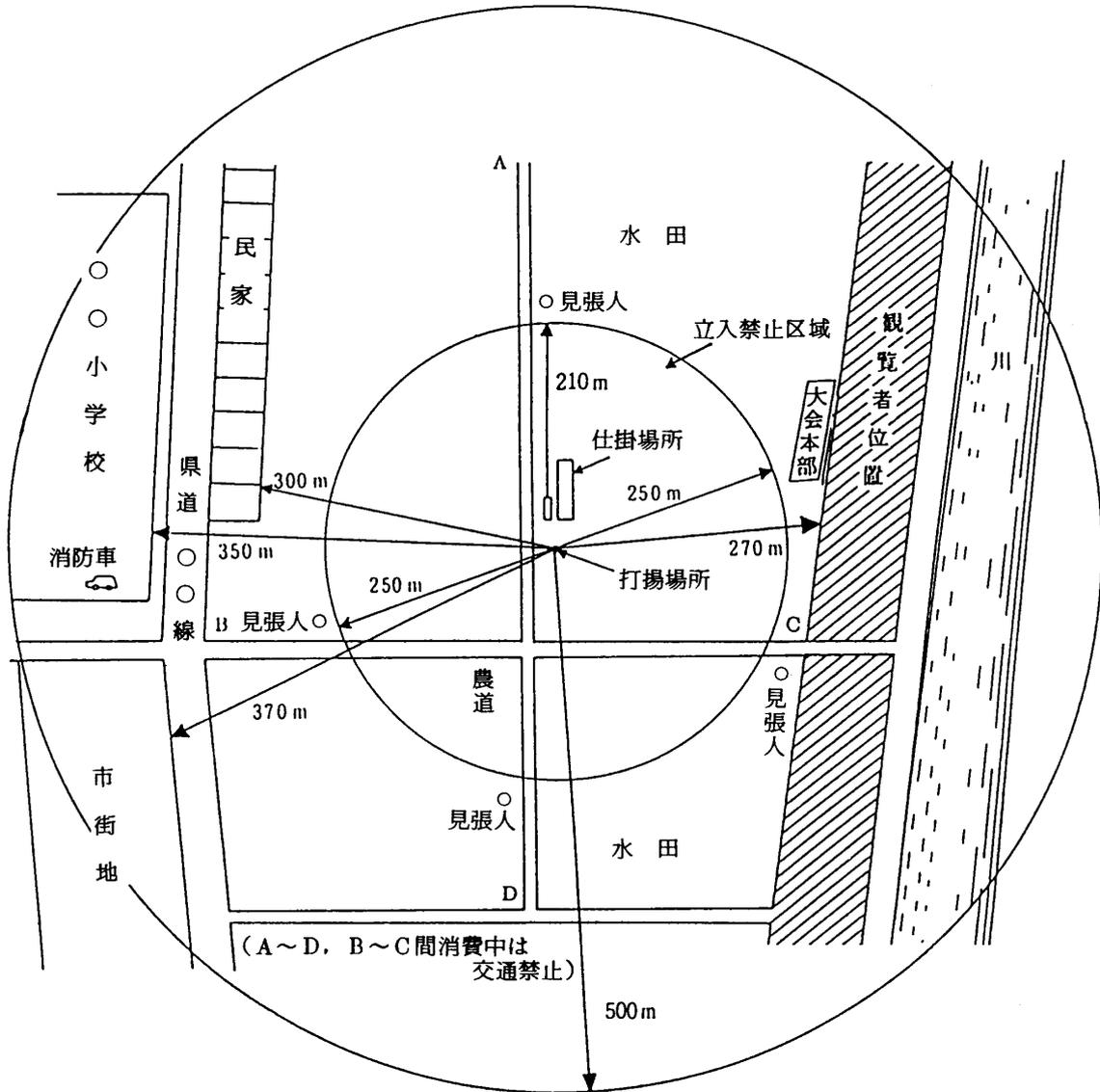
- (注) 1 手帳の種類「甲種」は保安責任者免状所有者用の甲手帳、「甲般」は一般用の甲手帳、「乙」は乙手帳、「従」は従事者証の区分を示すもので、該当するものに○印をすること。
 2 「職務分担」は、総責任者、打揚責任者、仕掛責任者、打揚従事者、仕掛従事者、見張人等と記入すること。

消費場所の位置図 (例)

(S=1/25,000)

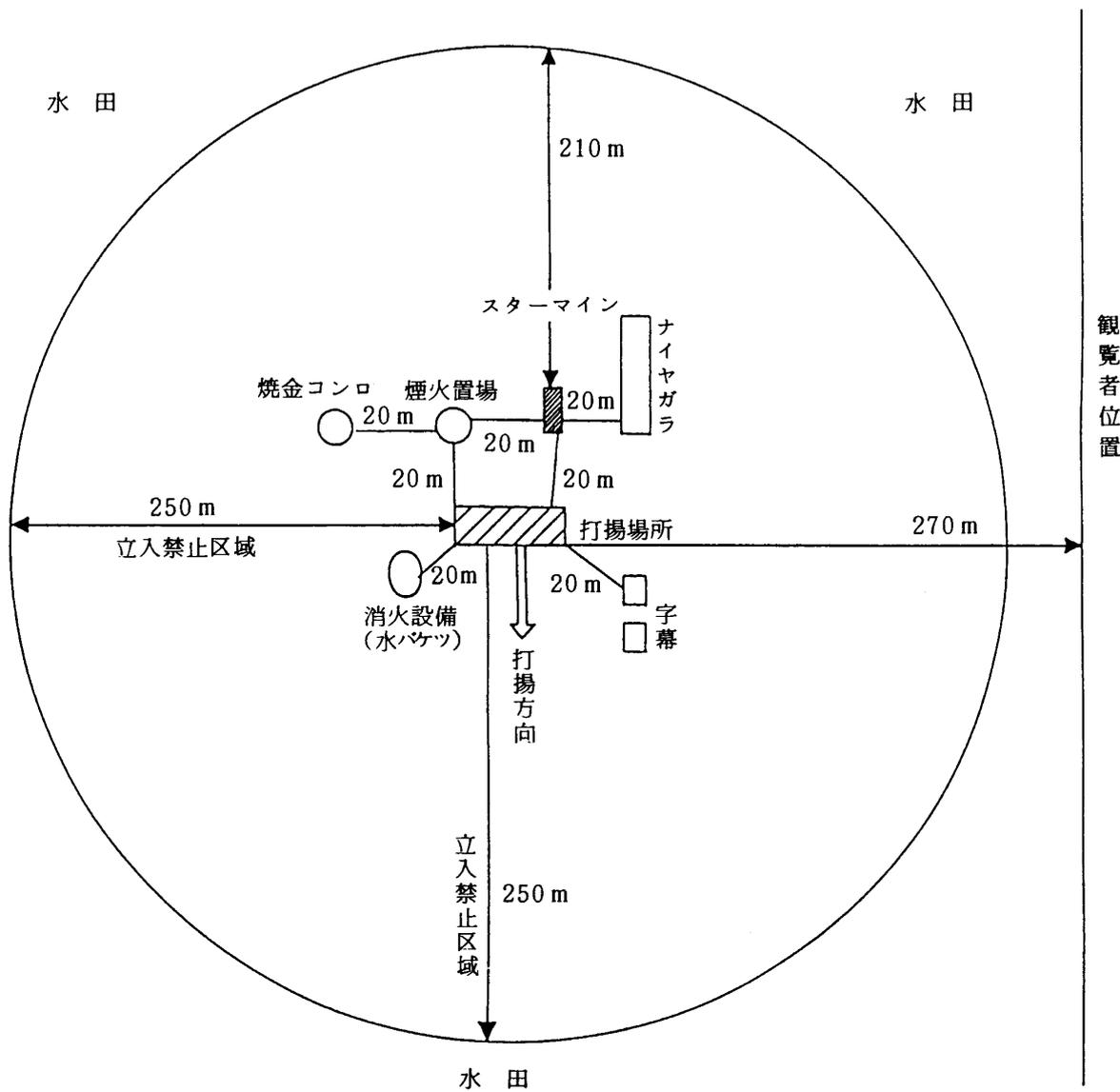


消費場所附近の状況図（例）



- (注) 1. 原則として2,500分の1以上の地図に記載すること。
 2. 消費場所を中心に半径500m以内の保安物件の状況等を記入すること。

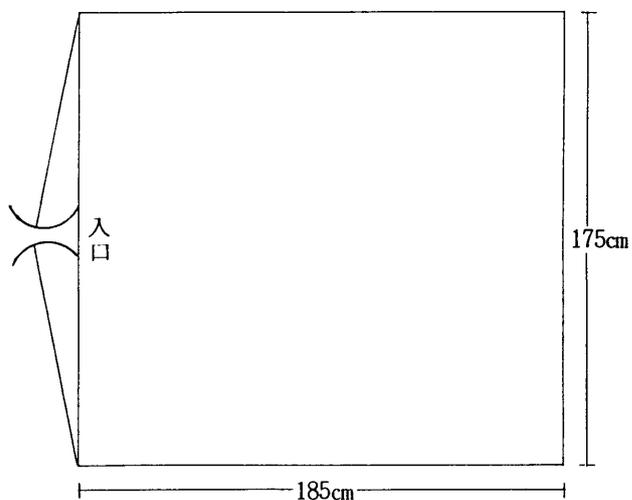
消費場所の詳細図（例）



(注) 1. 消火設備は水バケツのほか、必要に応じて消火器等
を用意し、各設置場所を具体的に記入のこと。

煙火置場の平面図・立面図・仕様書（例）

平面図 (S=1/30)



仕様書

鉄パイプ組立テント

規格

間口 175cm

奥行 185cm

高さ 157cm

鉄パイプ径 20mm

外部防炎シート

出入口部構造 ヒモ結束

その他

煙火置場の外部

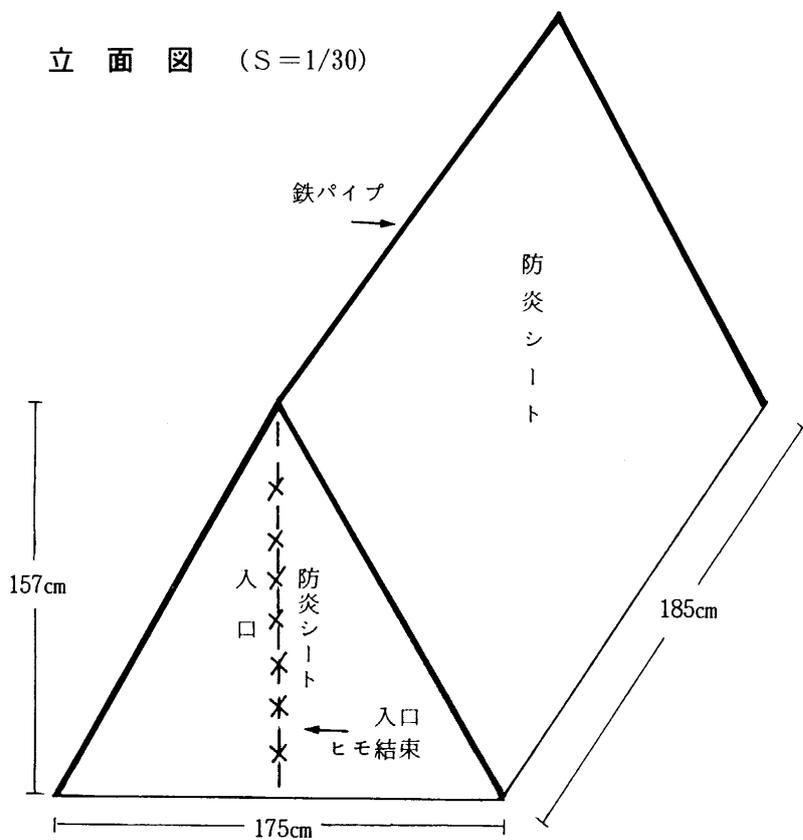
○立入禁止

○火気厳禁

○煙火

標識を設置す。

立面図 (S=1/30)



第5章 譲渡と廃棄

1 火薬類譲渡の許可について

- (1) 許可期間の満了や工事完了に伴い、残火薬類が生じた場合には、火薬類譲渡許可申請書（様式 P107）を提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 火薬類譲渡許可申請書の提出等に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 当該火薬類譲受・消費許可証（又は火薬類譲受許可証、火薬類消費許可証）を返納すること。
 - イ 火薬庫、火薬類取扱所、火工所、発破場所等の帳簿を提示し、内容確認を受けること。
 - ウ 保安責任者手帳を持参し、解任を受けること。
 - エ 「譲渡の目的」は、原則次のように記載すること。

工事完了により残火薬類が発生したとき	〇〇工事完了に伴う残火薬類処理のため
許可期間満了により残火薬類が発生したとき	〇〇年〇月〇〇日付け石川県指令消第〇〇〇号の許可期間満了に伴う残火薬類処理のため

(注) 残火薬類が生じず、譲渡許可申請が不要な場合であっても、ア～ウを行わなければならない。

- (3) 書類の提出先又は提出部数
消防保安課又は県総合事務所 1部

(参考)

- 1 県が許可する譲渡期間は許可日から起算して14日間とする。
- 2 当該許可申請を行う行為は、譲り受けた火薬類を消費する必要（目的）がなくなったため、又は譲受・消費許可期間が満了したため等の理由で残火薬類が生じ、販売店等へ譲り渡す行為であり、当該申請書を提出した後は、その残火薬類は一切消費できない。
- 3 製造業者がその製造した火薬類を譲り渡すとき、又は、販売業者が販売する目的で譲り受けた火薬類を譲り渡すときは、許可が不要である。

2 火薬類廃棄の許可について

- (1) 火薬類を廃棄する場合は、火薬類廃棄許可申請書（様式 P114）を提出し、許可を受けなければならない。
- (2) 申請書の記載に当たっては、次の点に留意すること。
 - ア 廃棄の方法は、廃棄する火薬類の種類に応じて具体的に記載すること。
 - イ 「廃棄を指揮する者」とは、火薬類製造保安責任者免状、火薬類取扱保安責任者免状所有者又は火薬類の廃棄について省令で定める技術上の基準に関する知識を有する者をいう。
- (3) 申請書には、次の書類を添付すること。
 - ア 廃棄場所の位置図
 - イ 廃棄場所附近の見取図
- (4) 書類の提出先又は提出部数
消防保安課又は県総合事務所 1部

様式第9（第35条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲渡許可申請書（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

（代表者）氏 名 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社	
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇）	
職 業	建設業	
（代表者）住所氏名（年齢）	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇（〇〇才）	
火薬類の種類及び数量	爆薬〇〇kg 電気雷管〇〇個	
譲 渡 目 的	〇〇工事完了に伴う残火薬類処理のため	
譲渡期間（1年を超えないこと。）	自 〇〇年〇月〇〇日 至 〇〇年〇月〇〇日	
譲渡火薬類の所在場所	〇〇市〇〇町〇〇番地	
譲 渡 の 相 手 方	住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地
	氏 名	〇〇〇〇

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第30（第65条関係）

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類廃棄許可申請書（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

（代表者）氏 名 〇〇建設株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇建設株式会社
事務所所在地（電話）	〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）
職 業	建設業
（代表者）住所氏名（年齢）	〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇（〇〇才）
火薬類の種類及び数量	爆薬〇〇kg 電気雷管〇〇個
廃棄する理由	湿気のため固化、変質し、使用に適さなくなったため
方 法	爆発処理
場 所	〇〇郡〇〇町〇〇番地
日 時	〇〇年〇月〇〇日 〇：〇〇から〇：〇〇
廃棄を指揮する者の氏名	〇〇〇〇
危険予防の方法	別紙のとおり

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

第6章 火薬類の輸入

1 火薬類の輸入の許可について

火薬類を輸入しようとする者は、その陸揚地を管轄する都道府県知事に火薬類輸入許可申請書（様式P111）を提出し、許可を受けなければならない。

(1) 申請書には次の書類を添付すること。

ア 火薬又は爆薬にあつては成分及び配合比を記載した書面

イ 火工品にあつては構造及び組成を記載した書面

(2) 書類の提出先又は提出部数

消防保安課 1部

2 火薬類輸入許可申請書の記載事項変更について

(1) 火薬類輸入許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、輸入の目的並びに輸入港名を除く。）に変更があつたときは、火薬類輸入許可申請書記載事項変更届（様式P132）を提出しなければならない。

(2) 変更届には次の書類を添付すること。

当該変更の概要を記載した書面

(3) 書類の提出先又は提出部数

消防保安課 1部

3 火薬類の輸入の届出について

(1) 1による輸入の許可を受け、当該輸入を完了した者は、火薬類輸入届（様式P112）を当該輸入の許可を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

(2) 書類の提出先又は提出部数

消防保安課 1部

4 火薬類輸入許可証の返納について

(1) 火薬類の輸入が完了した等の場合は、細則第5条に基づき、火薬類輸入許可証を知事へ返納しなければならない。

(2) 許可証の返納先

消防保安課

様式第 27 (第 46 条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類輸入許可申請書 (記載例)

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇株式会社
事務所所在地(電話)	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
職 業	〇〇輸入販売業
(代表者)住所氏名(年齢)	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 (〇〇才)
火薬類の種類及び数量	煙火 〇〇〇〇 〇〇個 〇〇kg 〇〇〇〇 〇〇個 〇〇kg 〇〇〇〇 〇〇個 〇〇kg 総数 〇〇〇個 総薬量 〇〇〇kg
輸 入 の 目 的	〇〇のため
輸 入 先	〇〇〇〇
製造所及びその年月日	〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇月〇〇日
陸 揚 げ 予 定 期 日	〇〇年〇月〇〇日
輸 入 港 名	小松空港
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 自社所有 煙火火薬庫

別紙添付書類 火薬又は爆薬にあつてはその成分および配合比、火工品にあつてはその構造及び組成を記載した書類

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

火薬類輸入許可申請書記載事項変更届（記載例）

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

氏 名 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	〇〇株式会社	
事務所所在地（電話）	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地（〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）	
許可年月日及び許可番号	〇〇年〇月〇〇日 石川県指令消第〇〇〇号	
変 更 事 項	陸揚げ予定期日	
変 更 内 容	変 更 前	〇〇年〇月〇〇日
	変 更 後	〇〇年〇月〇〇日
変 更 年 月 日	〇〇年〇月〇〇日	
変 更 理 由	積載予定便の変更のため	

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 28 (第 47 条関係)

×整理番号	
×受理日	年 月 日

火 薬 類 輸 入 届 (記載例)

〇〇年〇月〇〇日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

名 称	〇〇株式会社
事務所所在地(電話)	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 (〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)
職 業	〇〇輸入販売業
(代表者)住所氏名(年齢)	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 (〇〇才)
火薬類の種類及び数量	煙火 〇〇〇〇 〇〇個 〇〇kg 〇〇〇〇 〇〇個 〇〇kg 〇〇〇〇 〇〇個 〇〇kg 総数 〇〇〇個 総薬量 〇〇〇kg
輸 入 許 可 番 号	石川県指令消第〇〇〇〇号
積 載 船 名	〇〇〇〇
陸 揚 げ 日	〇〇年〇月〇〇日
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 自社所有 地上式〇級火薬庫

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

第7章 火薬類安定度試験

- 1 火薬類を輸入した者又はその製造後、省令第57条で定める期間を経過した火薬類を所有する者は、省令第58条により火薬類安定度試験を実施し、火薬類安定度試験結果報告書（様式P124）を提出しなければならない。
- 2 書類の提出先又は提出書類
消防保安課又は県総合事務所 1部
- 3 省令第58条で定める期間及び試験方法について

火薬類の種類	実施区分	
硝酸エステル又はこれ含有する火薬若しくは爆薬	製造後1年以上を経過したもの	年に1回遊離酸試験又は耐熱試験を行うこと。
	製造後2年以上を経過したもの	製造年月日から2年を経過した月から3箇月ごとに1回耐熱試験を行うこと。
	製造年月日不明のもの	入手直後直ちに耐熱試験を行い、当該試験日から、3箇月ごとに1回耐熱試験を行うこと。

- ・ 製造所および製造年月日を同じくする同種類の火薬又は爆薬で、製造後2年を経過しないものにあつては25箱（端数は切上げとする。）について1箱以上、製造後2年を経過したものにあつては10箱（端数は切上げとする。）について1箱以上、その他のものにあつては1箱ごとに行うものとする。
 - ・ 硝酸エステルを含有する火薬又は爆薬（硝酸アンモニウムを含有するものを除く。）において、製造の際遊離酸試験用の青色リトマス試験紙を各容器に薬粒又は薬包とともに入れ、3箇月ごとにこれを交換する場合にあつては、当該試験紙が全面にわたり赤色に変色したときは製造後2年以上を経過したものとみなしてこの規定を適用し、当該試験紙が全面にわたり赤に変色しない限りは、この規定を適用しないことができる。
- 4 安定度試験を実施した結果、省令第62条で定める技術上の基準に適合しない火薬類は法第37条の規定により廃棄しなければならない。

(参考)

- 1 遊離酸試験とは、省令第59条に規定する試験をいう。
- 2 耐熱試験とは、省令第60条に規定する試験をいう。

省 令 様 式 集

様式第1 (第2条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類製造営業許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名

名 称		
事務所所在地 (電話)		
製造所所在地 (電話)		
(代表者) 住所氏名		
欠格事由に関する事項	1 法第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった後3年を経過していない者	
	3 心身の故障により火薬類の製造の業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定めるもの	
	4 法人又は団体であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	

別紙添付書類 1 事業計画書
2 危害予防計画書
3 会社にあつては、定款の写し

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第2 (第6条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

危害予防規程 (変更) 認可申請書

年 月 日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事務所所在地 (電話)	
製造所所在地 (電話)	
(代表者) 住所氏名	
変更の場合はその変更の内容	

- 別紙添付書類 1 危害予防規程
2 変更のときは、当該変更の概要を記載した書面

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第4 (第7条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類製造施設等変更許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事務所所在地 (電話)	
製造所所在地 (電話)	
(代表者) 住所氏名	
変更の種類	

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第5 (第8条、第14条関係)

×整理番号	
×受理日	年 月 日

火薬類製造施設
火 薬 庫 軽微変更届

年 月 日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事務所所在地 (電話)	
製造所 火薬庫 所在地 (電話)	
変更の内容	

別紙添付書類 当該変更の概要を記載した書面

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第6 (第10条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類販売営業許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名

名 称		
事務所所在地 (電話)		
(代表者) 住所氏名		
販売する火薬類の種類		
欠格事由に関する事項	1 法第44条の規定により許可を取り消され、取消しの日から3年を経過していない者	
	2 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることのなくなった後3年を経過していない者	
	3 心身の故障により火薬類の販売の業を適正に行うことができない者として経済産業省令で定めるもの	
	4 法人又は団体であって、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの	

別紙添付書類 1 事業計画書

2 会社にあっては、定款の写し

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第7 (第13条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬庫設置等許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事務所所在地 (電話)	
職 業	
(代表者) 住所氏名	
火薬庫所在地 (電話)	
火薬庫の種類及び棟数	
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	
設置、移転、変更の別 (移転又は変更の場合にはその理由)	
備 考	

別紙添付書類 火薬庫工事設計明細書

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ×印の欄は、記載しないこと。
- 3 移転または変更の場合には、新旧を併記すること。
- 4 2級火薬庫にあっては、備考の欄にその使用期間を記載すること。

様式第8 (第14条の2関係)

×整理番号	
×受理日	年 月 日

火 薬 庫 承 継 届

年 月 日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事務所所在地 (電話)	
職 業	
(代表者) 住所及び氏名 (年齢)	
火薬庫所在地 (電話)	
火薬庫の種類及び棟数	
貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量	
前所有者又は前占有者の住所氏名	
承 継 の 理 由	
承 継 の 期 日	
備 考	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。
3 2級火薬庫にあつては、備考欄にその使用期間を記載すること。

様式第9 (第35条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲渡許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名

名	称	
事務所所在地 (電話)		
職	業	
(代表者) 住所氏名 (年齢)		
火薬類の種類及び数量		
譲渡目的		
譲渡期間(1年を超えないこと。)	自	至 年 月 日
譲渡火薬類の所在場所		
譲渡の相手方	住所	
	氏名	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第10 (第36条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲受許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名

名	称	
事務所所在地(電話)		
職	業	
(代表者)住所氏名(年齢)		
火薬類の種類及び数量		
譲受目的		
譲受期間(1年を超えないこと。)		自至 年 月 日
貯蔵又は保管場所		
消費に関する事項	目的	
	日時(期間)	
	場所	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 14(第 41 条、第 42 条関係)

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

完成検査申請書

年 月 日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事務所所在地(電話)	
製造所又は火薬庫の所在地(電話)	
許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
完 成 年 月 日	年 月 日

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

(省令様式)

様式第 18(第 44 条の 2、第 44 条の 3 関係)

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

保安検査申請書

年 月 日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事務所所在地(電話)	
製造所又は火薬庫の所在地(電話)	
完成検査証の交付年月日	年 月 日
前回の保安検査に係る 保安検査証の交付年月日	年 月 日

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第27 (第46条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類輸入許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事務所所在地(電話)	
職 業	
(代表者)住所氏名(年齢)	
火薬類の種類及び数量	
輸 入 の 目 的	
輸 入 先	
製造所及びその年月日	
陸 揚 げ 予 定 期 日	
輸 入 港 名	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	

別紙添付書類 火薬又は爆薬にあってはその成分および配合比、火工品にあってはその構造及び組成を記載した書類

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第 28 (第 47 条関係)

×整理番号	
×受 理 日	年 月 日

火 薬 類 輸 入 届

年 月 日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事務所所在地(電話)	
職 業	
(代表者)住所氏名(年齢)	
火薬類の種類及び数量	
輸 入 許 可 番 号	
積 載 船 名	
陸 揚 げ 日	
貯 蔵 又 は 保 管 場 所	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第29 (第48条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類消費許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事務所所在地 (電話)	
職 業	
(代表者) 住所氏名 (年齢)	
火薬類の種類及び数量	
目 的	
場 所	
日 時 (期 間)	
危 険 予 防 の 方 法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第30 (第65条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類廃棄許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名

名 称	
事務所所在地 (電話)	
職 業	
(代表者) 住所氏名 (年齢)	
火薬類の種類及び数量	
廃棄する理由	
方 法	
場 所	
日 時	
廃棄を指揮する者の氏名	
危険予防の方法	

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ×印の欄は、記載しないこと。

様式第50 (第90条の2関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受理日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲受・消費許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

(代表者) 氏 名

名	称	
事務所所在地(電話)		
職	業	
(代表者) (年齢)	住所氏名	
火薬類の種類及び数量		
目	的	
譲受期間(1年を超えないこと。)		
貯蔵又は保管場所		
消費に関する事項	場	所
	日時(期間)	
	危険予防の方法	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 2 ×印の欄は、記載しないこと。

細 則 様 式 集

別記様式第1号 (第2条関係)

火薬庫を所有又は占有できない旨の許可申請書

年 月 日

石川県知事 様

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名	称	
事務所所在地 (電話)		
製造 (販売) 所所在地		
製造 (販売) 営業許可 年月日及び許可番号		
火薬庫を所有又は 占有できない理由		
代替 とな る 火 薬 庫	火薬庫所在地	
	火薬庫の種類及び棟数	
	火薬庫の設置許可を 受けた者の住所及び氏名	
	火薬庫設置許可年月日 及び許可番号	

添付書類 代替となる火薬庫所有者との借受契約書等

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号 (第2条関係)

火薬類 製造 営業 全部 廃止届
 販売 一部

年 月 日

石川県知事 様

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	
事務所所在地 (電話)	
製造 (販売) 所所在地	
製造 (販売) 営業許可 年月日及び許可番号	
廃止する営業の内容	
廃 止 年 月 日	
廃 止 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3号 (第2条関係)

火薬庫用途廃止届

年 月 日

石川県知事 様

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	
事務所所在地 (電話)	
火 薬 庫 所 在 地	
火 薬 庫 の 種 類 及 び 棟 数	
設 置 許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
廃 止 年 月 日	
廃 止 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第4号(第2条関係)

保安教育計画(変更)認可申請書

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名	称		
事務所所在地(電話)			
製造(販売)所所在地			
製造(販売)する 火薬類の種類			
変	認可年月日 及び認可番号		
	変更事項		
	変更内容	変更前	
		変更後	
更	変更理由		
	変更年月日		

添付書類 1 保安教育計画
2 変更のときは、変更内容の概要を記載した書面

備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 変更欄は、変更の認可申請の場合に記入する。

別記様式第5号 (第2条関係)

火薬類 製造 保安責任者等 選任 届
取扱

年 月 日

石川県知事 様

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

事務所所在地 (電話)		
製造所又は火薬庫の所在地 若しくは消費場所		
選 (解) 任年月日		
選 (解) 任者		
保安 責任 者	住 所	
	氏名及び年令	
	免 状	種第 号 都道府県知事 年 月 日交付
代 理 者	住 所	
	氏名及び年令	
	免 状	種第 号 都道府県知事 年 月 日交付
副 保 安 責 任 者	住 所	
	氏名及び年令	
	免 状	種第 号 都道府県知事 年 月 日交付

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第6号 (第2条関係)

製造施設 (火薬庫) 定期自主検査計画 (変更) 届

年 月 日

石川県知事 様

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名	称	
事務所所在地 (電話)		
製造所又は火薬庫の 所 在 地		
製造施設又は火薬庫の 種 類 及 び 棟 数		
検査予定年月日日	第 1 回	
	第 2 回	
検査指揮監督者		
変更内容	変更前	
	変更後	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 変更内容欄は、変更の届出の場合に記入する。

別記様式第7号(第2条関係)

定期自主検査終了報告書
(年 第 回)

年 月 日

石川県知事 様

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	
事務所所在地(電話)	
製造所又は火薬庫の 所 在 地	
製造施設又は火薬庫の 種 類 及 び 棟 数	
検 査 実 施 期 日	
検 査 結 果	
検 査 指 揮 監 督 者	
補正又は補修した事項	

添付書類 検査結果及び補正又は補修した事項の概要を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第8号 (第2条関係)

火薬類安定度試験結果報告書

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	
事務所所在地 (電話)	
試験を実施した火薬類の種類 及 び 数 量	
試験を実施した 火薬類の製造年月日	
試験実施期日	
試験方法	
試験成績	

添付書類 試験成績の概要を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第9号 (第2条関係)

特定施設
火薬庫 休止届

年 月 日

石川県知事 様

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	
事務所所在地 (電話)	
特定施設 (火薬庫) 所在地	
特定施設 (火薬庫) の種類及び棟数	
許可年月日及び許可番号	
休 止 期 間	
休 止 理 由	
備 考	

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 二級火薬庫にあつては、備考欄に設置許可の有効期限を記載する。

別記様式第 12 号 (第 2 条関係)

火薬類製造 (販売) 営業許可申請書等記載事項変更報告書

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名	称	
事務所所在地 (電話)		
許可年月日及び許可番号		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
変 更 年 月 日		

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 14 号 (第 2 条関係)

火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名	称	
事務所所在地 (電話)		
職	業	
許可年月日及び許可番号		
火 薬 庫 所 在 地		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 15 号 (第 2 条関係)

火薬類の出納に関する報告書

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

火薬庫の名称： (年度分)

火 薬 類 の 種 類	前 年 度 繰 越 高	庫 入 量	庫 出 量	現 在 高	備 考

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
 2 前年度繰越高、庫入量、庫出量及び現在高欄には、単位を付すること。

別記様式第 16 号 (第 2 条関係)

火薬庫設置等許可申請書等記載事項変更報告書

年 月 日

石川県知事 様

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名	称	
事務所所在地 (電話)		
職	業	
許可年月日及び許可番号		
火 薬 庫 所 在 地		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 17 号 (第 2 条関係)

火薬類輸入許可申請書記載事項変更届

年 月 日

石川県知事 様

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名	称	
事務所所在地 (電話)		
許可年月日及び許可番号		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 18 号 (第 2 条関係)

火薬類消費許可申請書等記載事項変更届

年 月 日

石川県知事 様

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名	称	
事務所所在地 (電話)		
許可年月日及び許可番号		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 20 号 (第 2 条関係)

火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届

年 月 日

石川県知事 様

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名	称	
事務所所在地 (電話)		
許可年月日及び許可番号		
変 更 事 項		
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 年 月 日		
変 更 理 由		

添付書類 変更内容の概要を記載した書面

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 21 号 (第 2 条関係)

火薬類所有権取得届

年 月 日

石川県知事 様

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	
事務所所在地 (電話)	
職 業	
取得した火薬類の 種類及び数量	
前所有者の住所 及び氏名	
取得火薬類の貯蔵場所	
取 得 年 月 日	
取 得 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 22 号 (第 3 条関係)

火薬庫外貯蔵場所指示申請書

年 月 日

石川県知事 様

住 所
氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

名 称	
事務所所在地 (電話)	
職 業	
貯蔵火薬類の種類 及び最大貯蔵量	
貯 蔵 期 間	
貯 蔵 場 所	
貯 蔵 目 的	

- 添付書類 1 貯蔵場所付近の位置図及び見取図
2 貯蔵場所の平面図、立面図及び仕様書〔構造図〕
3 貯蔵建築物又は貯蔵設備の構造明細書
4 貯蔵建築物又は貯蔵設備の写真
5 自動警報装置の点検表

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 23 号 (第 3 条関係)

第 号 年 月 日			
火薬庫外貯蔵場所指示証			
石川県知事 印			
火薬庫外貯蔵場所の指示を受けた者	住 所		
	氏名又は名称		
	職 業		
貯 蔵 場 所			
省令第 15 条の表中の貯蔵する者等の区分			
貯蔵火薬類の種類及び最大貯蔵量			
貯 蔵 期 間 (有効期間)	年 月 日から 年 月 日まで		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 24 号 (第 4 条関係)

		第	号
		年	日
		月	
火 薬 類 輸 入 許 可 証			
石川県知事		印	
住 所			
氏名 (年齢) 又は名称			
職 業			
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量			
輸 入 の 目 的			
輸 入 先			
輸 入 港 名			
貯 蔵 又 は 保 管 場 所			
輸 入 期 間 (有 効 期 間)	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
許 可 条 件			
<p>輸入をしないこととなったとき、輸入を完了したとき、又は許可の有効期間が満了したときは、速やかに当該許可証を知事に返納しなければならない。</p>			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 25 号 (第 4 条関係)

第 1 頁

火 薬 類 消 費 許 可 証		第 年 月 日	号
石川県知事		印	
住 所			
氏名 (年齢) 又は名称			
職 業			
火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量			
消 費 の 目 的			
消 費 の 期 間 (有 効 期 間)	自	年 月 日	
	至	年 月 日	
許 可 条 件			
許可を取り消されたとき、消費をしないこととなったとき、消費を終了したとき、又は有効期間が満了したときは、速やかに当該許可証を知事に返納しなければならない。			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 2 頁以下

火 薬 類 消 費 高 記 載 欄				
火 薬 類 の 種 類				
讓 受 高 合 計				
消 費 高	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

手 引 様 式 集

様式第2号

委 任 状

を代理人と定め、下記の権限を委任する。

記

工事において使用する火薬類の譲渡、譲受、消費及び貯蔵、
並びに火薬類取扱保安責任者の選解任等の火薬類取締法に基づく手続き一切の件。

年 月 日

委任者住所

及び氏名

㊞

様式第3号

火薬庫工事設計明細書

1 火薬庫設置の目的

2 火薬庫の位置

別紙火薬庫位置図のとおり。

3 土地所有者の氏名

4 火薬庫使用期間（2級火薬庫のみ必要）

自 年 月 日

至 年 月 日

5 火薬庫附近の状況

別紙火薬庫附近見取図のとおり。

6 保安距離

	保安物件の名称	現況距離	法定距離
第1種保安物件		m	m以上
第2種保安物件		m	m以上
第3種保安物件		m	m以上
第4種保安物件		m	m以上

11 火薬庫の構造及び設備
別紙火薬庫仕様書及び図面等のとおり。

12 火薬庫起工予定日
設置許可後 日以内

13 火薬庫完成予定日
起工後 日以内

14 工事施工業者住所、氏名（電話番号）

住 所

氏 名

（電話番号）

様式第4号

火薬庫設置承諾書

年 月 日

次のとおり火薬庫を私の所有地に設置することを承諾します。

(設置者)

様

(土地所有者)

住 所

氏 名

⑩

次の火薬庫を設置したいので、同意願います。

火 薬 庫 設 置 者 住 所 及 び 氏 名	
火 薬 庫 の 種 類 及 び 棟 数	火 薬 庫 棟
火 薬 庫 設 置 場 所	
火 薬 設 置 目 的	
火 薬 庫 設 置 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
備 考	

様式第5号

保管承諾書

年 月 日

(保管依頼者)

様

(保管承諾者)

住 所

氏 名

印

火薬類を 市 町 番地に設置している私所有の
郡

火薬庫に、次のとおり保管することを承諾します。

記

- 1 火薬類消費（保管）期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 2 火薬類消費場所
- 3 工 事 名
- 4 保管火薬類の種類及び数量
- 5 火薬庫から消費場所までの距離 約 キロメートル
(車での所要時間 約 分)

様式第6号

火薬類消費計画書

工 事 名							
消 費 の 方 法	消 費 時 刻						
	取 扱 従 事 者 名 簿	別紙「火薬類取扱従事者名簿」のとおり					
	発 破 の 種 類						
	火 薬 類 の 種 類 及 び 数 量 (月 別)	種類					
		月別					
		月					
		月					
		月					
		月					
		計					
1 日 の 最 大 消 費 量							
発 破 の 方 法 (範 囲 内 を 明 示)	1 日 の 発 破 回 数		1 回 の 発 破 孔 数		1 発 破 孔 当 た り の 総 薬 量		
	普通	小割	普通	小割	普通	小割	
危 害 予 防 の 方 法	警 戒 の 方 法	見張人 名、その他 ()					
	警 告 の 方 法	サイレン ・ 警告札 ・ その他 ()					
	防 護 措 置	昼 ・ ムシロ ・ 金網ネット ・ その他 ()					
	交 通 制 限	有 (別添許可証のとおり) ・ 無					
火 薬 類 取 扱 所 の 有 無	有 ・ 無						
火 工 所 の 有 無	有 ・ 無						

(注) コンクリート破砕器の場合は、「発破」を「破砕」に読み替えて記載すること。

様式第7号

火薬類取扱従事者名簿〔雇用証明書〕

氏名	資格		担当職							備考	
	免状等の種類及び番号	手帳の種類及び番号	記帳場所	穿孔	装薬	発破	運搬	見張			親ダイ作成
								火工所	警戒		
		保 従									
		保 従									
		保 従									
		保 従									
		保 従									
		保 従									
		保 従									
		保 従									

※ 出向者が従事する場合は、備考欄に出向元を記載すること。

上記の者は、当社の火薬類取扱従事者であることを証明する。

年 月 日

石川県知事 様

証明者住所

及び氏名

様式第8号

火薬類取扱保安責任者等の選任状況

区	分	保安責任者	代理者	副保安責任者
工 事 場 所				
火 薬 庫 種 類	(級火薬庫)			
	(級火薬庫)			
	(級火薬庫)			
<p>(記載要領) 申請者が、他の工事等で火薬類の許可を受けている場合は、その場所及び選任している保安責任者等の氏名を記入すること。</p>				

様式第9号

出 向 証 明 書

下記の者に対し、 年 月 日から 年 月 日まで、

工事における火薬類取扱作業に従事するため、

へ出向させることを証明する。

記

年 月 日

石川県知事 様

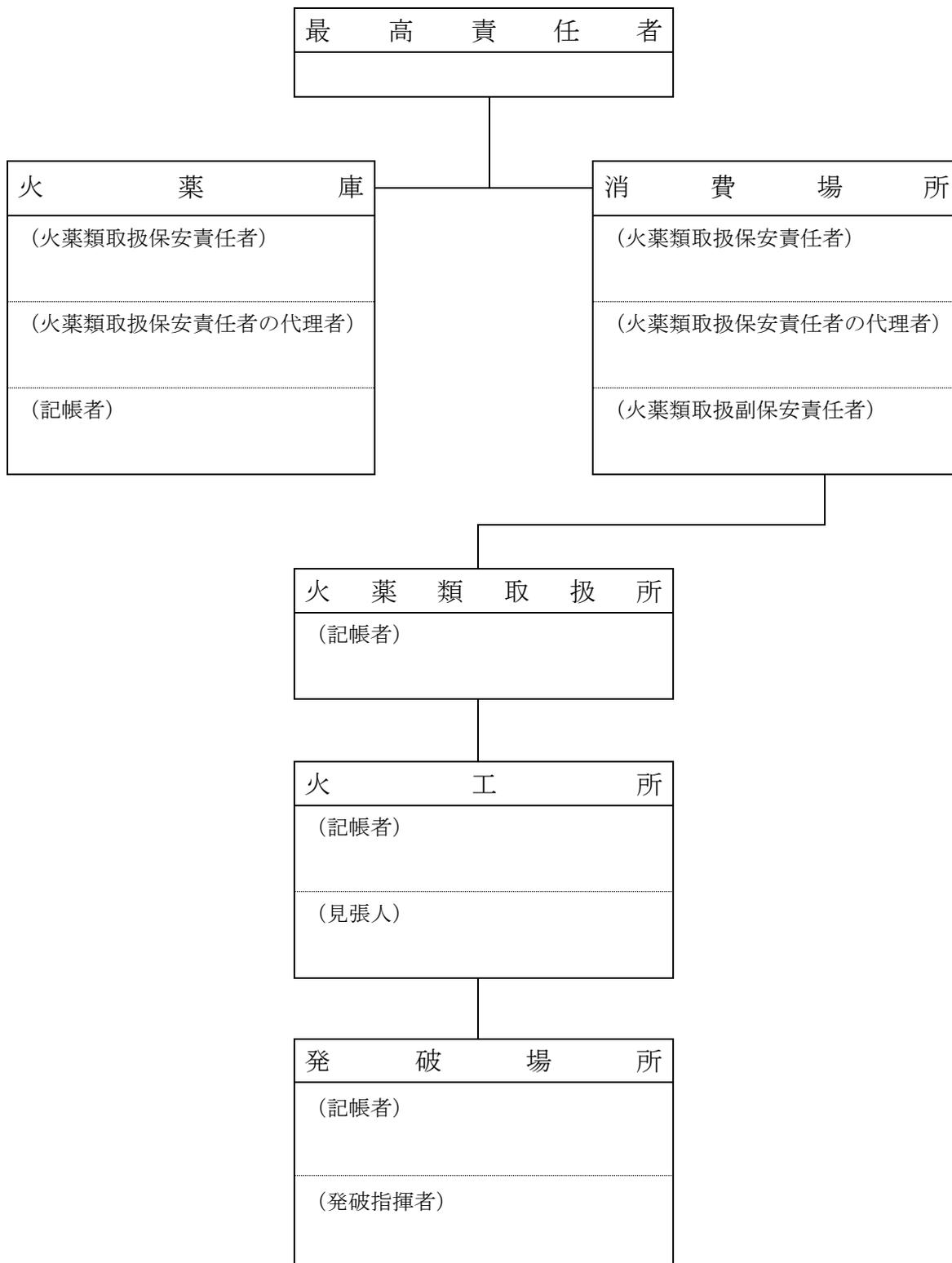
証明者住所

及び氏名

㊞

様式第 10 号

保 安 管 理 組 織 図



様式第 11 号

建設用びょう打ち銃用空砲消費計画書

消費の方法	作業に従事する者の氏名					
	消費場所の記載責任者					
	消費する用うの別量 建設用びょう打ち銃用空砲消費数量	消費場所	住所			
			名称			
		月別				
		月				
		月				
		月				
		月				
		月				
月						
計						
消費場所ごとの 1日最大消費量(個)						
危害予防の方法						

様式第 13 号

煙火取扱従事者名簿

(打揚業者名)

氏 名	現 住 所	年 令	経 験 年 数	煙 火 打 揚 従 事 者 手 帳			職 務 分 担
				種 類	交 付 番 号	受 講 日	
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		
				甲種、甲般 乙、従	号		

(注) 1 手帳の種類「甲種」は保安責任者免状所有者用の甲手帳、「甲般」は一般用の甲手帳、「乙」は乙手帳、「従」は従事者証の区分を示すもので、該当するものに○印をすること。

2 「職務分担」は、総責任者、打揚責任者、仕掛責任者、打揚従事者、仕掛従事者、見張人等と記入すること。

様式第14号

煙火製造施設定期自主検査結果表

検査項目	省令	内 容	結 果
標識・掲示板	4条1項 1号	製造所である旨の標識を掲げ、爆発又は発火に関する必要事項を掲示すること。	適・否
危険区域	同上	危険区域を境界柵等で明瞭に定め、警戒札を掲示すること。	適・否
区域内の施設	同2号	危険区域内には製造所その他の作業上やむを得ない施設以外のものは設置しないこと。	適・否
防火空地	同3号	危険区域内の境界が森林内の場合は延焼防止措置として幅2m以上の空地を設けること。	適・否
保安距離	同4号	危険工室等は、第4号の表に定める保安距離を確保すること。	適・否
保安間隔	同4号 の2	危険工室等は、製造所内の他の施設に対し適正な保安距離を確保すること（S49告示58号）。	適・否
区域内の施設	同5号	危険区域内にはボイラー室及び煙突は設けないこと。（固体燃料を使用しないものは除く。）	適・否
	同5号 の2	煙火の製造所にあつては、粉塵爆発の危険性が高いものとして定める金属粉（H16告示118号）を貯蔵する原料薬品貯蔵所を設けないこと。	適・否
爆発危険工室	同6号	爆発の危険のある工室（不発弾等解散工室に該当するものは除く。）は別棟とし、火炎に対して抵抗性を有する構造、かつ、爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用すること。（放爆・準放爆式構造は除く。）	適・否
土堤・防爆壁 簡易土堤	同7号	煙火等の製造所以外の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には土堤を設けること。（一部基準に適合する場合は省略できる。）	適・否
	同7号 の2	煙火等の製造所にあつては、爆発の危険のある工室又は火薬類一時置場には、土堤、簡易土堤、防爆壁を設ける。ただし、次の場合は省略できる。 ・がん具煙火貯蔵庫と同等以上のがん具煙火一時置場 ・放爆式・準放爆式構造の工室の放爆面以外の方向 ・保安距離若しくは保安間隔が4倍以上確保できる方向 ・保安距離若しくは保安間隔が2倍以上4倍未満の場合は防火壁等に代えることができる。	適・否
避雷装置	同7号 の3	危険工室及び火薬及び爆薬の停滞量が100kgを超える火薬類一時置場には避雷針を設けること。（煙火等の製造所でがん具煙火貯蔵庫・導火線貯蔵庫と同等以上の一時置場は除く。）	適・否
発火危険工室	同8号	発火の危険のある工室は別棟とし耐火性構造とすること。	適・否
防火壁	同9号	発火の危険のある工室と規則に記載する他の施設との間に防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。	適・否
消火設備等	同9号 の2	危険工室の発火の危険のある設備には、必要に応じて自動消火設備、消火器等の消火設備を設けること。	適・否
	同9号 の3	無煙火薬を存置する火薬類一時置場には、次の措置を講ずること。 ・床面から1.5mの高さに温湿度記録計を設置すること。 ・温度を40度以下に保ち、かつ、相対湿度を75%以下に保つこと。温湿度調整装置を設置するときは一時置場の構造及び無煙火薬の種類に応じた防爆性能を有するものであること。 ・窓を設ける場合には、暗幕その他の遮光設備を設けること。 ・基準に適合するスプリンクラー設備を設けること。	適・否
貯水池等	同10号	危険工室の付近には、貯水池、貯水槽、消火栓等の消火の設備を設けること。	適・否
窓・扉	同11号	危険工室の窓及び扉は、次によること。 ・窓及び出口の扉は、できるだけ多く設置し、外開きとすること。 ・窓及び扉に用いる金具は、直接鉄と摩擦する部分の材質は銅又は真鍮とすること。 ・窓には、直射日光を受ける部分に不透明のものを使用する又は日射調整フィルムを貼ること。	適・否
内 面	同12号	危険工室の内面は、次によること。 ・内面の剥離及び内面の一部が火薬類に混入することを防止するための措置を講ずること。 ・内面は隙間のないようにし、かつ、水洗に耐え表面が滑らかであること。 ・床材は、鉛板、ゴム板、ビニル床シート等の軟質材料であること。（電気雷管製造所又は信号炎管、信号かせん若しくは煙火製造所にあつては木材も使用可能。） ・鉄類を表さないこと。	適・否
原動機、温湿度 調整装置	同14号	危険工室内には、原動機及び温湿度調整装置を据付けないこと。	適・否

検査項目	省令	内 容	結 果
暖房装置	同16号	危険工室に暖房設備を設ける場合は、次のいずれかによるものとし、燃焼しやすいものと隔離すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱水又は水蒸気による放熱体を危険工室内に設置する場合は、取り外しが可能で掃除ができる構造の覆いを取り付けること。 ・危険工室内と完全に隔離した熱源で加熱された熱風を危険工室内に送り込場合は、吹き出し口の温度は摂氏50度以下とし、必要により吹き出し口の前面に不燃性板等を設置して熱粉じんの飛び込みを防止すること。 ・火薬類が飛散するおそれがなくエアコンディショナを設置する場合は、吹き出し口の温度は摂氏40度以下とし、室内機の電気配線は工室内に表さないこと。 	適・否
パラフィン槽	同17号	危険工室内におけるパラフィン槽は、次のいずれかによること。 <ul style="list-style-type: none"> ・パラフィン槽内のいずれの部分も摂氏120度を超えないように、温度測定装置を備えた安全装置を設置すること。 ・パラフィンを外層の熱水により溶融させる方式の場合、自動給水器及び水が無くなったときの加熱遮断装置を設置すること。 	適・否
機械設備の接地	同19号	危険工室内の機械設備又は乾燥装置の金属部は、接地しておくこと。	適・否
掲 示 板	同20号	危険工室等には、内部又は外部の見やすい場所に、火薬類の種類及び停滞量、同時に存置することができる火薬類の原料の種類及び最大数量、定員、注意事項その他必要な事項を掲示すること。	適・否
木造建築物	同21号	危険工室に面して設置された普通木造建築物は、次のいずれかによること。 <ul style="list-style-type: none"> ・木板が露出している箇所に防火塗料を塗布すること。 ・木板が露出している箇所を金属板等の不燃性物質で覆うこと。 ・危険工室との間に防火壁を設置すること。 	適・否
粉塵飛散防止	同22号	火薬類及びその原料の粉じんが飛散するおそれがある設備には、飛散を防ぐための措置を講ずること。	適・否
温度測定設備	同22号の2	硝化設備、乾燥設備その他特に温度変化の起こる設備には、温度測定装置を設置し、一定の範囲を超えて温度変化したときに熱源へのエネルギー供給を遮断、原料の供給を停止等の温度変化を抑えるための措置講ずること。	適・否
加 圧 設 備	同22号の3	火薬類又はその原料を加圧する設備は、次のいずれかによること。 <ul style="list-style-type: none"> ・規定以上の圧力になれば自動的に減圧する安全装置を設けること。 ・規定以上の圧力にならない機構をもつ設備であること。 	適・否
静電気防止	同22号の4	危険工室の静電気を防止する措置は、次によること。 <ul style="list-style-type: none"> ・身体に帯電した静電気を除去するための設備を工室の入口に設けること。 ・設備、装置、器具等は必要に応じて導電性のものを使用し、接地すること。 ・床及び作業台には、金属板、導電性マット（シート）等を敷設するか、導電性塗料を塗布する等の措置を講じ、接地すること。 ・雷薬又は淹剤の配合又は填薬を行う危険工室の床及び作業台には、導電性マット（シート）を敷設し、接地すること。 	適・否
排 気 装 置	同23号	工室には、可燃性ガス又は有毒ガスの排気装置を設けること。	適・否
乾 燥 工 室	同23号の2	火薬類の乾燥を行う製造所にあつては、乾燥中に火薬類が爆発し又は発火するおそれがあるときは、乾燥する工室を設けること。（導火線の製造所又は煙火等の製造所にあつては、日乾場。）	適・否
加 温 装 置	同24号	火薬類を乾燥する工室の加温装置は、次のいずれかによること。 <ul style="list-style-type: none"> ・加温装置を乾燥中の火薬類と隔離して設置すること。 ・温水装置を用いて、設定温度が乾燥温度とほぼ同一となるようにすること。 	適・否
乾 燥 台	同24号の2	日乾場の乾燥台の高さは60cm程度とすること。	適・否
防 爆 壁 等	同24号の3	日乾場は、他の施設に対する距離が20m以下の場合には、その施設との間に、爆発の危険のある日乾場にあつては、簡易土堤（高さ2.5m以上）又は防爆壁を設け、発火の危険のある日乾場にあつては防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。	適・否
放 冷 設 備	同24号の4	日乾場は、必要に応じ火薬類を放冷するための設備を設けること。	適・否
日 射 対 策	同24号の5	星打ち場又は星掛け場には、日光の直射を防ぐための措置を講ずること。	適・否
爆発試験場等	同25号	爆発試験場、燃焼試験場、発射試験場又は廃薬焼却場は、次によること。 <ul style="list-style-type: none"> ・危険区域内に設けること。 ・土堤若しくは防爆壁を設置すること又は防火壁の設置その他の延焼を遮断するための措置を講ずること。 ・周囲の樹木、雑草等を伐採又は散水しておくこと。 	適・否

検査項目	省令	内 容	結 果
運 搬 容 器	同26号	火薬類又はその原料を運搬する容器は、できるだけ緻密軟質で火薬類又はその原料と化学作用を起こさない材料を使用し、確実に蓋のできる構造とすること。	適・否
	同26号 の2	火薬類一時置場に無煙火薬を存置する場合に使用する容器は、収納することができる無煙火薬の質量が80kg以下のものであり、材質はアルミニウム及び木材以外のものとする。	適・否
運 搬 車	同27号	<p>危険区域内で火薬類を運搬する運搬車は、次のいずれかによること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手押し車は、摩擦及び衝動を与えない構造のもの。 ・畜電池車は、次によるもの。 <ul style="list-style-type: none"> イ 荷台又は荷台と車軸との間には適当な緩衝装置を備えること。 ロ 蓄電池は、使用電圧が80V以下に保たれていること。 ハ 電気設備は、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。 ニ 電気配線は、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれ定着されていること。 ホ 電気系統の短絡等による火花や火炎の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。 ヘ 消火器が備えられていること。 ・ディーゼル車又はガソリン車は、次によるもの。 <ul style="list-style-type: none"> イ 電気設備は、振動によって緩まないように固定され、適当な覆いがされていること。 ロ 電気配線は、配線相互間及び配線と車体間の絶縁が十分に保たれ定着されていること。 ハ 排気管及び消音器は、継ぎ目その他から排気の漏れがなく、運搬する火薬類その他周囲の火薬類からの距離が20cm未満の部分には適当な防熱措置が講じられていること。 ニ 排気管は運搬する火薬類その他周囲の火薬類に影響を与えない位置において開口していること。 ホ 燃料やオイル漏れ、電気系統の短絡等による火花や火炎の発生がないよう常に点検及び整備がされていること。 ヘ 消火器が備えられていること。 	適・否
運 搬 通 路	同28号	火薬類の運搬通路の路面は平坦で、勾配は50分の1以下とすること。	適・否
改 善 又 は 補 修 す べ き 事 項			
上記改善等の必要事項 に対して取った措置		(対応年月日)	
		(対応内容)	

様式第15号

火薬庫定期自主検査結果表

項目	内 容	区 分	結 果	
保 安 距 離	第1種、第2種、第3種、第4種保安物件までそれぞれ規定以上の保安距離が確保されていること。	①②③煙	適・否	
	自家専用施設 第1種、第2種、第3種、第4種保安物件までそれぞれ規定以上の保安距離が確保されていること。	①②③煙	適・否	
位 置	湿地を避ける位置に設置されていること。	①②煙	適・否	
構 造	地上式一級火薬庫の場合は次の構造であること。 平屋建であり、鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロック造、石造 地上式二級火薬庫の場合は次の構造であること。 平屋建であり、鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、これらと同程度のもの 煙火火薬庫の場合は次の構造であること。 平屋建であり、鉄筋コンクリート造、補強コンクリートブロック造	①②③煙	適・否	
基 礎	基礎は堅ろう高位であり、排水は良好であること。	①煙	適・否	
壁 (S49通知158号)	地上式一級火薬庫の場合は次の構造であること。 鉄筋コンクリート造一厚さ15cm以上 煉瓦造・コンクリートブロック造・石造一厚さ20cm以上	①	適・否	
	地上式二級火薬庫の場合は次の構造であること。 鉄筋コンクリート造一厚さ10cm以上 コンクリートブロック造一厚さ12cm以上 鉄板製一厚さ2mm以上で溶接（内面ボルト締め）、天井裏に金網	②	適・否	
	地上式三級火薬庫の場合は次の構造であること。 前面は厚さ10cm以下の無筋コンクリート造 その他は厚さ20cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ30cm以上の補強コンクリートブロック造	③	適・否	
	煙火火薬庫の場合は次の構造であること。 鉄筋コンクリート造一厚さ10cm以上 補強コンクリートブロック造一厚さ19cm以上	煙	適・否	
火薬又は爆薬と 火工品を同室に 貯蔵する場合	床下は基礎と一体であり、厚さ10cm以上のコンクリート打ちであること。	③	適・否	
	隔壁は、厚さ30cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ40cm以上の補強コンクリートブロック造であり、床下コンクリート又は基礎と一体となっていること。	③	適・否	
入 口	保安物件に対し危険の恐れのない側に設け、注水設備を設けること。	③	適・否	
扉	外 扉	耐火扉で厚さ3mm（二級は2mm）以上の鉄板であること。	①②③	適・否
		アングル（40×40×5mm以上）補強されていること。	①②③	適・否
		扉と鉄枠（又は両開戸）の隙間は5mm以下であること。	①②③	適・否
		鉄枠に15mm以上覆いかぶさる構造であること。	①②③	適・否
		耐火扉で厚さ3mm以上の鉄板とし、適当に補強されていること。	煙	適・否
	内 扉	木製の板戸であり、錠を取り付けていること。	①②③	適・否
		錠を取り付けていること。	煙	適・否
	蝶 番	角蝶番は長さ150mm以上、真棒が容易に抜けないものが3箇所以上に設置されていること。	①②③	適・否
		取付ビス頭は外部から見えないよう取り付ける（又は電気溶接）こと。	①②③	適・否
	ロ ッ ド 棒	上下2箇所（1箇所2本以上）あり、蝶番側の扉側面に取り付けられていること。	①②③	適・否
		直径13mm以上の炭素鋼で、受け孔に15mm以上はめ込み、取付けは溶接してあること。	①②③	適・否
	扉 枠	壁体の鉄筋に電気溶接等で溶接し、コンクリートで固定されていること。（三級は扉枠が外れないような構造）	①②③	適・否
	施 錠	シリンダー錠、レバータンブラー錠、同等以上のものであること。	①②③	適・否
		デッドボルトはステンレス鋼等で受け座に10mm以上はめ込む構造であること。	①②③	適・否
		錠座、シリンダーは扉の外面に突出（又は鉄製リングで溶接して保護）しない構造であること。	①②③	適・否
取付ボルトは扉の外面に突出していないこと。		①②③	適・否	
両開戸の上げ落とし（径16mm以上の鉄棒）のはめ込みは15mm以上であること。 錠を取り付けていること。		①②③ 煙	適・否 適・否	

項目	内 容	区 分	結 果
窓	地盤面上1.7m以上の高さに設置されており、10cm以下の間隔で直径1cm以上の鉄棒をはめ込まれた構造のものであり、内方に不透明なものを使用するか日射調整フィルムを貼る。外方は外部から容易に開けない防火扉が設置されていること。	①②③	適・否
床・通気孔	搬装 置 出 入 なし 床は次のいずれかによること。 ・床は地盤面から30cm以上（煙火を除く。）、2個以上の通気孔（金網張）を設置。通気孔の幅が20cm以上の場合は5cm間隔に、直径1cm以上の鉄棒をはめ込む構造であること。 ・床と地盤面の間に、防湿フィルムが敷設されていること。 ・床面に、防湿塗料が塗布されていること。	①③煙	適・否
床・通気孔	床の下面には厚さ2mm以上の鉄板が張られていること。	②	適・否
内面・床面	内面は木板を使用し、床面には鉄類を表さないこと。	①②③煙	適・否
換気孔	天井に1個以上、両妻に各1個以上設置されており、金網張であること。	①③煙	適・否
暖房設備	次のいずれかによること。 ・熱水又は水蒸気によること。 ・熱風によること。 ・エアコンディショナは、吹き出し口温度50度以下で、内面に電気配線を表さないこと。	①②③煙	適・否
照明設備	防爆式電灯、配線は金属線び工事、金属管工事、がい装ケブル工事により施工されており、自動しゃ断器、開閉器が庫外に設置されていること。	①②③煙	適・否
屋根	外面は金属板・スレート板・瓦（三級は他に鉄網セメントモルタル）が使用されていること。小屋組みを設ける場合は木材（二級は他に軽量型鋼）が使用されていること。	①②③煙	適・否
避装 雷置	型 式 (H27告示145号) 避雷針・架空地線であること。	①煙	適・否
	構 造 突針（架空線）から45度以内の角度で保護されていること。	①煙	適・否
	設置抵抗 10オーム以下（銅線4条以上等の場合適用外）であること。	①煙	適・否
避雷装置	できるだけ設置すること。	②	適・否
土堤又は簡易土堤	堤脚から火薬庫外壁までは1m以上あること。	①②③煙	適・否
	切通出入口は本屋から引いた直線が土堤頂上線と交差していること。	①②③煙	適・否
	トンネル入口は外壁から引いた直線がトンネル壁線と交差していること。	①②③煙	適・否
	2棟以上隣接の場合は中間土堤（内面を補強していないもの。）に通路は設けていないこと。	①②③煙	適・否
土 堤	土堤勾配は45度以下であること。内面を補強する場合は、高さは土堤の1/2以下とし、90度以下であること。	①②③煙	適・否
	土堤高さは屋頂（煙火は軒）の高さ以上であること。（火薬庫の高さ1.5m未満ならば最低1.5m以上）	①②③煙	適・否
	頂部の厚さは1m（内面を補強する場合は、その厚さを加える。）以上あること。	①②③煙	適・否
	材料は軽量飛散となるものを使用すること。	①②③煙	適・否
	堤脚をやむを得ず土留とすときは土堤の高さの1/3以下であること。	①②③煙	適・否
	土堤面はできるだけ芝草類又はセメントモルタルで被覆されていること。	①②③煙	適・否
簡 易 土 堤	土堤勾配は75度以下であること。	③煙	適・否
	土堤の高さは屋頂（煙火は軒）の高さ以上であること。（火薬庫の高さ1.5m未満ならば最低1.5m以上）	③煙	適・否
	頂部の厚さは60cm以上であること。	③煙	適・否
	十分な強度の側壁板、支柱を堅固に土留めし、材料は軽量飛散となるものを使用すること。	③煙	適・否
	頂部は板で覆い雨水の浸入がないこと。	③煙	適・否
防 爆 壁 (S35告示76号)	壁脚から火薬庫外壁まで2m以上あり、基礎は堅ろうであること。	煙	適・否
	構造は厚さ15cm以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ20cm以上の補強コンクリートブロック造であること。	煙	適・否
	高さは、火薬庫の軒高以上であること。	煙	適・否
	出入口の外側には更に防爆壁を設けること。	煙	適・否
火薬庫相互間の 距	土堤を設けない場合、貯蔵する爆薬の量に応じた基準以上の距離を取ること。	②	適・否
防火・警戒設備	幅2m以上の防火空地があり、貯水槽（ドラム缶）、バケツ、警戒札（火気厳禁、立入禁止等）、境界柵（有刺鉄線等）が設置されていること。	①②煙	適・否
	入り口は危険の恐れがない側に設置し、貯水槽、消火栓等を設けること。	③	適・否

項目	内 容	区 分	結 果	
盗 難 防 止 措 置	天井裏又は屋根に金網張（線径4mm以上、網目5cm以下）されていること。	①②③	適・否	
警 鳴 装 置	装置の位置	警鳴部は外壁に設置し、警報部は管理人常駐場所に設置されていること。	①②③	適・否
	本体収納設備	鉄製(1mm以上)の堅固な収納設備であり、雨・虫等が入りにくい構造であること。施錠は南京錠、えび錠を除くものであること。	①②③	適・否
	警 報 器	警報音は警報器から1mの距離で80dB以上であること。	①②③	適・否
	回 路	庫内電流は10mA以下であること。	①②③	適・否
		回路線を切断したとき装置が作動すること。	①②③	適・否
		扉スイッチ等は確実に作動すること。	①②③	適・否
		作動テスト装置があること。	①②③	適・否
		異常電流に対する保安装置があること。	①②③	適・否
警 戒 細 線	天井、側壁、扉内面に設置基準の間隔で固定されていること。	①②③	適・否	
電 源	電源の消耗状況を示すメーターがあること。	①②③	適・否	
改善又は補修すべき事項				
上記改善等の必要事項に対して取った措置	(対応年月日)			
	(対応内容)			

(注)「区分」欄の①とは地上式一級火薬庫、②とは地上式二級火薬庫、③とは地上式三級火薬庫、「煙」とは煙火火薬庫をいい、該当する火薬庫は、左記の項目について検査しなければならない。

様式第 18 号

火薬類消費明細簿

(年度分)

消費場所									
火薬類 の種類 (単位)									
4月									
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
合計									

(参考) 石川県火薬類取締法施行細則全文

火薬類取締法施行細則をここに公布する。

平成十五年四月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第二十九号

火薬類取締法施行細則

火薬類取締法施行細則（昭和二十五年石川県規則第七十六号）の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この規則は、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号。以下「法」という。）の施行に関し、火薬類取締法施行令（昭和二十五年政令第三百二十三号）及び火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請書等の様式)

第二条 次の各号に掲げる申請、届出及び報告は、それぞれ当該各号に定める様式により行わなければならない。

- 一 法第十三条ただし書の規定による自己の用に供する火薬庫を所有し、又は占有することができない旨の許可の申請 別記様式第一号
- 二 法第十六条第一項の規定による製造又は販売の営業の全部又は一部の廃止の届出 別記様式第二号
- 三 法第十六条第二項の規定による火薬庫の用途の廃止の届出 別記様式第三号
- 四 法第二十九条第一項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による保安教育計画の認可又は変更の認可の申請 別記様式第四号
- 五 法第三十条第三項の規定による火薬類製造保安責任者若しくは火薬類製造副保安責任者又は火薬類取扱保安責任者若しくは火薬類取扱副保安責任者の選任又は解任の届出並びに法第三十三条第二項の規定による火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者の代理者の選任又は解任の届出 別記様式第五号
- 六 法第三十五条の二第二項の規定による定期自主検査の計画の届出又は変更の届出 別記様式第六号
- 七 法第三十五条の二第三項の規定による定期自主検査の終了の報告 別記様式第七号
- 八 法第三十六条第一項の規定による火薬類安定度試験の結果の報告 別記様式第八号
- 九 省令第四十四条の二第二項ただし書の規定による使用を休止した特定施設又は火薬庫の届出 別記様式第九号
- 十 省令第六十七条の七第四項の規定による保安教育計画を定めるべき者として指定された消費者の指定の取消しの申請 別記様式第十号
- 十一 省令第八十一条の十四の表第一号に規定する製造した火薬類の種類ごとの数量を集計した報告 別記様式第十一号

- 十二 省令第八十一条の十四の表第二号及び第五号に規定する火薬類製造営業許可申請書、火薬類販売営業許可申請書若しくは事業計画書の記載事項又は定款の写しの変更の報告 別記様式第十二号
- 十三 省令第八十一条の十四の表第四号に規定する省令第十一条第一項の記載事項を集計した報告 別記様式第十三号
- 十四 省令第八十一条の十四の表第七号に規定する火薬庫設置等許可申請書又は火薬庫工事設計明細書の記載事項の変更の届出 別記様式第十四号
- 十五 省令第八十一条の十四の表第八号に規定する省令第三十三条第一項の記載事項を集計した報告 別記様式第十五号
- 十六 省令第八十一条の十四の表第九号に規定する火薬庫設置等許可申請書又は火薬庫工事設計明細書の記載事項の変更の報告 別記様式第十六号
- 十七 省令第八十一条の十四の表第十号に規定する火薬類輸入許可申請書の記載事項の変更の届出 別記様式第十七号
- 十八 省令第八十一条の十四の表第十一号に規定する火薬類消費許可申請書又は火薬類消費計画書の記載事項の変更の届出 別記様式第十八号
- 十九 省令第八十一条の十四の表第十二号に規定する省令第五十六条の五第一項の記載事項を集計した報告 別記様式第十九号
- 二十 省令第八十一条の十四の表第十四号に規定する火薬類廃棄許可申請書の記載事項の変更の届出 別記様式第二十号
- 二十一 省令第八十一条の十四の表第十五号に規定する火薬類の所有権の取得の届出 別記様式第二十一号

(火薬庫外貯蔵場所の指示)

第三条 法第十一条第一項ただし書の規定に基づく省令第十五条第一項の表に規定する火薬類を貯蔵する安全な場所の指示を受けようとする者は、別記様式第二十二号による火薬庫外貯蔵場所指示申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の指示をしたときは、別記様式第二十三号の火薬庫外貯蔵場所指示証を申請者に交付する。

(火薬類輸入許可証及び火薬類消費許可証の交付)

第四条 知事は、法第二十四条第一項の規定による火薬類の輸入の許可をしたときは、別記様式第二十四号の火薬類輸入許可証を申請者に交付する。

- 2 知事は、法第二十五条第一項の規定による火薬類の消費の許可をしたときは、別記様式第二十五号の火薬類消費許可証を申請者に交付する。

(火薬類輸入許可証及び火薬類消費許可証の返納)

第五条 前条第一項の火薬類輸入許可証の交付を受けた者は、輸入をしないこととなったとき、輸入を完了したとき、又は許可の有効期間が満了したときは、速やかに、当該許可証を知事に返納しなければならない。

- 2 前条第二項の火薬類消費許可証の交付を受けた者は、許可を取り消されたとき、消費をしないこととなったとき、消費を終了したとき、又は許可の有効期間が満了したときは、速やかに、当該許可証の火薬類消費高記載欄に必要事項を記入の上、当該許可証を知事に返納しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の火薬類取締法施行細則の規定に基づき提出されている申請書その他の書類は、この規則の相当規定に基づいて提出されたものとみなす。